

# 佐倉市文化財保存活用地域計画 素案

令和 5 年 5 月

千葉県佐倉市

## 第1章 計画の概要

第1節	計画策定の背景と目的	1-1
第2節	計画の位置づけ	1-2

## 第2章 佐倉市の概要

第1節	自然的・地理的環境	2-1
第2節	社会的環境	2-6
第3節	歴史的環境	2-10

## 第3章 佐倉市の文化財の概要・特徴と現状

第1節	佐倉市の文化財の概要と特徴	3-1
第2節	既存の文化財の把握調査の概要	3-24
第3節	これまでの保存・活用の取り組み	3-34

## 第4章 佐倉市の歴史文化の特徴

第1節	佐倉市の5つの歴史文化	4-1
第2節	5つの歴史文化からみる佐倉の特徴	4-3

## 第5章 佐倉市の文化財の保存・活用に関する将来像と方向性

第1節	文化財の保存・活用に関する将来像	5-1
第2節	将来像の実現に向けた方向性	5-2
第3節	文化財の保存・活用に関する課題・方針	5-8

## 第6章 文化財の保存・活用に関する措置と推進体制

第1節	文化財の保存・活用に関する措置の考え方	6-1
第2節	文化財の保存・活用に関する措置の内容	6-4
第3節	文化財の保存・活用の推進体制	6-19

## 第7章 関連文化財群及び文化財保存活用区域

第1節	関連文化財群及び文化財保存活用区域設定の考え方	7-1
第2節	関連文化財群の概要と措置の推進	7-2
第3節	文化財保存活用区域の概要と措置の推進	7-18

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画作成の背景と目的

佐倉市は、近世以降に城下町として栄え、佐倉城を中心に、武家屋敷群、古い町並み、祭礼文化等が残されています。また、幕末期の藩主によって蘭学が推奨され、蘭学の先進地として栄えました。明治時代には陸軍歩兵の連隊が置かれ軍都として発展し、戦後はベッドタウンとして成長するなど、伝統と文化を築き上げながら発展してきました。

平成28年4月には、同じ北総に位置する成田市、香取市（佐原）、銚子市とともに、日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」（以下、北総四都市江戸紀行）に認定され、佐倉市は城下町としてストーリーを構成する四都市の一つに数えられています。

一方、近世以前では、縄文時代の集落跡で環状盛土が特徴的な井野長割遺跡（国指定史跡）を始めとする原始・古代の史跡や、中世には、鎌倉幕府の成立に伴い勢力を伸ばした千葉氏の支配下に置かれ、戦国時代には下総千葉氏の本拠地として築城された本佐倉城（国指定史跡）等があります。

このように、佐倉市は豊富な文化財を持ちながらも、今まで、主に佐倉城の城下町エリアにスポットライトが当てられ、未指定も含めたその他の文化財がこぼれ落ちてしまっていることが課題の一つとされてきました。また、佐倉の歴史や文化を総合的に展示する施設がないことによる保存・活用の場と機会の不足や、高齢化や少子化に伴う、これまで受け継がれてきた文化財や伝統行事等の存続の危機等の課題があります。

その中で、令和2年度に策定した第5次佐倉市総合計画では、「笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」を将来都市像とし、「地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち」の施策として、「歴史・文化資産を保全・活用」するとし、城下町エリアだけでなく、「原始・古代からの多数ある文化財を、市民とともに、これからも守り、生かし、伝えていく」ことを掲げています。

この第5次佐倉市総合計画を踏まえ、市内に多数ある様々な時代の文化財の保存と活用を通じて、市民や佐倉に関わる人を、地域コミュニティを、そしてまち全体を元気にし、“笑顔輝き”“活力と賑わいのある”佐倉市を創り上げていくことを目指して、佐倉市文化財保存活用地域計画を作成するものです。

## 第2節 地域計画の位置付け

### (1) 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく法定計画として作成します。作成にあたっては、文化財保護法に従うとともに、千葉県文化財保存活用大綱や、市の総合計画、教育大綱、教育ビジョンとの整合を図ります。

また、市の各種関連計画との連携を図りつつ、文化財の保存・活用に関する基本的な方針を示すマスタープランとして、かつ、具体的な措置を定めるアクションプランとして作成します。

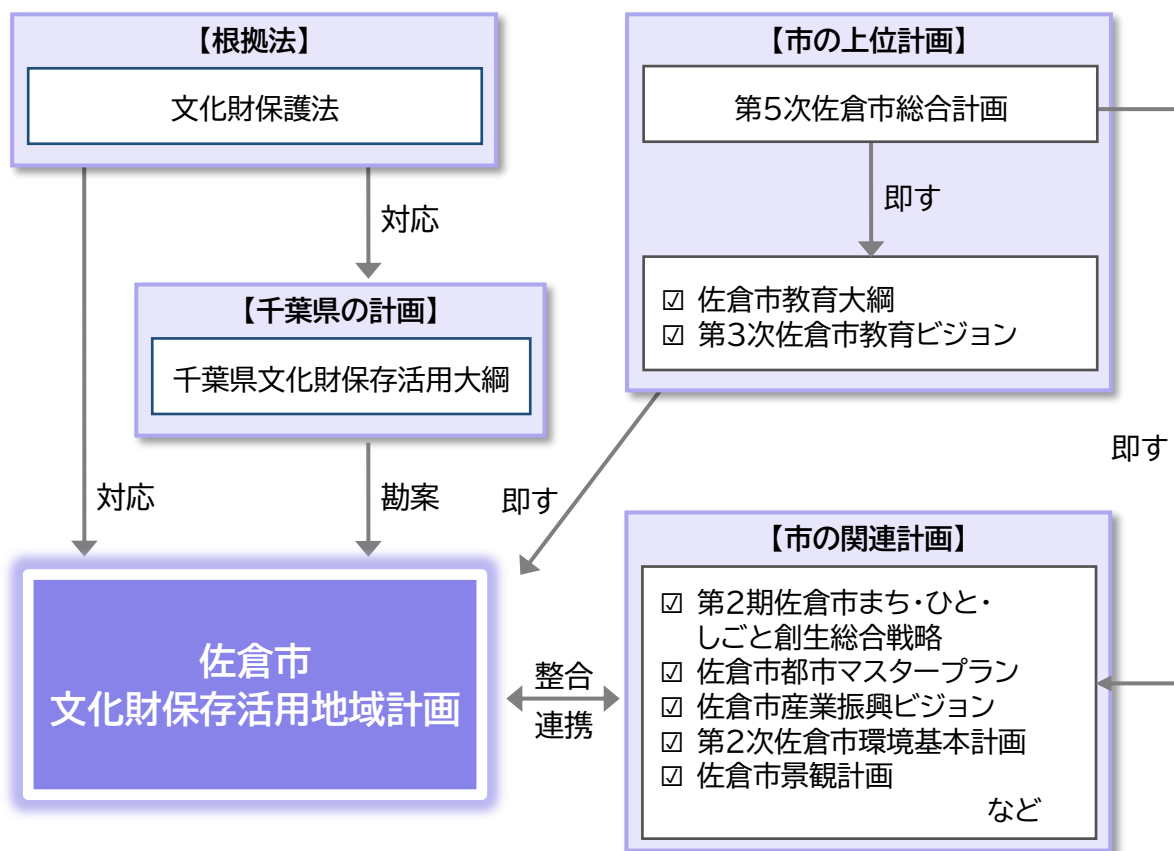


図 1-1 本計画の位置付け

## (2) 千葉県の計画

### 千葉県文化財保存活用大綱

法第 183 条の 2 の規定に基づき、千葉県における「文化財の保存及び活用の総合的な政策の大綱」として定められています。市町村は、域内の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として地域計画を作成する際には、大綱を勘案すべきものとされています。

千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像は、「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」であり、この将来像のもとに、県・市町村が保存・活用のために講ずる措置、市町村及び文化財所有者等への支援、防犯・防災及び災害発生時の対応、県における文化財の保存・活用の推進体制などが示されています。

## (3) 市の上位計画

### 第 5 次佐倉市総合計画（令和 2 年度～令和 13 年度）

令和 2 年 3 月に策定された第 5 次佐倉市総合計画は、将来都市像を「笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」に定め、まちづくりの基本方針として「地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち」「豊かな心を育み 笑顔あふれるまち」等を掲げています。

「地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち」では、歴史、自然などの地域資源の積極的な活用により国内外から多くの人々が訪れる、歴史、自然、文化が息づく、活力と賑わいのあるまちを目指しています。

また、「豊かな心を育み 笑顔あふれるまち」では、郷土佐倉への理解や愛着の醸成を図ることにより、地域を支える人材を育むまちを目指しています。

### 佐倉市教育大綱（令和 2 年度～令和 5 年度）

佐倉市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づき、佐倉市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を定めるものです。

その前文では、変わりゆく社会情勢に対応した新たな価値を創造していく上で、進取の精神を育んできた佐倉の歴史から学ぶことは、極めて大きいものであること、そして、佐倉市は、多くの人材を育てる「まち」を目指し、豊かな心の充実を教育の根幹と捉え、佐倉学を推進し、佐倉で学んだ人々が、佐倉に誇りと愛着を持って一生涯活躍できるよう、教育の更なる充実に取り組んでいくことをうたっています。

また、基本方針の 1 つに「歴史・文化資産の保全、活用を推進し、芸術・文化を振興します」を掲げ、「好学進取」の精神に富んだ佐倉市の、文化の発展を支える確かな気風や、日本遺産に認定された歴史的な町並みなど数多くの歴史文化資産等の特色を活かしながら、

数多くの歴史文化資産を未来へ継承していくために、地域文化の振興に向けた取り組みを行うこととしています。

### 第3次佐倉教育ビジョン（令和2年度～令和13年度）

第3次佐倉教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に規定されている、佐倉市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

基本理念を「私が輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”」とし、めざすべき佐倉市民像として、「(1) 思いやりのある豊かな心を持ち、自然や文化を大切にする人」「(2) よく学び、自ら考え進んで行動する人」「(3) 佐倉への愛着と国際的な視野を持って社会に関わる人」としています。

基本理念やめざすべき佐倉市民像の実現に向けた基本方針の1つ「佐倉の「輝く」力の向上をめざす」では、歴史・文化資産を保護保存するとともに、関係機関と連携し、有効活用を図ることにより、貴重な資産を次世代に継承し、市民の関心や興味を深めること、及び、これまで歴史・文化資産として十分認知されるに至っていないものも掘り起こし、新たな佐倉の魅力の創出に努めることを掲げています。

## （4）市の関連計画

### 第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第5次佐倉市総合計画と整合を図りつつ、「佐倉市人口ビジョン（令和2年3月改訂）」に掲げた佐倉市の目標人口を維持するとともに、活力ある地域社会を構築するための取組を示すもので、令和2年3月に策定されました。取組に当たっては、市民のライフステージに着目し、また、多様な人材が活躍できる環境づくりや、Society5.0の実現に向けた未来技術の積極的な活用、SDGsを原動力とした地方創生の横断的な視点を踏まえ、進めるものとしています。

この中で、基本目標の1つに「佐倉の魅力を発信し、「ひと」の流れを定住につなげます」を掲げ、歴史・自然・文化資源を活用しての来訪者の増加をめざし、市民の財産でもある貴重な文化財を適切に管理するとともに、観光資源として有効活用することとしています。

また、基本目標「安心して笑顔で暮らし続けられる「まち」をつくります」において、歴史・自然・文化から育まれた佐倉市の個性を活かした景観の形成及び保全を推進することとしています。

## 佐倉市都市マスタープラン（令和3年度～令和12年度）

都市マスタープランは、市町村の「都市計画に関する基本的な方針」で、都市の将来像や整備方針を明示し、住民や事業者、行政など様々な主体がそれらを共有しながらまちづくりを実現していくことを目的としており、計画的なまちづくりを進めるための道しるべとなるものです。

将来像を「都市と農村が共存するまち 佐倉」と定め、基本目標として「佐倉らしきを守り育てるまちづくり（歴史・自然・文化の保全と活用）」や「佐倉の資産を活かしたまちづくり（産業・観光の振興）」等を掲げています。

本市には、太古から人々の生活が営まれてきた歴史の蓄積、印旛沼や谷津に代表される豊かな自然、城下町を中心に人々の生活の中で構築されてきた文化などの「佐倉らしき」が数多くあり、これらを守り育てていくことで、暮らしの場、訪れる場としての魅力を高めていくこと、また、これら歴史・自然・文化を市民と守り、育てるとともに、市民の郷土への愛着を醸成する場や観光資源として有効に活用し、広く市の内外にPRしていくこととしています。

## 佐倉市観光グランドデザイン（佐倉市産業振興ビジョン 別冊）

### （令和2年度～令和13年度）

観光振興に関する長期的なビジョンや総合的な戦略を明確にすることにより、通年型の観光地づくりを推進し、地域経済の活性化、地域文化の維持・発展、新規事業者の流入による雇用増、ひいてはシビックプライドを醸成することをめざして策定されたものです。基本理念は、「歴史の趣、自然の恵み『となりの観光地・佐倉』～気軽に、繰り返し、楽しめるまち～」と定めています。

施策においては、城下町地区と印旛沼周辺の2つを核とした「観光Wコア構想」を掲げ、国の登録有形文化財等の古民家の有効活用、城下町地区の回遊性の向上、城下町地区の歴史的資源を活用したサムライツーリズムの促進、日本遺産「北総四都市江戸紀行」を活用したPRや教育旅行の促進等に取り組むこととしています。

## 第2次佐倉市環境基本計画（令和2年度～令和13年度）

環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。計画では、目標とする環境像を「印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち」として、身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、総合的に捉えています。

基本目標の1つ「豊かな自然を守り育てるまち～自然共生社会の実現～」では、本市の豊かな自然を、歴史・文化と並ぶ魅力の1つに数え、谷津をはじめとする豊かな自然や里山景観等のみどりや、印旛沼等の水辺の保全を行っていくこととしています。

## 佐倉市景観計画（平成29年12月策定）

佐倉市の豊かな歴史・文化、印旛沼に代表される恵まれた自然環境などを、本市の個性であり後世に伝えるべき共有財産と捉え、佐倉らしい景観を活かし、身近な景観や生活環境を向上させ、住んでいる人にも訪れる人にも、心地よさや地域の魅力を実感することができる景観の形成、活力やにぎわいのある景観の創出を目指し、景観法に基づく景観計画が策定されています。

「歴史・自然・文化をつなぐみんなで育む 佐倉らしい景観」を景観形成の基本理念に掲げ、基本目標の1つ「時代の積み重ねを感じさせる歴史的な資源を活かす」では、城跡や遺跡、歴史的建造物などを活かし、まちの歴史的な風土の保全・継承を図ること、「歴史の町佐倉」を代表する佐倉城跡や旧城下町周辺において、重点的な景観形成に取り組むこととしています。

## （6）計画期間

本計画の上位計画である第5次佐倉市総合計画の目標年次は令和13（2031）年度までであることから、これに合わせ、本計画の計画期間は令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間とします。

また、計画期間中は、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行い、「計画期間の変更」、「市の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じる恐れのある変更」に該当する場合には変更認定の手続きを実施します。なお、上記に該当しない軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について文化庁及び千葉県教育委員会へ報告を行うこととします。



## (7) 計画の対象

文化財保護法第2条における「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型からなり、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものなどを指し、指定、選定、登録、選択等の制度を設けて保護を図っています。また、県や市の条例に基づいて、県、市の指定、登録の制度も設けられています。さらに、これら6類型のみならず、文化財保護法には、文化財の保存技術、埋蔵文化財についても規定されています。

本計画では、上記の文化財保護法でいう文化財（狭義の文化財）や文化財の保存技術、埋蔵文化財に加え、佐倉の歴史と文化に関わるもの、そして今後の佐倉にとって重要なものなどにも着目し、市民が佐倉の歴史と文化を語るうえで欠かせない大切なもの、価値のあるものなどを包括した広義の文化財を対象とし、これら全てを含めて「文化財」と呼びます。

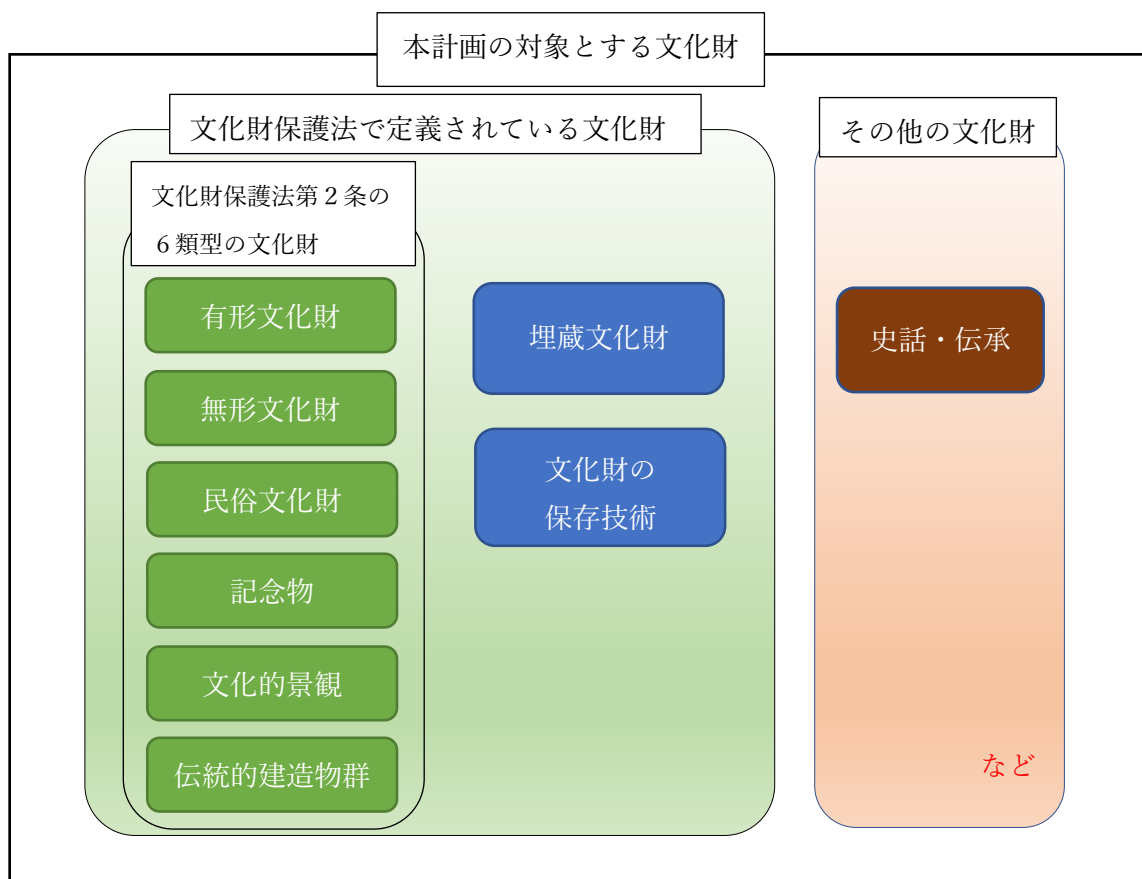


図 1-2 本計画の対象とする文化財の定義

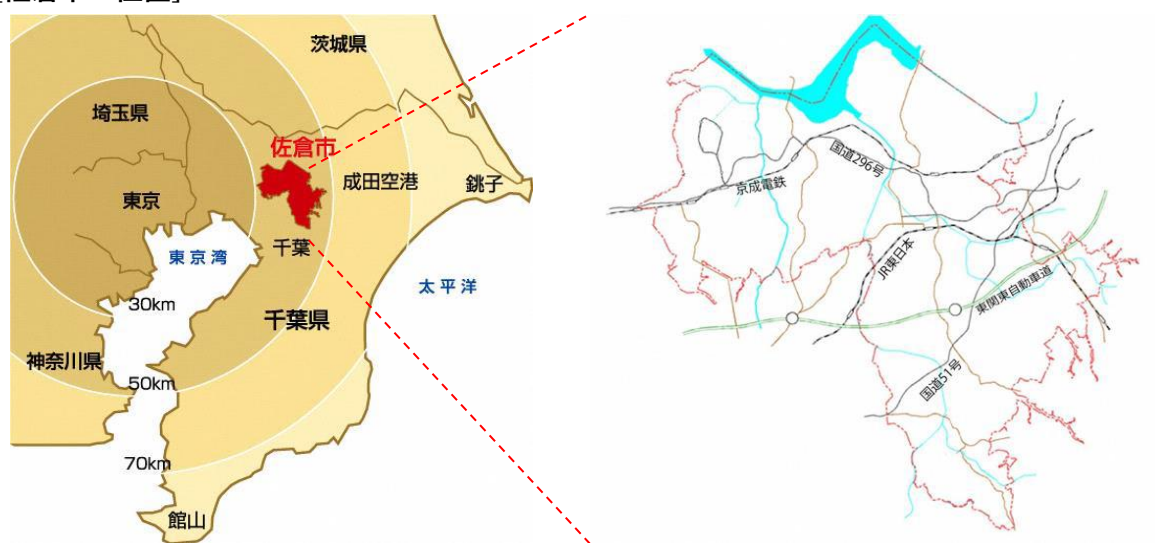
## 第2章 佐倉市の概要

### 第1節 自然的・地理的環境

#### (1) 市の位置と面積

本市は、千葉県北部一帯に広がる下総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離にあります。また、成田国際空港から約15km、県庁所在地である千葉市から約20kmの距離にあり、面積104km<sup>2</sup>の首都圏近郊都市です。

#### [佐倉市の位置]



#### (2) 地名と地域区分

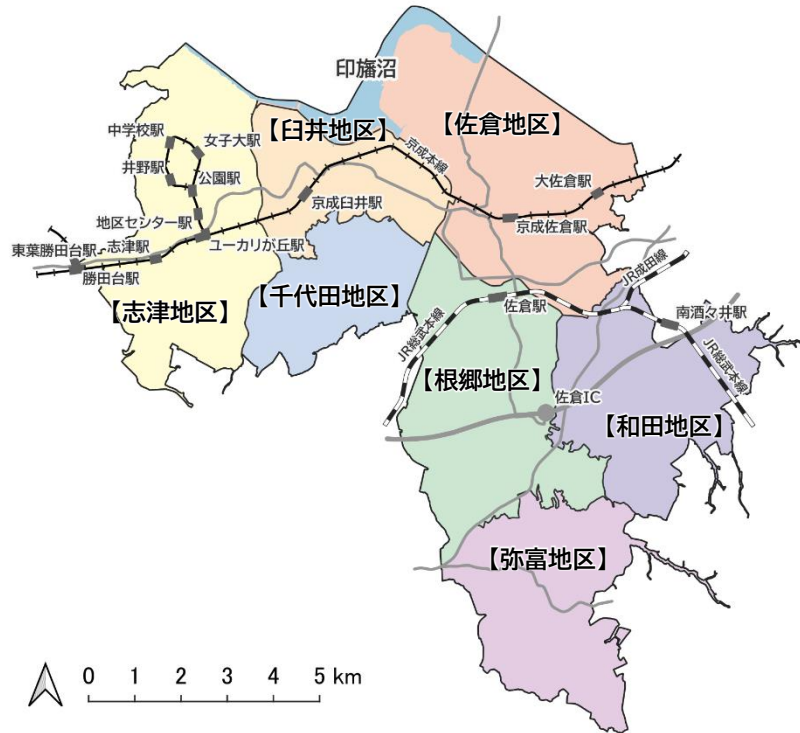
##### ① 「佐倉」の由来

佐倉市の「佐倉」の地名は、昔、この地で生産された麻布を、朝廷に献上するための貯蔵庫があったことから、アサクラが転じサクラになったという説と、清い倉があったことから、すがすがしい語源をもつ「さ」という言葉をつけ、「さくら」と呼ぶようになった説などがあります。いずれも、古くから、この地に人が住み、倉を建て暮らしを営んでいたことが、佐倉という地名からうかがえます。

##### ② 7つの地区

佐倉市は、7つの町・村が合併・編入して市になったことから、今も旧町村の7地区がそれぞれ特色ある地区として、現在までその名残をとどめています。行政施策の対象区域としても用いられます。

## 【地域区分】



### 【佐倉地区】

京成電鉄とJR総武本線が接近する佐倉地区は、市役所、印旛合同庁舎、検察庁、裁判所などが集まり、佐倉市の行政の中心となっています。

また、この地区は佐倉城を中心とした旧城下町で、城跡の一角には国立歴史民俗博物館が建ち、本丸、二の丸などは佐倉城址公園として整備されています。そのほか、武家屋敷、佐倉順天堂記念館、旧堀田邸など、歴史と文化を感じさせる建造物等が数多く残されています。

平成28年4月には、成田市、香取市、銚子市とともに「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」の城下町佐倉として「日本遺産」に認定されました。

### 【白井地区】

白井地区は、北に印旛沼、東に鹿島川、西に手繰川というように三方を沼と河川に囲まれています。中世には桓武平氏一族の白井氏の居城が置かれ、江戸時代は成田詣での宿場町として賑わいました。

昭和53年には土地区画整理事業施行地区内に京成白井駅が移転し、ここを中心にショッピングセンターや商店などが集積した地区が形成され、現在では志津地区に次いで都市化の進んでいる地域です。白井駅の南側にある佐倉市民音楽ホールは、毎年内外の一流演奏家のコンサートが数多く開催されるほか、各種の発表会など市民の利用も多く、佐倉市の文化活動の拠点となっています。

印旛沼のほとりのふるさと広場では、チューリップやひまわりなどが楽しめるフラワーフェスタが開かれます。

## 【千代田地区】

千代田地区は、佐倉市誕生後に四街道市（当時四街道町）から編入した5地区から成っています。大半は農業地域でしたが、地区全体としては、都市形成が進む北部地域と従来からの農業地域に二分しつつあります。古くからある団地内では自治会・文化活動、農業地区では地域ぐるみの農業と、コミュニティ活動がさかんで、この活動の輪は、住民の交流としていざという時に助け合う「防災姉妹地区制度」の調印市内第一号という形でも表れています。

## 【志津地区】

佐倉市の西部に位置する志津地区は、昭和29年の町村合併による旧志津村の行政区域が現在の志津地区となっています。最も東京寄り、駅前（志津駅・ユウカリが丘駅）を中心首都圏のベッドタウンとして開発が進み、佐倉市の人口の4割強が暮らしています。

その一方で、市街化区域を一步外れると田園風景が広がり自然豊かな環境や素朴な民俗行事が残されています。

志津駅そばに平成27年11月末にオープンした複合施設「志津市民プラザ」は、多くの地域住民に利用され生涯学習の拠点となっています。

## 【根郷地区】

根郷地区は、佐倉市の南部に位置し、鹿島川右岸とその支流高崎川及び上流の南部川左岸に挟まれた丘陵地に位置しています。

台地上或いは台地の根もとを取り巻いて集積した集落により構成されており、旧石器時代、縄文、弥生期の土器出土、住居跡、古墳及び中世の城館跡などが点在し、古来より住みよい所であったと思われれます。

中世は、上総一族の勢力下にあった印東荘（古代末から中世にかけて佐倉・酒々井・富里に有った荘園）に属し、承平年間に千葉氏が支配するようになってから集落が点在しはじめ、現在のような村落が構成されたのは藩政時代に入ってからとなります。

旧来、鹿島川と高崎川流域を中心に、稲作を主体とした農業が営まれる農村地帯でしたが、JR佐倉駅と東関東自動車道の佐倉インターチェンジがあることから、鉄道と高速道路における佐倉市の玄関口となり、更に成田空港に近接する地の利を活かし、第1・第2・第3工業団地・熊野堂工業団地が整備され、本市の産業の中心地となっています。

## 【和田地区】

和田地区は佐倉市の最東端に位置し、農業が盛んな地域です。大正頃までの農家の主な産物は米・養蚕でしたが、昭和初期になると養蚕が衰え、里芋・落花生・甘藷の生産が盛んになりました。戦後、豚の飼育が盛んになり、昭和27年頃には全国的に有名な養豚地区となります。その後、養豚・酪農・大和芋と専業化され、大型機械の導入も盛んに行われてきました。このように専門化された農業地域ではありますが、年々従事者は減少し、後継者育成は大きな課題となっています。

一方で、地区内を国道51号線と東関東自動車道が通り、佐倉インターチェンジに隣接しているため、企業の物流基地が進出するなど、新たな変化が見られます。

和田地区の中核施設「和田ふるさと館」内には、和田公民館分館として、平成13年には和田ふるさと館歴史民俗資料室が設置されました。

## 【弥富地区】

弥富地区は、佐倉市のほぼ中央を流れる鹿島川の上流とその2本の支流に沿って田畑が作られ、その周囲に形成された集落群であり、佐倉市の南部に位置し、千葉市・八街市・四街道市と接した穏やかな田園地帯となっています。

地区の中心産業である農業は、時代の変化とともに、耕作面積、農業戸数・農業者人口とも減少を続けています。

このような中で、企業の研究所の設置や美術館の開館、さらに弥富地区と千葉市にまたがる地域にちばりサーチパークという研究施設等の大規模開発が行われ、新しい時代に向かった流れが徐々に広まりつつあります。

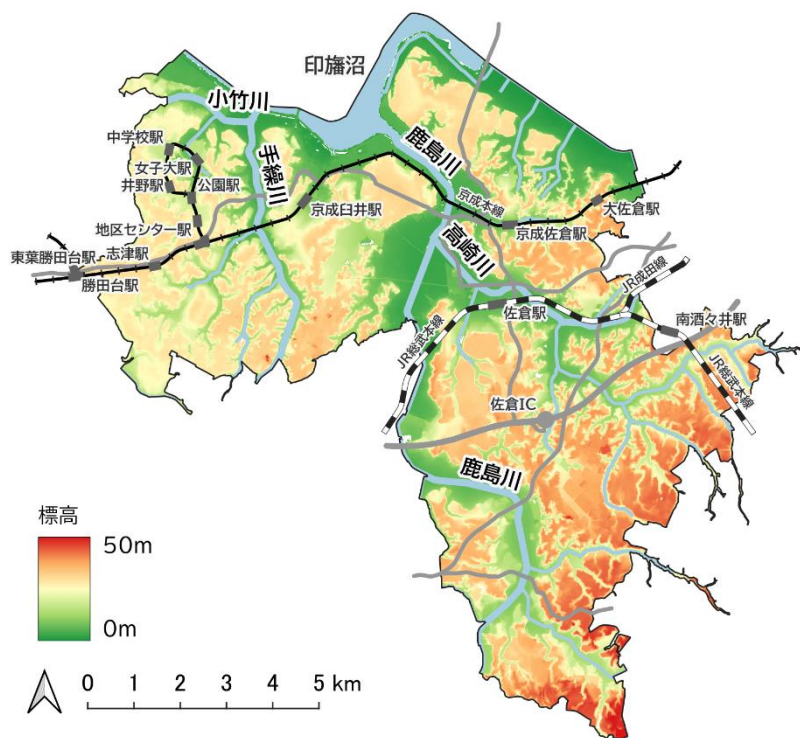
## (3) 地形

### ①地形

本市の地形は、標高30～35mの下総台地と印旛沼低地で構成されており、台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなっています。水系は、鹿島川、手繰川、小竹川など、市内の水系の多くが印旛沼に注いでいます。下総台地では、鹿島川と手繰川からの支流が樹枝状に広がり、台地を侵食して大小の谷を刻み、谷津（やつ）と呼ばれる地形を形成することで、複雑かつ特徴的な地形を生み出しています。

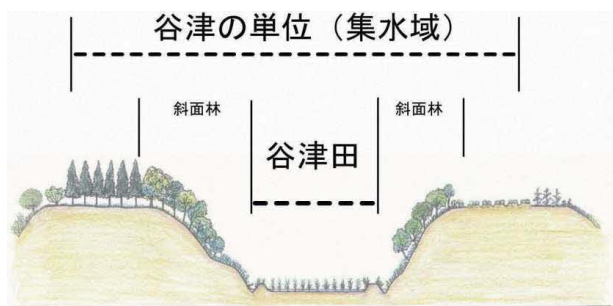
このように、台地と谷津からなる起伏のある地形のため、どこへ出るにも必ずと言ってよいほど坂を通らなければならないことから、佐倉は「坂のまち」と言われ、ひよどり坂、薬師坂など、古くから名前が付けられた坂が今もたくさん残されています。

### 【佐倉市の地形】



資料：国土地理院「基盤地図情報数値標高モデル（5mメッシュ標高）」

## [谷津と谷津田]



## ②印旛沼のすがたと変遷

市境の北面に位置する印旛沼とその周辺は、かつては“香取の海”という内海の一部（“印旛浦”と呼称される。）でしたが、鹿島川や手繰川等の上流からの土砂の流入と海退現象によって徐々に陸地化が進み、また、江戸時代初期からの「利根川東遷」工事が行われたことで、堆積作用による湖沼化が急速に進み、現在の印旛沼の原型が形づくられたとされています。

利根川東遷事業の完成後、印旛沼及び周辺では頻りに利根川や印旛沼による洪水が引き起こされましたが、印旛沼を取り囲む情景は、江戸時代には景勝地「白井八景」としても知られていました。

昭和 43（1968）年の「印旛沼開発事業」の竣工により、印旛沼の姿は現状に確定し、印旛沼は隣接する手賀沼とともに「県立印旛手賀自然公園」に指定された風光明媚な湖沼として、上水道、工業用水及び農業用水の貴重な水源としてのみならず、水産、レジャー、親水、観光など多方面にわたって利用されています。

## （4）気候

本市の気候は、東日本特有の温暖多雨の型に属しますが、その中ではやや内陸的・小雨の傾向にあります。本市の気候は、平年値（気象庁において現在用いられている平年値は 1981～2010 年の 30 年間平均値。10 年ごとに更新される。）では、年間平均気温が 14.4 度、年間降水量が 1409.6 mm、年間平均風速が 2.2m/秒となっています。

## （5）自然・生態系

本市に広がる谷津が織りなす複雑かつ特徴的な地形は、多様な野生動植物の生息・生育場所となっています。市内の植生は、斜面から台地上にかけてはコナラ、イヌシデ、クヌギなどの落葉広葉樹林、台地上にはスギ・ヒノキ植林やシイ・カシの照葉樹林、ムクノキ・ケヤキなどの高木があり、ヤマザクラやコブシ、カエデ類、林床の草本類とともに四季おりおりの里山に彩りを添えています。

多様な植物群落は動物の餌場にもなっており、オオタカやサシバなどの猛禽類やタヌキやイタチなどのほ乳類の生息が確認されています。さらに、ゲンジボタル、ホトケドジョウ、キンラン、カタクリなどの貴重な動植物の生息・生育も確認されています。

これらのほか、佐倉で見つかり牧野富太郎が同定した、キク科オグルマ属の多年草「サクラオグルマ」には、「佐倉」の名が付けられています。

一方、アライグマやハクビシンなどの外来生物による被害が増加しています。

## 第2節 社会的環境

### (1) 人口動態

#### ①総人口

総人口は、令和5(2023)年3月末時点で171,037人です。平成16(2004)年以降は概ね横ばいで、平成23(2011)年の約17.8万人をピークに減少傾向にあります。

基準ケースによる将来人口は、2040年には約13.9万人、2060年には約9.75万人と見込まれます。

#### ②年齢階層別人口

平成31(2019)年の年少人口比率は11.4%、老年人口比率は31.1%であり、少子高齢化が進行しています。

#### ③地区別人口

直近10年では、住宅整備等が進んだ志津地区と根郷地区では人口が増加し、それ以外の地区は減少しています。特に、和田地区、弥富地区の人口減少が10%超と顕著となっています。

### (2) 産業

事業者数、従業者数の85%近くをサービス業などの第3次産業が占めています。第3次産業の中でも卸売・小売業が事業所数全体の約24%、従業員数も約21%となっており、主要な産業となっています。

本市の農業は、従事者数の割合は少ないものの、首都圏への農産物供給を担う都市近郊農業が展開され、特に米や野菜(やまといも、トマト、落花生等)の生産が盛んです。ただし、後継者不足や都市化の進展等により、農家数、農業従事者数は減少傾向にあります。

### (3) 土地利用

本市の土地利用は、南部の台地等を中心とした山林、印旛沼の周辺や鹿島川、手繰川流域等の低地部に集中している農地、西部及び東部地域に分散して形成された住宅地を中心とする市街地によって構成されています。

現在の市街地は、古くからの既成市街地に加えて、昭和40年代以降の宅地開発によって京成本線及びJR総武本線の各駅を中心に形成されたものであり、大きく分けて、志津(志津駅、ユーカリが丘駅)、白井・千代田(京成白井駅)、佐倉・根郷(京成佐倉駅、JR佐倉駅)の3地区に分かれています。商業地は、志津駅、ユーカリが丘駅、京成白井駅、京成佐倉駅とJR佐倉駅に分散して形成されています。工業地としては、南東部の佐倉インターチェンジ付近に佐倉第一、第二、第三、熊野堂工業団地、南部にちばりサーチパークがあります。

## (4) 交通機関

### ①道路

幹線道路では、高速自動車国道として東関東自動車道が市の南部を通り、広域幹線道路として国道51号と国道296号が通っています。南部地域を通る東関東自動車道は、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結しており、国道51号とともに、千葉と成田方面を結んでいます。

市の北部を志津、ユーカリが丘、白井、佐倉と結んで、酒々井方面と連絡している国道296号は、かつては江戸と佐倉を結ぶ「佐倉道」と称され、東海道などの五街道に次ぐ幕府公認の主要脇街道でした。江戸時代中期以降に成田山への参詣者が増えるにつれ、成田道や成田街道と呼ばれるようになりましたが、街道沿いには白井宿が賑わい、現在も道標、常夜灯、石仏、石碑、道路元標など、近世から明治期の石造物が多く残されています。

その他の主要道路としては、主要地方道佐倉印西線及び千葉白井印西線が市内を南北に縦断し、市内各市街地間の連絡及び広域幹線道路との連絡機能を果たしています。

### ②鉄道

鉄道については、北部に京成本線、中央部にJR総武本線が走っており、都心や成田空港からの交通利便性に恵まれています。

京成本線には志津駅、ユーカリが丘駅、京成白井駅、京成佐倉駅、大佐倉駅があり、JR総武本線にはJR佐倉駅があります。JR線は市の東端で北行して成田方面へ向かう成田線と、南行して銚子方面へ向かう総武本線に分かれています。

また、新交通システム「山万ユーカリが丘線」が、ユーカリが丘駅を起終点として、ユーカリが丘や宮ノ台地区を周回しています。

### ③バス

市内に停留所を持つ路線バス事業者は6社で、18路線あり、市内の主な鉄道駅や勝田台駅、印旛日本医大駅、酒々井駅など近隣市町を結ぶ路線が運行されています。また、交通空白地対策として、佐倉市コミュニティバスを4ルートで運行しています。このほか、通勤時間帯には、高速バスで佐倉市内と東京駅や国際展示場駅等を結ぶ便が運行されています。

## (5) 観光

本市には歴史・自然・文化といった旧来から根付いている観光資源があり、また、都心や成田空港からの交通利便性にも恵まれ、平成30(2018)年には約210万人の観光客が本市を訪れています。特に近接する成田国際空港は、世界118都市、国内19都市と結ばれており(平成30(2018)年7月現在)、2019年に入国した訪日外国人観光客数は897万人を超えています。また、国内LCCの就航に伴い、国内線旅客数も2019年度には746万人を超え、成田空港は、名実ともに日本の空の玄関口となっています。

しかしながら、恵まれた立地条件が十分に活かされておらず、観光客の増加に繋がっていない状況です。今後は少子高齢化や人口減少により社会環境が変化していく中で、イベント等による一過性の観光客増加の取組だけでなく、長期的な戦略に基づき効果的かつ効率的に、観光客を増加させる取組が求



められています。

また、近年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、団体客を中心に観光客数の大幅な減少が見られるほか、イベントの中止等により十分な集客が見込めない状況にあります。

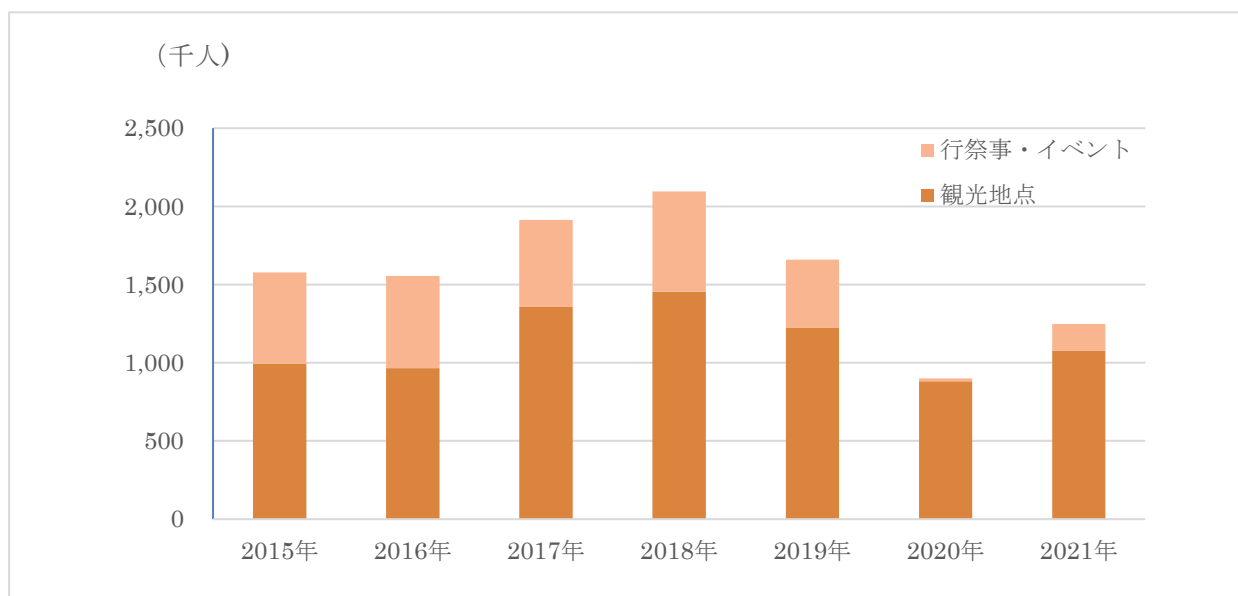


図 2-1 佐倉市の観光入込客数【資料：千葉県観光入込調査報告書（H27～R3）をもとに作成】

## (6) 博物館・資料館及びその他展示施設等

本市における博物館、資料館及びその他の展示施設等は、市立の包括的な博物館・資料館はないものの、市立美術館1施設、国立の博物館1施設、民間の美術館2施設が立地し、そのほかにも様々な展示施設が点在しています。

この中で、武家屋敷、旧堀田邸及び佐倉順天堂記念館は、国・県・市の文化財に指定されている建物等を公開するとともに、様々な普及啓発事業の場として、また、テレビ番組や映画撮影のロケーションとしても活用が図られています。

表 2-1 佐倉市内の博物館・資料館及びその他展示施設等

名称	概要	設置
国立歴史民俗博物館	日本の歴史・文化を総合的に究明する目的のもとに研究・展示を行う博物館	国
佐倉市立美術館	房総ゆかりの作家の作品を収集・展示する佐倉市立の美術館	市
DIC 川村記念美術館	20世紀美術を中心とした多彩なコレクション展示や企画展を開催	私立
塚本美術館	佐倉出身の実業家、塚本素山氏のコレクションが収められた刀剣類専門の美術館	私立
武家屋敷	江戸時代の武家屋敷である旧河原家住宅、旧但馬家住宅、旧武居家住宅の3棟を公開	市
旧堀田邸	最後の佐倉藩主堀田正倫の邸宅。明治期の旧大名家邸宅として現存する数少ない貴重な建築	市
佐倉順天堂記念館	江戸末期に蘭方医佐藤泰然が開いた蘭医学の塾兼診療所。当時の医療器具や書籍を展示	市
佐倉新町おはやし館	佐倉の秋祭りで引き回される山車人形や佐倉囃子に関する資料、祭りの写真等を展示	市
和田ふるさと館歴史民俗資料室	和田地区で集められた古い農具、民具等を中心に、古くからの農村の生活の様子、習俗などを展示する資料室	市
弥富民俗資料展示室	弥富民俗資料収集委員会が収集した、弥富地区の衣・食・住生活に関する資料や、各種農具を展示	市
白井公民館まちづくり資料室	白井千代田地区に関する歴史や遺跡などについて理解と関心を深める資料を展示	市
夢咲くら館・佐倉を学ぶフロア	夢咲くら館（佐倉図書館等新町活性化複合施設）の中に、「佐倉を学ぶフロア」として古文書や歴史資料を展示	市
ぎゅぎゅっと佐倉歴史館	ミレニアムセンター佐倉の中に開設された佐倉の歴史について学ぶことができる展示コーナー	市
佐倉高校地域交流施設	藩校の流れを汲む佐倉高校の施設。展示室で県指定文化財の鹿山文庫関係資料等を展示	県

## 第3節 歴史的環境

### (1) 旧石器・縄文時代の佐倉

#### ①概略

旧石器時代とは、地質時代で言う第四紀更新世（約260万年前～1万2千年前）にあたり、佐倉市では約3万5千年前から人々の活動の痕跡が認められます。この時代の人々は、氷河期と間氷期が繰り返されるという厳しい気候環境の中で動物を追い求めながら遊動生活を送ってきました。その移動範囲は、時に数百キロに及ぶ長大なスケールであったことがこれまでの研究で明らかにされています。その足跡は石器や焚火の跡として遺跡に残されており、石器や石材の中には関東地方のみならず遠く北海道から東北地方、北陸地方や中部地方のものが含まれています。その一方で、住まいの痕跡は市内では未だ確認されていません。その原因の一つは、遊動生活という性格上、続く縄文時代に一般的な竪穴式住居とは異なり、簡素な作りであったことが挙げられます。

縄文時代の始まりは諸説ありますが、列島最古の土器の年代は放射性炭素14年代測定法により約1万5千年～1万6千年前という数値が得られており、旧石器時代の終末と縄文土器の出現がオーバーラップしていることとなります。

佐倉市では、約1万2千年前の土器が最古のものですが、当時の居住痕跡は未だ見つかっていません。その後、弥生時代の中期前半（紀元前2～3世紀）までの1万年もの間縄文時代が続きます。人類は、旧石器時代から縄文時代の終わりまでの3万年以上もの間、地球規模の気候変動による海水面の変動を含めた地形や動植物相の変化に適応する中で土器や弓矢を発明し、食材の幅を広げ、小動物を捕獲することで前代までの遊動生活に終止符を打ち、定住生活を可能としました。人々は定住しながら周囲の自然とうまく調和して生きる「共生」へと歩き出します。そして、まさに適材適所で様々な道具を発明し、高度な生活を可能にしました。一方で、自然の力には抗えないこと、人の目には見えない力が働いているという思いから自然に対して畏怖の念を抱くとともに祭祀儀礼が発達します。

この時代の遺跡からは、竪穴式住居や貯蔵穴、落とし穴などの構築物、土器や石器に代表される実用的な道具のほか、土偶や石棒などの祭祀道具、土製・石製・骨角貝製といった素材を用いた各種装飾品が出土します。

ここでは、旧石器時代から縄文時代にいたる人々の生活や社会について、代表的な遺跡を取り上げて紹介します。

#### ②旧石器時代の佐倉

市内には、印旛沼に直接注ぎ込む鹿島川や手繰川、両河川に合流する高崎川や弥富川、そしてそれらの河川の支流に面した台地縁辺部に約80か所の遺跡が分布し、1万点を超える石器が出土しています。

しかし、広域かつ本格的な発掘調査が行われた遺跡は限られており、大林遺跡おおばやしに代表される南志津地区遺跡群、石神第I遺跡いしがみに代表される臼井南遺跡群ほしやつ、星谷津遺跡に代表される佐倉第三工業団地遺跡群、太田・大篠塚遺跡おおた おおしのづか、内田端山越遺跡うちだ はやまこしに代表される宮内・内田遺跡群を挙げることができます。なかでも南志津地区遺跡群からは総数約5,400点もの石器が出土しており、数量では市内最大です。市内でもっとも古い石器は、約3万5千年～3万年前のものが大林遺跡、佐倉第三工業団地遺跡群の向山谷津遺跡むかいやまやつ・立山遺跡たてやま・明代台遺跡みしろだいで出土しています。また、向山谷津遺跡ではこの時期の炉跡が発見されており、下総台地の代表例として知られています。そして、1975（昭和50）年度に調査が行われた星谷津遺

跡では千葉県内でいち早く花粉・鉱物・黒曜石について科学分析が行われ、古植生や古環境の復元、黒曜石の原産地推定が行われた遺跡として著名です。

東西日本の境界の太平洋側に位置する千葉県は、東西日本の石器文化が交錯する状況が見て取れ、印旛地域もこうした地理的環境を背景に他地域との交流を示す石器が出土しています。

たとえば、約1万6千年前の「荒屋型彫刻刀形石器」が間野台貝塚で、約1万5千年前の「上ゲ屋型彫器」が御塚山遺跡で、約1万5千年前の「湧別技法」と呼ばれる北海道方面の石器製作技法で作られた細石刃を含む「北方系細石刃石器群」が間野台貝塚や木戸場遺跡、高岡大山遺跡、高岡大福寺遺跡でそれぞれ出土しており、上ゲ屋型彫器は分布の最東端を、北方系細石刃石器群は太平洋側への分布圏の南限に近い資料としてそれぞれ位置づけられています。なお、木戸場遺跡の荒屋型彫器は関東地方では



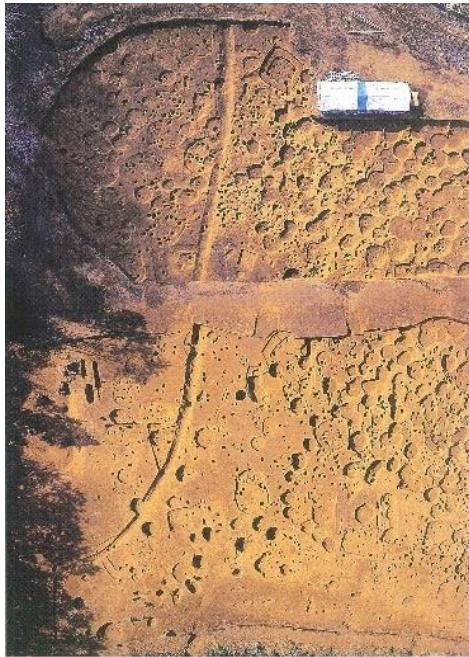
高岡遺跡群の北方系細石刃石器群

茨城県ひたちなか市後野遺跡に次いで2番目に早く発見されたもので、東北地方に産出する硬質頁岩で作られた完成品であることから、東北地方から人々が携えて南下してきたことを示しています。また、石神第I地点では、全国的にも希少な水晶製の細石刃石器群のほか、発見時は成田市新東京国際空港 No. 55（古込）遺跡とともに県内最古となる石斧が出土しました。その他、約1万7千年前には下総台地が分布の中心とされる「東内野型尖頭器」と呼ばれる小型の尖頭器が、市内では太田・大篠塚遺跡や宮内井戸作遺跡等、印旛沼南岸を主体に分布しています。

石器の石材は、時期によって主に使用される石材の種類が異なります。石器によく使われる石材とその産地は、硬質頁岩は東北地方、黒曜石は栃木県の高原山や信州霧ヶ峰、東京都の神津島、利根川上流域のガラス質黒色安山岩や黒色頁岩、久慈川流域のメノウというように多様です。佐倉市に限らず石材の乏しい千葉県では、こうした遠距離にある産地から石材を入手していました。しかし、乏しいとは言え千葉県内にも銚子のチャート、上総丘陵の黒色ガラス質安山岩、チャート、玉髓、黒色頁岩、嶺岡山地の珪質頁岩が産出し、石器に使われています。こうした限られた石材を効率よく、かつ無駄なく利用するために、印旛沼を境とする下総東部地域に「下総型石刃再生技法」や「遠山技法」と呼ばれる石器製作技法が生み出され、前者は神楽場遺跡や太田長作遺跡、向原遺跡、南広遺跡、栗野遺跡、後者は上志津芋窪遺跡、井野安坂山遺跡等、印旛沼周辺の遺跡で確認することができます。

## ②縄文時代の佐倉

約1万2千年前、佐倉でも定住生活が始まった頃、鹿島川中流域の段丘上に立地する岩富漆谷津遺跡で市内最古の土器が1点のみ出土していますが、生活痕跡は未だ見つかっていません。約8千年前、現在の印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦は大きな内海（古鬼怒湾）を形成しており、印旛沼南岸域には県指定史跡の上座貝塚、間野台貝塚、三ヶ月山貝塚といった貝塚が分布しています。なかでも、昭和32年に明治大学によって発掘調査が行われた上座貝塚は、竪穴住居跡と屋外調理施設の「炉穴」が初めてセットで検出されたことで著名な遺跡です。また、城山ノ作遺跡では推定長軸が約17mもある市内最古の大型住居跡が出現します。約5千年前になると人口が爆発的に増加し、直径100mを超える大規模な集落が出現します。こうした集落は、中央の広場を囲むようにドングリの貯蔵穴や墓が造られ、その外側に竪穴住居が同心円状に分布する特徴から、「環状集落」と呼ばれます。環状集落では、数世代にもわたる長



### 生谷松山遺跡の群集する堅穴住居と貯蔵穴

坂戸草刈堀込遺跡といった拠点集落が2～3kmほどの距離を隔てて分布しており、全国的に見ても稀な現象とすることができます。この時期には、井野長割遺跡、曲輪ノ内貝塚、吉見台遺跡、坂戸草刈堀込遺跡のように、「環状盛土」と呼ばれる高まりが広場を囲むように形成される集落が出現します。とくに井野長割遺跡は、広場にも小規模な盛土が2基存在する点で全国的にも唯一の例です。こうした拠点集落からは、遠隔地で作られた土器のほか土偶や石棒、精巧な作りの土製耳飾、亀形・海獣形・イノシシ形・イヌ形土製品、柄香炉形土器、異形台付土器、吊手土器、人面付き土器、ミニチュア等の多種多様な祭祀・儀礼用品、ヒスイや琥珀といった希少価値の高い石材で作られた垂飾、共同で祭祀を行った

期間の居住によって結果として多数の堅穴住居や貯蔵穴が重複して残されることとなります。また、遠隔地との交流を示す遺物が存在することから、地域の拠点集落としての性格を持っています。生谷松山遺跡と六崎外出遺跡はその典型例で、ともに推定径130mの規模と推測されています。なお、生谷松山遺跡はこれまでの発掘調査の成果から、総数100軒を超える堅穴住居が展開すると推測されます。その後、地球規模の寒冷期を迎えると動植物相の変化や人口圧の変化に伴って大規模な集落は解体し、人々は安定的かつ効率的な食糧と資源確保のため「分散居住」という適応戦略をとるようになります。印旛沼を眼下に望む江原台遺跡は、この時期の代表的な集落です。なお、六崎貴舟台遺跡からはヤマトシジミが出土していることから、この頃の印旛沼は汽水化が進んでいたようです。約4千年前になると、分散していた集落が相互に連携を深める中で再び核となる

集落が出現します。印旛沼南岸域には、国史跡の井野長割遺跡、曲輪ノ内貝塚、遠部台遺跡、吉見台遺跡、宮内井戸作遺跡、



### 吉見台遺跡の大型堅穴建物

直径10mを超える大型堅穴建物が少なくとも6棟確認されています。



### 井野長割遺跡の関西系土器

たとえられる巨大な建物が存在します。たとえば、井野長割遺跡では推定長軸約12mのもの1棟、吉見台遺跡では短軸16.5m、最大長19mの1棟を最大に、推定長軸12m台のものが2棟、宮内井戸作遺跡では、

やがて、約2千3百年前には1万年以上続いた縄文時代も終わりを迎え、弥生時代へと移り変わっていきます。市内では、六崎大崎台遺跡や高崎新山遺跡などで弥生時代移行期の土器が出土していますが、堅穴住居は六崎大崎台遺跡と岩名天神前遺跡で確認されているのみです。遺跡の数が極端に少ないということは、単に人口が減少したためなのか生活の舞台が台地から低地に移ったために堅穴住居が見つけにくいだけなのか、この時期の様相はまだよくわかっていません。

## (2) 弥生時代・古墳時代の佐倉

### ①概略

弥生時代はそれまでの狩猟・採集から生活様式を大きく変化させ、大陸からもたらされた水田稲作を主に生業とした時代です。弥生時代の始まりは、紀元前10世紀頃からと考えられ、金属器など最新の技術も伝播しました。水田稲作は集落の構成員たちが水田づくりという土木工事を共同で行い、収穫という目的のために集落全体で管理するという生活スタイルに変化させました。

弥生時代の佐倉は、河川の豊富な水源と水田稲作に適した谷津が多くあることや霞ヶ浦や手賀沼、印旛沼が一体となった内海である香取海や東京湾沿岸などの文化圏を行き来する人々の移動や交流を背景に、特色ある遺跡が見つまっている地域です。

続く古墳時代の佐倉は、畿内のヤマト王権の支配下にありました。古墳時代は前方後円墳に代表される首長墓としての古墳が造営された時代で、墳丘規模が大きいほどその勢力は強かったと考えられます。千葉県内でも100mを超える規模の古墳がありますが、佐倉周辺を治めていた印旛国造は、本拠地を印旛沼北東岸の龍角寺古墳群がある栄町付近に置き、80m級の前方後円墳や方墳が築造されました。しかし佐倉市内の古墳は最大でも40m級ですので、より下位の豪族の墓と考えられますが、香取の海や主要河川の水運を掌握した豪族たちの古墳と思われます。なお、7世紀中葉以降には古墳は作られなくなり、終末期方墳から初期寺院の造営へと移行していきました。

### ② 再葬墓研究のはじまり—岩名天神前遺跡—

千葉県内でも最古段階となる中期中葉（紀元前2～3世紀）の岩名天神前遺跡は、農家の人が芋穴掘りの最中に偶然土器を発見したことを契機に、明治大学により発掘調査が行われました。7基の墓壙が見つかり、うち第2号墓壙での出土状況は、1つの土坑に複数の壺を中心とした土器が埋納され、壺の中には成人人骨が残っていました。これは一度埋葬した後に白骨化した人骨を改めて埋葬した「再葬墓」の発見であり、弥生時代の墓制研究の端緒となりました。

出土土器には、在地の須和田式の他、西関東系や北関東系も含まれ、関東地方の北と南の文化の接触地帯としての様相が伺えます。再葬墓は東日本で広く盛行した墓制ですが、残念ながら佐倉市内では生活の場所である集落は見つかっていません。



図1 岩名天神前遺跡

### ③ 環濠集落の東限 六崎大崎台遺跡とその周辺のムラ

中期後葉から後期前半（紀元前2世紀～紀元1世紀頃）には鹿島川と高崎川が合流する地点を望む台地上に立地する六崎大崎台遺跡において、集落を囲む径140mの環濠集落が営まれます。環濠はV字状で深さ2mもあり、敵から集落を守る防御施設と考えられます。住居の総数は150軒以上あり、遺跡からは多数の大陸系磨製石斧や板状鉄斧、農耕具である石包丁が出土するなど、印旛地域を代表する拠点集落でした。また、環濠の中心には22m程の巨



図2 六崎大崎台遺跡航空写真

大な首長墓と想定される方形周溝墓が造営され、近隣の六崎・寺崎・太田といった同一水系にある地区でも六崎大崎台遺跡と同時期の住居跡や方形周溝墓群が確認されています。また、方形周溝墓の溝からは底に故意に穴をあけた土器が出土することがあり、埋葬に関わる祭祀行為と考えられています。

出土土器では、六崎大崎台遺跡を標式とする後期前半の「大崎台式土器」がありますが、この土器は福島・茨城県下の土器の影響を受けており、地域間の交流があったことが分かります。

#### ④ 印旛地域の土器「白井南式土器」

後期には、白井南遺跡群において、印旛沼南岸地域の特性を示す「白井南式土器」が出土しています。特に甕形土器は口縁部から肩部にかけて輪積痕を残す南関東の要素を持ち、肩部から底部にかけては附加条縄文による施文を施す東関東の要素を持つものであり、この土器群は本遺跡から北東に約 2.5 km の江原台遺跡や印旛沼周辺の遺跡でも確認されており、地域の特徴を表す資料です。

また、紡錘車と呼ばれる糸をつむぐ道具も多く出土しており、織物生産が盛んだったこともわかっています。



図3 白井南式土器



図4 バレススタイル壺（底部穿孔）

弥生時代の終わりから古墳時代出現期には、白井地区の渡戸B地点で方形周溝墓が見つっています。出土した東海地方西部系のバレススタイル壺2点は、いずれも葬送儀礼のため底部が穿孔されていました。このような搬入された装飾壺の出土は、東海地方からの文化の流入と次の古墳時代への胎動を見ることが出来ます。

#### ⑤ 香取の海や主要河川の水運を掌握した豪族の古墳

古墳時代になると、畿内のヤマト王権とのつながりを示すために、豪族たちは同様の形状をもつ古墳を盛んに築造しました。3世紀末から4世紀前半にかけて築造された飯郷作遺跡（県指定史跡）は、前方後方墳2基と方墳2基、方形周溝墓23基で構成され、全長25mの前方後方墳の埋葬施設からは、銅鏃やガラス玉が出土しており、印旛沼周辺の首長クラスの墓域と考えられます。また、全長41mを測る天辺内山1号墳は、4世紀前半に造営された市内最大の前方後方墳であることが判明しています。

続く中期には方墳2基を調査した岩名2・3号墳があり、埋葬施設からは多数のガラス玉が出土しました。また、印旛沼周辺の古墳からは先崎高塚古墳などで、死者の枕である石枕の出土例が6例あり、その他埋葬施設から銅鏡が出土した中期の古墳は、印旛沼を臨む台地上に多く見られることから、水運を掌握していた豪族の墓であったと考えられます。

佐倉市の遺跡では全長100mを超える巨大な古墳は見られませんが、後期では200基以上の群集墳である岩富古墳群が5世紀後半から7世紀代にかけて形成されています。この古墳群では、5世紀末葉に築造された大作31号墳での馬具を装



図5 石枕（先崎高塚1号墳出土）



図6 人物埴輪（飯塚古墳群出土）

着した馬の殉葬例や全長 30m級の前方後円墳である野中5号墳では箱式石棺から多数の挂甲小札が、池向11号墳では銀象嵌鍔の直刀が出土しています。高崎川を望む台地先端にある石川阿ら地遺跡では、銀象嵌の鏢をもつ直刀2本が出土し、中央政権から下賜された可能性を含めてその密接な関係がうかがえます。

また、埴輪を有する古墳として、馬渡姫宮古墳や将門2号墳など10基程度が確認されています。埴輪の胎土分析の結果では、6世紀前半の市内の埴輪のいくつかは茨城県筑波山麓などで作られたものと判明し、香取海の水運によりもたらされたと考えられます。

## ⑥ 古墳群を造営した集落と工人集団

古墳時代の集落の特徴を時期毎に見ると、前期では高岡大山遺跡、六崎大崎台遺跡などで環濠が見つかり、六崎大崎台遺跡での弥生時代の環濠集落に見られたような戦争時における緊張状態が依然として継続していたことを示しています。この時期の出土土器には畿内系や北陸系、東海系など他地域との交流をうかがわせるものが発見されています。

続く中期になると、白井田小笹台遺跡や岩富漆谷津遺跡などで滑石製品の玉作製作跡や上座矢橋遺跡では鍛錬工程を行った製鉄工房など、新しい技術を携えた工人が居住していた集落が見つかりました。千葉県内の滑石製品の製作遺跡は、香取海周辺や現利根川沿いに分布しており、鏡や勾玉、剣などのミニチュアの祭祀具である模造品を製作しています。その原材料の滑石は、利根川上流域から運ばれており、市内の滑石製品の製作遺跡も主要河川沿いに立地しています。佐倉市の遺跡では、石製模造品を製作すると共に自らのムラでも、これらを使用したお祭りを行っていたと考えられます。

後期になると集落数は爆発的に増加しますが、特に岩富古墳群の周辺にはその造墓集団の集落が形成され、150軒程度の竪穴住居跡が見つかりました。また古墳群に隣接していない高岡大山遺跡でも後期以降、100軒程度の集落が営まれています。6世紀以降には農具や工具、武器などの鉄製品が多数出土するようになり、本格的な鉄生産が開始されたことがわかります。7世紀中葉になると、古墳は築造されなくなりますが、拠点的な集落では奈良・平安時代にも継続してムラは営まれています。



図7 滑石製模造品（鏡・勾玉・剣）



### (3) 古代（奈良時代・平安時代）の佐倉

#### ①概略

古墳時代が終わりを迎える頃から、天皇を中心とした中央集権国家が整備されます。奈良・平安時代には、大宝律令（701年制定）下で法律を基にした律令国家が成立し、公地公民制や戸籍が作成され、班田収授法という税の仕組みも作られました。また、畿内以外の国々を東海道・東山道・北陸道・山陰道などの七道に分け、現在の佐倉市が含まれた下総国は東海道に属していました。これらの国々の往来のため官道が設けられ、佐倉市には9世紀初頭まで都と結ぶ官道が南北方向に通っており、これを「古東海道」と呼んでいます。

また、初期寺院である長熊廃寺を中心に仏教の普及や当時の最新技術がもたらされた地域でもあり、印旛地域を代表する拠点集落も見つかっています。これらの集落での生活を支える製鉄や須恵器生産を行う技術者集団も居住していました。

当時の政府は、農地や水田の開墾を推奨し、「三世一身の法」や「墾田永年私財法」により、有力氏族や社寺などの私有を認めたことで、土地が積極的に開発されていきました。その影響は佐倉での集落数の増加にも現れています。しかし、繁栄していた奈良・平安時代の集落は、東国一体の様相と同じく10世紀以降激減し、台地上から姿を消しています。この時期は律令体制が崩れ、災害の頻発や平将門の乱など争乱が度々あり、それまでの生活から大きな転換期を迎えています。

#### ② 古東海道を介した都とのつながり

奈良・平安時代の佐倉市域は、律令制度下では下総国印旛郡に含まれていました。平安時代前半の百科事典である『和妙類聚抄』には、印旛郡の11の郷名の記載があり、うち長隈・鳥矢・日理・余戸が市域の郷名とされています。

8世紀になると、佐倉市東部に都からの往来のための官道である古東海道が南北方向に通ります。これは中央と地方の役所をつなぐ重要な交通路であり、30里（約16km）毎に都への情報伝達のための駅馬が用意され、現在の神門付近に「鳥取駅家」が置かれたと推定されています。

9世紀初頭には下総国府を通るルートに変更になり、官道としての役目を終えます。しかし官道ではなくなっても道路として利用していたと考えられ、八木山ノ田遺跡では8世紀後半から9世紀中葉までの年代観が与えられた、側溝を含めた幅6mの道路状遺構が東西方向に延びており、古東海道に接続する支線道路の可能性がります。

このように佐倉は香取海での水上交通や古東海道を介した水陸交通の要衝であったため、大規模な集落が営まれており、古東海道沿いの集落には都の役人が使用していた帯金具や畿内産土師器などの食器類、畿内や伊勢、東海、甲斐地方など様々な地域の文物が多く出土することから、都があった畿内や周辺地域との交流が盛んであったことがわかります。



図1 古東海道の経路図

### ③ 仏教の普及と神への信仰

古墳時代に拠点集落があった高岡の地には、香取海を介して茨城県と交流のあった豪族により、奈良時代に瓦葺寺院である長熊廃寺が建立され、この寺院を起点に周辺の集落に仏教が広まりました。ムラのお堂と考えられる小規模な仏堂の遺構が、六拾部遺跡や内田端山越遺跡、江原台遺跡などで安置された瓦塔とともに見つっています。また仏教の普及の下、その葬制である火葬蔵骨器も高岡新山遺跡で出土しています。この火葬蔵骨器の被葬者は当地域の首長層の豪族と考えられます。

そして印旛地域は文字などが書かれた墨書土器等が多く出土する地域です。長熊廃寺の近くに立地する高岡大山遺跡では、整然と並んだ倉庫と考えられる掘立柱建物群と400軒以上の竪穴住居が検出され、752点にも及ぶ墨書・刻書土器や高級食器である緑釉陶器や灰釉陶器が多数出土しており、官衙関連遺跡と考えられています。当時の政治や行政は官僚制度により行われ、中央や地方の役人は文書の読み書きが必要であったため、佐倉市域には多数の役人たちが居住していたと思われます。

また、当時の信仰を示すものとして、「神屋」「仏」の文字や江原台遺跡及び八木山ノ田遺跡では神仏の顔を描いた人面墨書土器も出土しており、祭祀儀礼など精神世界の一端も伺えます。



図2 火葬蔵骨器（高岡新山遺跡）



図3 仏面墨書土器出土状況

### ④ 須恵器を生産した工人の集落

市内には須恵器の生産遺跡があります。鹿島川水系の内田端山越遺跡では、8世紀第4四半期から9世紀中葉の須恵器窯3基と粘土採掘穴、ロクロピットをもつ工房など一連の窯業施設が見つかりました。須恵器はそれまで使用されていた土師器とは違い、専用の窯で1,000度以上の高温で焼成し、須恵器特有の製作技法や燃料となる薪の調達などが必要で、印旛地域では限られた場所で見つかりません。この遺跡は古東海道という官道と鹿島川沿いという立地を選び、住居数170軒以上の集落が形成されていました。陸路と河川交通の利便性をこの地に求めたと考えられます。同じ鹿島川流域の千葉市には、中原窯や宇津志野窯など、ほぼ同時期の須恵器窯が数基あり、窯の構造や製品の調整技法も類似しており、同一系統の工人集団であったと見られ、河川を介した繋がりが考えられます。このような工人集落は、地域の郡司層や有力氏族の求めに応じて開窯したと想定されます。

この他にも佐倉市域の平安時代の集落では、フイゴの羽口や鉄滓など製鉄関連遺物が出土しており、日常的に使用する農具や工具の生産やリサイクルのため、専用の工人が居住していました。



図4 内田端山越遺跡出土の須恵器

## (4) 中世（鎌倉～安土・桃山時代）の佐倉

### ①概略

「中世」とは、どのような時代であったと位置づけられるでしょうか？時代区分でいうと平安時代末期（1160年頃）から安土・桃山時代までを「中世」とするのが一般的です。この時代は、軍事を担った武士たちが勢力を伸ばし自らの政権を樹立しながらも離散集合を繰り返し、「天下人」による全国的な統一政権の樹立へと向かっていた時代と位置づけることができるかもしれません。

中世の佐倉もその例に漏れず、武士の支配・分裂を軸にしながら時代を見ることができます。鎌倉幕府の成立にともない、佐倉市域の荘園を支配していた在地領主に代わって千葉氏が勢力を伸ばし、佐倉市域は千葉氏の支配下に置かれました。その後、室町時代に関東全域を巻き込んだ「享徳の乱」がおけると千葉氏は分裂し、戦国の動乱へと巻き込まれていきます。

この動乱の中、千葉氏はその本拠を佐倉に移し本佐倉城を築きました。白井城では二度の大きな合戦があり、16世紀中頃に白井城主となった千葉氏重臣の原氏が小田原の北条氏に従いながら勢力を伸ばしました。しかし、戦国時代末期、小田原北条氏が滅ぶと佐倉を支配していた領主も大きく様変わりすることになります。つまり、北条氏に従っていた千葉氏、原氏は没落し、代わって関東地方を支配することになった徳川家康の家臣や一門が佐倉を治めることとなったのです。その後、家康が全国政権を樹立するなかで、中世の城郭は姿を消し「近世」という新たな時代を迎えることとなります。

### ②佐倉市域の在地領主と千葉氏

平安時代末期から鎌倉時代の佐倉市域は、「白井<sup>しらいの</sup>荘」「印東<sup>いんとうのしゅう</sup>荘」の二つの荘園と「白井郷<sup>うすいのこおり</sup>」からなり、白井氏・印東氏・白井氏といった在地領主がそれぞれの荘園・地域を実質的に支配していました。同じころ、現在の千葉市中央区周辺である千葉<sup>ちばのしゅう</sup>荘を中心に勢力を伸ばしていたのが千葉氏です。

源頼朝が平家打倒の兵を挙げた際、当時の千葉氏の惣領であった千葉常胤<sup>つねたね</sup>は、いち早くこれに味方し、有力御家人の地位を固めていきました。千葉氏が勢力を伸ばしたのに対し、印東氏は平家側に従い、白井氏は頼朝に肅清された上総広常<sup>かづみひろつね</sup>に連座したりして勢力を失いました。宝治元年（1247）、幕府執権の北条氏と有力御家人の三浦氏との間でおこった「宝治合戦」では、千葉氏宗家は北条氏に接近したのに対し、白井氏は三浦氏に味方し合戦に敗れたため所領の多くを失いました。これにより、佐倉市域は千葉氏の支配下に置かれるようになったのです。

千葉氏の台頭とともに勢力を失った白井氏や白井氏ですが、その一族が室町幕府を開いた足利尊氏に仕えていたことがわかっています。白井氏の一族である白井行胤<sup>ゆきたね</sup>は、尊氏の近習として仕え京都や鎌倉で活躍しています。白井興胤<sup>おきたね</sup>もまた尊氏に仕え、各地を転戦したのち、歴応元年（1338）に白井の地を安堵され、白井氏中興の祖となりました。白井城の基礎が築かれたのもこのころと考えられています。市内に残る「お辰の碑」や「宝樹院のサザンカ」などにより興胤にかかわる伝承は今も繰り返し語られています。

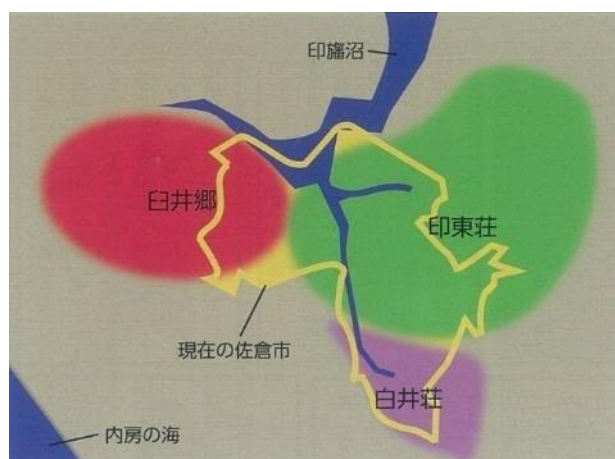


図2 佐倉市域在地領主の勢力範囲イメージ



図 3 白井城跡 (空撮)

### ③千葉氏の分裂

室町幕府の成立後も佐倉市域を治めていたのは千葉氏でしたが、享徳 3 年 (1454) の「享徳の乱」で大きな転換点を迎えることとなります。享徳の乱は、鎌倉公方 (のちに古河公方) の足利成氏と室町幕府の援助を受けた関東管領の上杉氏の対立を軸にし、諸勢力が双方に分かれ合戦をはじめ、関東地方が戦国の世に突入するきっかけとなった内乱です。

この時の千葉氏の惣領であった千葉胤直と重臣の円城寺氏は上杉方を支持し、有力な一族である馬加康胤と重臣の原胤房は成氏に味方したため、千葉氏は分裂。康正元年 (1455)、胤直は康胤、胤房に攻められ、子の胤宣 (たねのぶ) とともに自害し、千葉氏の惣領の地位は康胤が継承しました。

胤直の甥の実胤、自胤は康胤に対抗し、幕府からは二人を支援するために東常縁らが派遣されました。康胤は翌年に常縁に敗れ戦死し、千葉氏の家督は、康胤の長子の胤持、その早世後は現在の酒々井町岩橋を本拠にしていた一族の輔胤が継承しました。応仁元年 (1467)、西国で応仁の乱がおこると東常縁は上洛を余儀なくされ、この間に輔胤は力を盛り返していきます。

### ④戦国の動乱と本佐倉城・白井城

現在の佐倉市と酒々井町にまたがる「本佐倉城」(国指定史跡) は、輔胤あるいはその子である孝胤によって文明年間 (1469~84) 頃に築かれたと考えられています。以後、本佐倉城は下総千葉氏の本拠地となりました。文明 3 年 (1471)、成氏は上杉方に攻められ古河城から脱出し孝胤を頼るなど、享徳の乱において下総千葉氏は主に公方につき活躍しました。本佐倉城の築城も成氏の古河城を支えるためだったといわれています。



図 4 本佐倉城跡 (空撮)

これに対し、佐倉市内で戦国の激戦の舞台となったのは白井城でした。文明 10 年 (1478) に公方方と上杉方の間で和睦が成立し、幕府と公方方との和睦交渉が進められ、ようやく享徳の乱も終わりが見えてきました。太田道灌を中心とする上杉方は、反乱を起こした長尾景春に与する孝胤を討ち、上杉方である自胤に千葉氏惣領の地位を継承させるため下総に進攻しました。孝胤は上杉方と境根原 (柏市) で戦い敗れたのち、白井城へ退き籠城しました。翌年に白井城は落城し孝胤は撤退しますが、上杉方では太田道灌の弟 (甥とも) である太田図書助資忠らが討死するなど激戦が繰り返されました。

この後、道灌は景春方と戦い、文明 12 年 (1480) に長尾景春の乱が終息しました。そして、幕府と公方方の和睦交渉が進み、文明 14 年 (1482) に和睦が成立し、約 30 年に及んだ享徳の乱がようやく終わったのです。長く続いた乱により、古河公方や関東管領は政治的影響力を大きく失い、これ以降彼らの存在・意思と関係なく関東の社会が動くことになりました。これにより、地域の自律・自立した動きがもたらされたと評価されています。



図5 伝千葉勝胤肖像（勝胤寺蔵）

このころの本佐倉城の城下には市が建てられ商職人の集住が進み、城下町としてのにぎわいがみられたようです。また孝胤の子勝胤は和歌を好み、永正11年（1514）には歌人の衲叟馴窓に『雲玉和歌抄』を編纂させるなど、佐倉歌壇と呼ばれる文化的なネットワークが形成されました。本佐倉城跡からは、高価な陶磁器類も出土しており、千葉氏はこれらの威信財によって房総の名門武家としての家格の高さを示そうとしたことがうかがわれます。

小田原の北条氏や安房の里見氏が戦国大名として勢力を広げ房総半島で抗争を広げるころ、下総の千葉氏や原氏などの国衆は、両氏の間で揺れ動いていました。千葉氏は、基本的には北条氏に従い婚姻関係を結ぶなどしてその影響下に入りました。本佐倉城跡からは、北条氏が用いた手づくねで作られたかわらけが出土するなど、考古遺物の面からも北条氏との政治的な関係性をみることができます。

天文年間（1532～54）のころ、当時の千葉氏当主の親胤は、一族の鹿島幹胤に鹿島山の台地に新たな城の建設を命じました。しかし、親胤は若くして亡くなったため工事は中断されてしまいました。またこのころ原氏は、白井城主であった白井氏を追い出し自らが城主となり、北条氏との結びつきを強め下総における北条氏方の中心勢力となりました。そうしたなか、北条氏と対立していた越後の上杉謙信は里見氏の要請に応え関東に出兵し、永禄9年（1566）に原氏の白井城を攻めました。上杉・里見方が戦いを優位に進め、白井城の本丸の堀一重まで攻め寄せ落城寸前まで追い込みました。しかし、籠城側の健闘と北条氏から送られた援軍により、城はもちこたえ謙信は敗退しました。この合戦後も白井城の改修は進み、白井田宿内砦などの支城を含む大規模な城になりました。

## ⑤徳川家康の関東入封と佐倉

その後、北条氏は里見氏を事実上降伏に追い込むなど、着実に関東における影響力を強め勢力を伸ばしました。いっぽう千葉氏は、天正13年（1586）に当主の邦胤が殺害されると、北条氏の介入を受け北条氏政の実子の直重が家督を継承するなど、北条氏への従属性がさらに強まりました。邦胤の代にも鹿島城の建設が試みられたようですが、城は未完成に終わったとされています。

そして北条氏は、天下統一を進める豊臣秀吉とは対立しつつも共存の道を模索したようですが、和睦交渉が決裂し合戦に及びました。秀吉が率いる大軍勢に敗れ、天正18年（1590）に北条氏は滅亡し、千葉氏、原氏はともに北条氏方についたため命運をともにしました。千葉氏にゆかりの深い海隣寺や勝胤寺には、戦国期の千葉氏歴代当主の菩提を弔う供養塔が残されており、かつての栄華がうかがわれます。

北条氏滅亡後、代わって関東を支配したのは徳川家康でした。佐倉市域にはその家臣や一門が配置され、佐倉を支配していた領主も大きく様変わりしました。本佐倉城周辺には本佐倉陣屋が築かれ、家康の五男武田信吉が置かれ、白井城には譜代の家臣である酒井家次、鹿島城には久野宗能が配置されました。また、北条氏の一族で玉縄城主であった北条氏勝は、秀吉の小田原攻めの際に降伏し家康の家臣となり、弥富原氏に代わって岩富城主となりました。

その後、家康が関ヶ原の戦いに勝利し、全国支配を着実に進めると、大名や家臣団の再配置が進みました。信吉は慶長7年（1602）に水戸に移り、代わって本佐倉には六男の松平忠輝が入りましたが、翌年川中島に移され陣屋は廃されました。また、臼井城、岩富城も城主の転封とともに廃され、慶長末頃には鹿島城が残るのみとなりました。このように徳川家の家臣団の入封・転封にともない、戦乱の舞台となった中世の城郭は姿を消していき、新たな時代の幕開けを迎えることとなります。



図 6 三鱗紋蒔絵四重椀（佐倉市指定文化財「岩富城主北条氏勝寄進資料」（宝金剛寺蔵）のうち）

## (5) 近世（江戸時代）の佐倉

### ①概略

日本の「近世」とは、江戸時代（1603～1867）のことを指します。江戸の将軍・幕府を中心として、藩が各地域を治める幕藩体制下にあったこの時代、佐倉市域で藩の中心となったのは佐倉城です。慶長15年（1610）、土井利勝が佐倉の領主となり、その翌年から佐倉城の築城が開始され、7年の歳月をかけて完成しました。同時に城下町も整備され、佐倉城は江戸を守る要衝のひとつとして数えられました。

その後、有力な譜代大名が佐倉藩主に任ぜられ、堀田氏が多くを輩出しました。寛永19年（1642）、正盛が、堀田氏の中ではじめて藩主となりました。その子の正信は、幕政批判などをしたため領地を没収され、その後、松平氏、大久保氏、戸田氏、稲葉氏らが藩主に任ぜられました。延享3年（1746）、正盛のひ孫の正亮が山形から佐倉へ入封した後は、堀田氏が佐倉藩主となっています。

江戸時代末期、堀田正睦は、幕閣として2度老中を務め、藩主として様々な改革を行いました。とくに教育に力を入れ、藩校の成徳書院を拡充し、蘭学を中心とする洋学を積極的に取り入れました。このころ、天保14年（1843）、江戸で活躍していた蘭方医の佐藤泰然が佐倉に蘭医学塾兼診療所の「順天堂」を開き、最先端の医学教育とその実践を行いました。正睦の後を継いだのは、正倫で、彼が最後の佐倉藩主となりました。明治維新後、陸軍歩兵連隊が佐倉におかれることになると、佐倉城の建物のほとんどが撤去され、次の時代への一歩が踏み出されました。

### ②佐倉城の築城と城下町



図7 佐倉城復元 CG

慶長15年（1610）に土井利勝が佐倉の領主となり、翌年より築城に着手します。利勝は、かつて千葉氏が新たな拠点として未完成のままであった鹿島城があった場所を選び、約7年をかけて「佐倉城」（佐倉市指定文化財）を完成させました。佐倉城が築城されたころは、徳川家康が関ヶ原の戦いに勝利し、征夷大將軍となり幕府を開き、大坂の陣により豊臣氏を滅ぼし全国支配を確固たるものにした時期に重なります。家康が全国を支配下に収める過程で、徳川家の家臣団や大名の配置換えが行われ、佐倉

城の完成までに本佐倉陣屋、白井城、岩富城といった中世の城郭は姿を消しました。

江戸時代の初めに新たに整備された城と城下町は、守るのに適した険しい山のような場所ではなく、水陸交通の要衝で平坦な土地が選ばれるようになりました。軍事面だけでなく政治・経済的にも領土の中心にふさわしい場所に城が築かれ、町が整備されたのです。

佐倉城も新しい時代の展開に対応するために、計画的に選定された場所に築城されました。北西南の三方を崖に囲まれた台地の上に築かれ、東に伸びた尾根筋に城下町が建てられました。大手門東の宮小路、鐺木小路、並木町などに武家地が置かれ、宮小路の東に新町、城の北に田町といった町人地が配置されています。鐺木小路には、「旧河原家住宅」（千葉県指定有形文化財）、「旧但馬家住宅」（佐倉市指定有形文化財）、「旧武居家住宅」（国登録有形文化財）に代表される武家屋敷が今も残っています。「新町」は、この時新たにつくられた町であることからこの名が付けられました。城下町には、江戸と成田を結

ぶ成田街道（佐倉道）が通り、交通の要衝でもあったことがうかがわれます。

佐倉城の縄張り（城全体の設計）は、戦国時代から発達してきた城普請の集大成のひとつに数えられています。石垣を用いず、土塁と空堀・水堀を巧みに配置し守りを固めたのです。椎木曲輪の角馬出しはその代表例で、現在の佐倉城址公園内でも当時の名残をよく見ることができます。加えて、城全体の遺構が良好な状態で残っていることが評価され「日本 100 名城」のひとつに選ばれています。

### ③歴代の佐倉城主と堀田氏

佐倉城は、江戸の東を守る要としての役割が与えられ、築城から明治にいたるまでの 258 年間に 9 家 20 人の有力な譜代大名が城主となりました。彼らの多くは老中などの幕府の要職を務めました。このうち、堀田正盛、正信の時代と正盛三男の正俊の孫である正亮から最後の城主となった正倫までの時代を合わせた 141 年間は、堀田氏が城主を務めました。

寛永 19 年（1642）、正盛が信濃国松本より佐倉に入封し、堀田氏の中ではじめて佐倉城主となりました。正盛は家光の近習を務めていたこともあり、破格の出世をとげました。しかし、その子の正信は、幕政を批判し幕府に断りなく江戸から佐倉に帰ったため万治 3 年（1660）に改易されてしまいました。

以降は、松平氏、大久保氏、戸田氏、稲葉氏といった譜代大名が城主を務めていました。そして、延享 3 年（1746）に正盛のひ孫の正亮（まさすけ）が山形から佐倉へ入封した後は、明治維新まで堀田氏が城主となっています。彼の代に 1 万石加増され、堀田氏は 11 万石となりました。また、このころに総合武術である立身流が堀田氏の武術として採用されています。正亮のあとを継いだ正順（まさあり）は寛政 4 年（1792）に佐倉学問所を開設し、次の正時の代に温故堂と改称されました。次の正愛（まさちか）の代では佐倉城の天守が火災により焼失したり、多額の借金に悩まされたりなど苦境が続きました。



図 9 堀田正睦肖像写真（個人蔵）

若くして病死した正愛の後を継いだのが正睦（まさよし）でした。文政 8 年（1825）に藩主となり、渡辺弥一兵衛らを用い藩の財政を立て直すなどの改革を進めました。幕政では、天保の改革期、安政年間の 2 度にわたり老中を務め、2 度目の老中就任の際には開国派として幕政を主導し、日米修好通商条約の調印に尽力しました。しかし、将軍の後継者問題に絡んで大老となっていた井伊直弼と対立し、安政 5 年（1858）に老中を罷免され、翌年家督を嫡子の正倫に譲って隠居。元治元年（1864）、佐倉城三ノ丸御殿で亡くなりました。

正倫が家督を継いだのはわずか 9 歳で、重臣たちに支えられながら、幕末・明治の混乱期を迎えます。戊辰戦争の折には、正倫は慶喜の助命のために上京するもその途上で捕らえられ、京都で軟禁。その間に佐倉城が新政府側に明け渡されました。明治 2 年（1869）の版籍奉還により正倫は藩知事に任命されましたが、明治 4 年の廃藩置県によりその任を解かれ、東京へ移住するため佐倉を離れることになりました。



図 8 伝・堀田正盛坐像（個人蔵、佐倉市指定文化財）



#### ④江戸時代の佐倉市域を今に伝える文化財



図 10 佐倉城大絵図（個人蔵、佐倉市指定文化財）

江戸時代の佐倉藩政資料では『下総佐倉藩堀田家文書（佐倉厚生園文書）』があります。この資料は佐倉藩の藩庁文書や堀田家の文書・記録が幅広くまとまっている基礎資料群として位置付けられ、佐倉市史の編纂はもちろん、千葉県、近隣の市町村史の編纂にも幅広く参照されてきました。他にも「佐倉城大絵図」（佐倉市指定文化財）や「総州佐倉御城府内之図」（佐倉市指定文化財）

といった城下町ならではの城絵図も多く残り、城やその城下の変遷をうかがい知ることができます。

より身近な生活の様子を知る手がかりとしては、江戸時代中期の佐倉藩主・稲葉氏に仕えた渡辺善右衛門によって書かれた『古今佐倉真佐子』（佐倉市指定文化財）があります。この書には、当時の城下町を中心とする佐倉領内の人々の生活や自然、食べ物、年中行事などが細かく描写されています。さらに、佐倉城だけでなく、藩士が暮らした武家地、町人が暮らした町人地といった城下からは様々な考古資料が発掘され、当時の人々の生活をより具体的に私たちに教えてくれます。

当時の人々が広く心を寄せたのが市内の神社や仏閣です。武家地と町人地の境に位置する鐺木の麻賀多神社は、佐倉藩の総鎮守として広く信仰を集め、武具などの各種の寄進を受けるとともに、度々造営されました。現在の本殿は天保14年（1843）に当時の藩主・堀田正睦が新たに建て替えたものです。秋には神輿の渡御が行われ、現在行われている佐倉の秋祭りの母体となっています。『古今佐倉真佐子』にはこの麻賀多神社の神輿のほかに、山車や屋台が練り歩き、多くの人々でにぎわったと記録されています。また、松林寺や宗圓寺、嶺南寺、甚大寺などの城下に位置する寺院の多くは江戸時代初期～中期に開かれました。加えて、上志津の八幡神社、天御中主神社、先崎地藏尊、大佐倉の将門山大明神鳥居、寺崎の密蔵院薬師堂といった城下以外の市内各所に残る寺社が建立・造立されたのもこの時期です。当時から佐倉の人々が篤い信仰を寄せていたことがうかがわれ、これらの寺社は現在も佐倉の人々に親しまれています。

そして、当時の人々の往来を支えたのが街道です。江戸と佐倉を結ぶ道は佐倉道と称され、江戸時代中頃以降は成田山への参詣者が増えたことから成田街道とも呼ばれるようになりました。往来する人々の増加により街道沿いには宿場町が形成・発展していきます。かつて白井城があった白井は東西に走る成田街道と南の千葉街道、北の木下街道が分岐する交通の要所として旅人や幕府の役人も往来する宿場として栄えました。また、成田街道沿いの「加賀清水」は、大久保加賀守忠朝が江戸への参勤交代の折に愛飲したことからその名が付けられ、当時の人々にも親しまれました。その中の一人に七代目市川團十郎もおり、成田山への道と清水の案内を兼ねた道標を井野に寄進しています。



図 11 佐倉道（成田街道）道標

## ⑤蘭学の先進地



図 12 佐藤泰然肖像写真

(佐倉市教育委員会蔵、国立歴史民俗博物館寄託)

江戸時代後期の佐倉は、藩校の成徳書院、佐倉順天堂に代表される蘭学の先進地としても発展しました。成徳書院は、藩主・堀田正睦によって拡充された藩校で、蘭学を中心とする洋学が積極的に取り入れられました。正睦は、洋式の兵制を採用し、藩校を拡充して成徳書院とし積極的に蘭学を導入したことから「蘭癖」とも称され、彼によって佐倉が蘭学の先進地となる下地がつくられました。成徳書院に所蔵されていた「ハルマ和解」をはじめとする蘭学・洋学関係の資料は、当時としては随一の蔵書数を誇っていたことがわかっています。現在は鹿山文庫関係資料としてまとめられ、藩校の流れをくむ千葉県立佐倉高等学校が所蔵しています。

そして、天保 14 年（1843）、江戸で活躍していた蘭方医の佐藤泰然が、佐倉に蘭医学塾兼診療所の「順天堂」（千葉県指定史跡）を開きました。佐藤泰然は、とくに外科医術に優れ、困難な手術を成功させるとともに、藩内における種痘の普及にも尽力しました。泰然の後を継いだのは、弟子のひとりであった佐藤<sup>たかなか</sup>尚中で、彼は泰然次男の松本良順の勧めもあり長崎へ留学にオランダ人軍医のポンペに学びました。尚中はその成果を佐倉に持ち帰り、多くの門人に伝えるとともに、西洋式の病院である佐倉養生所を開設するなど、その技術を以て人々を救うことに力を尽くしました。このように順天堂は、当時の最先端の医学教育とその実践が行われ多くの優秀な人材を輩出したことから、近代日本医学の発祥地のひとつに数えられています。

## (6) 近現代 (明治時代～)

### ①概要

明治維新を迎えた日本は、西欧の革新的技術の導入によって、軍事をはじめとする産業を奨励するとともに、富国強兵に努めました。佐倉では、廃藩置県により佐倉藩が廃止されるとともに、佐倉城が取り壊され、陸軍の兵営所が設置されました。ここには、歩兵第2連隊や歩兵第57連隊が置かれました。以降、明治から第二次世界大戦の敗戦までの70年あまりの間、佐倉は軍事的都市であり続けました。

「佐倉連隊」として知られる連隊は地域の人々の生活とも結びつき、かつての城下町は連隊の街としてにぎわいをみせるようになりました。さらに街は、江戸型山車の引き廻しで盛り上がる祭礼などによって活気づきました。一方で、旧藩主、藩士たちにより藩政時代を見直す動きも盛んになり、かつての城下町としての記憶はより佐倉の人々の中に浸透していったと言えるでしょう。

佐倉連隊は、西南戦争、日清・日露戦争などの主要な近代戦争に参加しました。昭和に入り、満州事変、日中戦争を経る中で、兵営所は兵士を戦地へ送る場となり、郷土部隊としての性格が薄れていきました。大戦期末、連隊の主要部が南方諸島へ派遣されましたが、壊滅し敗戦を迎えました。

敗戦により連隊が解体され、1954年(昭和29)に佐倉市が誕生します。その後、市は志津地区に代表されるように開発が進み、市の人口を支える住宅地が発展していきました。また、佐倉順天堂記念館や武家屋敷、旧堀田邸といった歴史的建造物、佐倉市民音楽ホールや佐倉市立美術館、国立歴史民俗博物館、佐倉ふるさと広場といった文化・観光施設が整備・開館し、佐倉市は歴史文化を明日に伝える街として広く知られています。

### ②連隊と佐倉

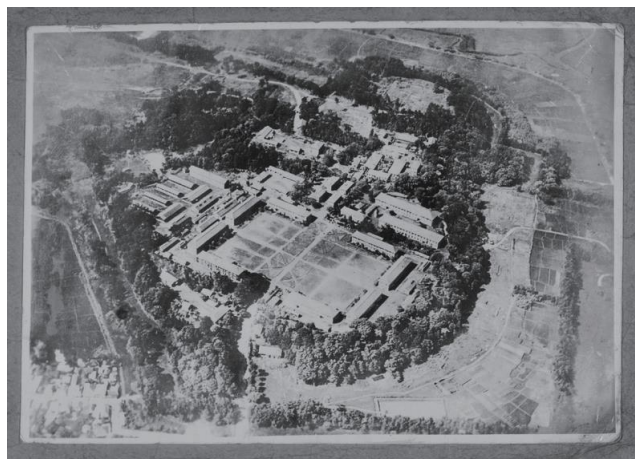


図 13 佐倉連隊兵営所航空写真

1871年(明治4)の廃藩置県後、江戸時代の武家による統治のシンボルでもあった城郭は、兵部省が管轄することになり、翌年に陸軍省が設置されるとその所管となりました。陸軍省は、軍事拠点として利用する意図から引き続き残して管轄下に置くものと、不要とするものの検討を行い、首都東京の東を守る佐倉城は「存城」と判断されました。その後、佐倉城を新たな軍事拠点とするために城の建物の解体が進められ、新たに洋式の兵舎が現在の国立歴史民俗博物館がある椎木曲輪を中心に建てられました。江戸時代を象徴する城郭は、「近

代化」を象徴する軍隊の洋式兵舎に塗り替えられることとなったのです。

1874年(明治7)、最初に佐倉に入営したのは歩兵第2連隊でした。各地では盛大に入営者の見送りが行われました。入営者は家族らに付き添われ佐倉に前泊し、翌日に兵営所の門をくぐり厳しい軍隊生活が始まることとなります。佐倉の町では、こうした人々のために現在の新町通りから田町の歴博入口にかけての成田街道筋には、飲食店や日用雑貨を扱う商店をはじめ、写真店、洋服店、時計屋、記念品店などの連隊向けの商店が立ち並び、城下町時代にはなかった洋風生活を支えることになりました。

そして、佐倉の町の人々は、明治初めに東京日本橋方面より江戸時代後半に制作された江戸型山車を買入れ、秋の祭礼で引き廻しを行いました。加えて、佐倉の大工によって御神酒所(踊り屋台)の制

作も進み、山車とともに引き廻す町が増えていきました。新町の商人たちが連隊向けの商売を行ったこと、つまり連隊が間接的なパトロンとなったことで、こうした華やかな祭礼が実現・継続されたと推測されます。

そして当時のにぎわいは、明治中頃の商家住宅である「旧平井家住宅」や「旧今井家住宅」（ともに国登録有形文化財）、大正7年（1918）に建てられた「旧川崎銀行佐倉支店」（千葉県指定文化財）などからもうかがうことができます。また、毎年12月には軍旗祭・招魂祭が行われ、兵士たちと地元の人々との間に交流がもたれ、連隊が地域と結びつくきっかけにもなりました。



図 14 明治 28 年歩兵第二連隊招魂祭 山車写真

歩兵第 2 連隊は、明治 10 年（1877）の西南戦争、明治 27 年（1894）の日清戦争、明治 37 年（1904）の日露戦争といった近代日本の主要な戦争に参加しました。日露戦争中、陸軍が部隊を増設する中で編成されたのが、歩兵第 57 連隊でした。この連隊は、1909 年（明治 42）に水戸に移転した第 2 連隊に換わって佐倉に入営しました。千葉県全域から徴集されたため郷土部隊としての性格が強い連隊として知られ、連隊と地域との一体感も増していきました。

### ③城下町の歴史を紡ぐ

廃藩置県により佐倉を離れ東京に移住していた堀田正倫は、明治 20 年（1887）に華族の地方移住が認められると、産業と教育の振興のため佐倉に戻ることを決意し、邸宅の建設に着手します。このとき、正倫の邸宅として明治 23 年（1890）に竣工したのが「旧堀田邸」（国重要文化財・国指定名勝）です。さらに、正倫は明治 30 年（1897）に産業の育成のため堀田家農事試験場を開設しました。加えて、教育振興のため、藩校・成徳書院の流れをくむ佐倉中学校（現・県立佐倉高等学校）に多くの寄付・支援を行いました。明治 43 年（1910）に建築された新校舎（現・佐倉高等学校記念館・国登録有形文化財）は正倫の寄付により建築されました。



図 15 堀田正倫肖像写真

新たな時代を迎えた明治時代の佐倉では、旧藩士たちにより、佐倉藩史の編纂事業が進められ、堀田正睦をはじめとする堀田家の歴代当主の人物像と事績がまとめられました。また、堀田家の菩提寺である甚大寺の「堀田家墓所」（千葉県指定史跡）に、正睦を偲ぶ追遠碑の建設が佐倉在住の旧藩士たちによって進められ、明治 19 年（1886）に完成しました。正睦は「開国第一の功労者」とされ、最後の藩主を務めた正倫は明治時代にあっても佐倉の地域の象徴的存在として親しまれました。佐倉藩主といえば「堀田家」という現在の佐倉にかかわる歴史認識は、堀田家が長く藩主を務めたことに加えて、こうした活動が現在へとつながってきた結果であるとも言えるでしょう。

#### ④戦争の激化と佐倉連隊

昭和 11 年 (1936) の満州事変、翌年の日中戦争の全面化により、連隊をとりまく環境は大きく変化しました。連隊は満州に移駐し、佐倉の兵営は入営まもない兵士を戦地に送る場となり、以前の郷土部隊としての性格は徐々に薄れていきました。さらに、遠い異郷の地で命を失う人も多くなり、入営者を迎え除隊者を送り出した町は、戦死者の遺骨を迎えるようになってしまいました。連隊の町としてのにぎわいは、このころまでであったともいわれています。

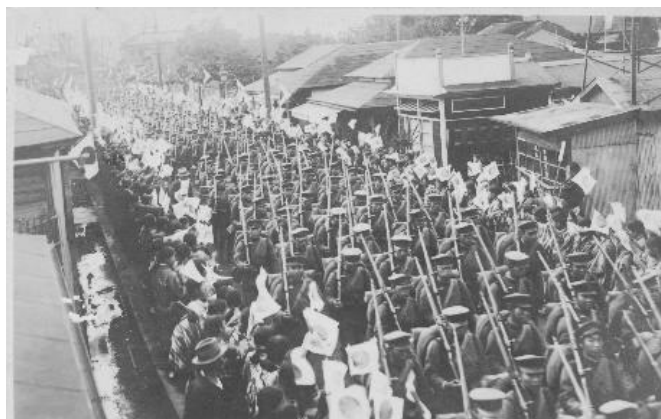


図 16 出征する兵士とそれを見送る人々

さらに、太平洋戦争の戦況が悪化する中で、昭和 19 年 (1944)、連隊から第 3 大隊がマリアナ諸島グアムに派遣されました。マリアナ諸島は、アメリカが日本本土空襲を可能にする重要地点であり、日本はこれを死守する必要があったためです。しかし、圧倒的な戦力差を埋めることはできず、部隊は全滅し日本はマリアナを失い、アメリカは本土空襲を開始したのです。

グアムでの激戦の最中、満州に残っていた連隊にも南方への転出命令が下りました。レイテ島での決戦が決定されると、連隊は島に上陸し交戦を開始しました。連隊は善戦したものの、補給や援護のないまま多くの命が失われました。わずかな生存者は、昭和 20 年 (1945) 初めにレイテ島を脱出し対岸のセブ島へ撤退、ここで終戦を迎えました。

#### ⑤佐倉市の誕生と発展



図 17 佐倉市庁舎

佐倉市が誕生したのは、昭和 29 年 (1954) 3 月 31 日で、前年の町村合併促進法を受けて佐倉町、白井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村が合併し市制が施行されました。昭和 30 年 (1955) には、旭村 (現四街道市) から馬渡が編入、昭和 32 (1957) には、四街道町 (現四街道市) から畔田、生谷、吉見、飯重、羽鳥が編入され、私たちの知る佐倉市がほぼ出来上がりました。市庁舎は町役場と同じ旧川崎銀行佐倉支店が用いられましたが、昭和 46 (1971) に建築家の黒川紀章の設計により現在の市庁舎が建てられました。

市の誕生以降、志津、白井、千代田地区などでは開発が進み、市の人口を支える住宅地が発展しました。志津では 70 年代にユーカリが丘のニュータウンの開発が進み、都心への交通の便の良さからベッドタウンとして機能しています。白井では、70 年代後半より区画整備事業が行われ京成白井駅が現在の位置に移転しました。昭和 59 年 (1984) には佐倉市民音楽ホールが開館し、平成元年 (1988) には印旛沼に面する佐倉ふる

さと広場が整備され、平成 6 年 (1994) には市制 40 周年を記念して広場にオランダ風車 (リーフデ) が完成しました。千代田地区は旧四街道町から編入した地域で、90 年代より染井野の造成が進み住宅地の開発が進みました。根郷地区では、昭和 47 年 (1972) の佐倉 IC の開通に伴い、工業団地が多く造ら

れました。製造業を主に、佐倉の産業の中核を担っています。弥富・和田地区は、農業が盛んな地域として知られるとともに、平成2年（1990）に川村記念美術館（現・DIC川村記念美術館）が開館するなど、その自然や風土が活かされています。

### ⑥佐倉の歴史文化を伝える

第二次世界大戦の敗戦により、明治以来の連隊の歴史に終止符が打たれることになりました。残った連隊の建物は、佐倉中学校の校舎などに転用されましたが、老朽化が進むと順次取り壊されていきました。さらに、1970年代初めに国立歴史民俗博物館の建設が決定されると、最後に残っていた兵舎が解体され、連隊の色彩は薄れていきました。その後、昭和58（1983）に国立歴史民俗博物館が開館しています。そして、かつて佐倉城があった場所は、国立歴史民俗博物館や中学校、高校が所在するほか、地形を活かした城全体の遺構を良好な状態で残すかたちで佐倉城址公園として整備されています。この点が評価され、平成18（2006）には日本100名城に選定されるなど、現在の佐倉のシンボルのひとつに数えることができます。



図18 国立歴史民俗博物館

そして、昭和の終わり頃から平成の前半にかけて現在公開されている歴史的建造物や文化施設の整備・公開が進みました。幕末の佐倉順天堂の建物の一部は1985年（昭和60）に佐倉順天堂記念館として一般公開されました。また、かつての武家地は、昭和の終わりころからその存在が改めて認知され、武家屋敷の保存整備が進められました。平成2年（1990）に旧河原家住宅（千葉県指定文化財）、平成4年（1992）に旧但馬家住宅、平成9年（1997）に旧武居家住宅（国登録有形文化財）がそれぞれ整備を終え開館しています。旧川崎銀行佐倉支店をエントランスホールとする佐倉市立美術館は平成6年（1994）に開館しました。佐倉市と酒々井町にまたがる本佐倉城跡は、平成10年（1998）に国指定史跡となり、旧堀田邸は、平成11（1999）に保存整備工事が完了し一般公開されています。

その後、国の文化財指定が進み、井野長割遺跡は平成17年（2005）に国指定史跡、旧堀田邸の建物は旧堀田家住宅として平成18年（2006）に国の重要文化財、庭園は旧堀田正倫庭園として平成27年（2015）に国指定名勝となっています。こうした文化財の整備や指定が行われる中で、ボランティア団体やNPO団体による市の文化財、文化・観光案内の活動も進みました。



図19 現在の佐倉の秋祭り

また、連隊が佐倉から姿を消して以降、秋の祭礼の実施、山車や御神酒所の引き廻しにあたっては町への負担が高まり、これまで通りに実施することが難しくなりました。それでも、佐倉の人々は祭礼を実施する努力を続け、平成5年（1993）に佐倉の秋祭り実行委員会が発足して以降は、「佐倉の秋祭り」として祭礼が実施されるようになりました。そして、平成の後半より佐倉の祭礼用具の価値を改めて見直す動きが高まり、山車や山車人

形の修復が町の人々や保存会の手によって進められました。現在では麻賀多神社のほか、愛宕神社、八幡神社、新明神社の4社合同の祭りとして各神社の氏子である約20の町が江戸型山車や御神酒所などを準備し参加する形態として盛り上がりを見せています。

そして、城下町としての歴史文化が高く評価され、平成28年(2016)には、成田市、香取市、銚子市とともに「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる町並み」として日本遺産に認定されました。このように、現在の佐倉市は豊富な歴史文化を明日に伝える街として発展してきたといえます。

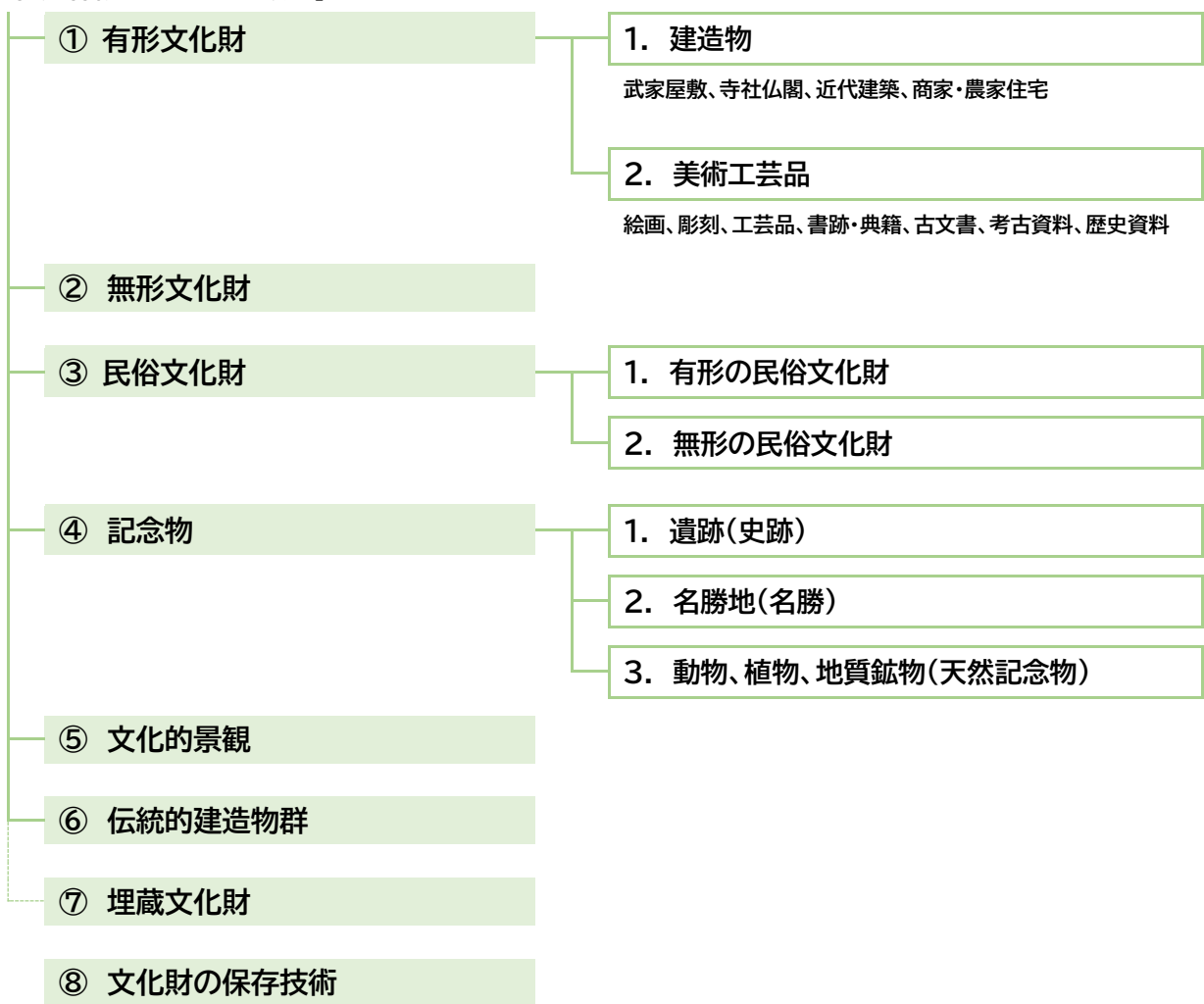
# 第3章 佐倉市の文化財の概要・特徴と現状

## 第1節 佐倉市の文化財の概要と特徴

本市では、これまでの文化財調査において、指定・未指定、または法令等の類型に属さないものも含めた数多くの文化財が把握されています。本節では、これまでの文化財調査によって把握された本市の文化財の概要と特徴を整理します。

文化財保護法における定義に基づき、本計画における文化財の類型は下図の通りです。

### [文化財保護法に基づく類型]



### [その他の文化財]

- ⑨ 史話・伝承



## (1) 佐倉市の文化財の概要

### ① 指定等文化財

本市では、令和5年4月現在で計106件の指定等文化財があり、そのうち、国による指定・選定が4件、県による指定・選定が19件、市による指定・選定が71件となっています。また、文化財保護法における国の文化財登録原簿への登録件数が5件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（以下、国選択という）が1件あります。なお、本市では「文化的景観」、「伝統的建造物群」、「文化財の保存技術」に関する選定はありません。

[本市の指定等文化財の件数]

類型		国指定・選定	国登録	国選択	県指定・選定	県登録	市指定・選定	市登録	計	
有形文化財	建造物	1	5	—	4	0	7	6	23	
	美術	絵画	0	0	—	0	0	7	—	7
		彫刻	0	0	—	0	0	6	—	6
	工芸品	工芸品	0	0	—	5	0	19	—	24
		書跡・典籍	0	0	—	0	0	1	—	1
		古文書	0	0	—	0	0	0	—	0
		考古資料	0	0	—	0	0	1	—	1
		歴史資料	0	0	—	1	0	6	—	7
無形文化財		0	—	0	1	0	0	—	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	—	1	0	2	—	3	
	無形の民俗文化財	0	—	1	1	0	4	—	6	
記念物	遺跡(史跡)	2	0	—	5	0	11	—	18	
	名勝地(名勝)	1	0	—	0	0	1	—	2	
	動物、植物、地質鉱物 (天然記念物)	0	0	—	1	0	6	—	7	
文化的景観		0	—	—	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	—	—	—	—	0	
文化財の保存技術		0	—	—	0	—	0	—	0	
計		4	5	1	19	0	71	6	106	

0:該当なし、—:制度なし

## ② 未指定文化財

本市では、令和5年4月現在で計14,604件の未指定文化財が確認されています。

### [本市の未指定文化財の件数]

類型		計		
有形文化財	建造物	1,508	11,814	
	美術 工芸 品	絵画		1,732
		彫刻		20
		工芸品		151
		書跡・典籍		61
		古文書		1
		考古資料		7,392
		歴史資料		949
無形文化財		0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	270	424	
	無形の民俗文化財	154		
記念物	遺跡(史跡)	1,007	1,015	
	名勝地(名勝)	2		
	動物、植物、地質鉱物(天然記念物)	6		
文化的景観		6		
伝統的建造物群		0		
埋蔵文化財		938		
文化財の保存技術		0		
その他(史話・伝承)		407		
計		14,604		

## (2) 文化財の類型ごとの概要と特徴

本計画における文化財の類型に基づき、未指定文化財を含めた類型ごとの概要と特徴を整理します。

### ① 有形文化財

#### 1. 建造物

##### 【武家屋敷】

本市には、国登録文化財となっている「旧武居家住宅」や県指定文化財となっている「佐藤家住宅」をはじめとした武家屋敷が存在します。特に、「旧河原家住宅」、「旧但馬家住宅」、「旧武居家住宅」の3棟は『佐倉武家屋敷』として公開されており、数は多くないものの、城下町佐倉の面影を現在に残しています。



旧武居家住宅



旧但馬家住宅

[武家屋敷の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
国	登録	旧武居家住宅	平成28年8月1日
県	指定	佐藤家住宅	昭和59年2月24日
		旧河原家住宅	昭和60年3月8日
市	指定	旧但馬家住宅	平成元年3月31日

##### 【寺社仏閣】

本市には、県指定文化財となっている「松林寺本堂」や、市指定文化財となっている「将門山大明神鳥居」をはじめとした仏教建築・神社建築が存在します。本市では佐倉城の築城に伴い、城下町を中心に多くの寺院が開かれたほか、本佐倉城や、佐倉藩の鎮守として信仰された神社の建造物が現在も残っています。



松林寺本堂



密蔵院薬師堂

[寺社仏閣の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
県	指定	松林寺本堂	昭和57年4月6日
市	指定	将門山大明神鳥居	昭和52年7月13日
		鷲神社鳥居	昭和53年7月26日
		鷲神社本殿 附 宮殿 棟札 御正躰箱	昭和53年7月26日
		密蔵院薬師堂	昭和60年9月26日
		鐺木麻賀多神社本殿 附 棟札2枚	平成30年8月16日
		大佐倉八幡神社本殿	平成30年8月16日
-	未指定	上志津の神社と社叢（八幡神社・天御中主神社）	-
		角来八幡神社	-
		飯野山東徳寺観音堂	-

## 【近代建築】

本市には、国指定重要文化財となっている「旧堀田家住宅」や、国登録文化財となっている「佐倉高等学校記念館」、「旧佐倉市立志津小学校青菅分校校舎」をはじめ、県指定文化財となっている「旧川崎銀行佐倉支店」などの近代建築が存在します。城下町の趣を残すまちなかの風景に、明治期・大正期の洋風建築や戦前の意匠が加わり、趣ある景観が形成されています。



旧堀田家住宅



千葉県立佐倉高等学校記念館

### [近代建築の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
国	指定	旧堀田家住宅 附 棟札1枚	平成18年7月5日
国	登録	千葉県立佐倉高等学校記念館	平成17年7月12日
		旧佐倉市立志津小学校青菅分校校舎	令和3年2月4日
県	指定	旧川崎銀行佐倉支店 附 棟札1枚	平成3年2月15日

## 【商家・農家住宅】

本市には、旧城下の町人地であった新町通りを中心に、国登録文化財となっている「旧平井家住宅」や「旧今井家住宅」をはじめとした商家・農家住宅が多く存在します。主に明治期に建てられた主屋を中心に、増築された土蔵や座敷棟なども残り、当時の人々の営みを今に伝えています。



旧平井家住宅

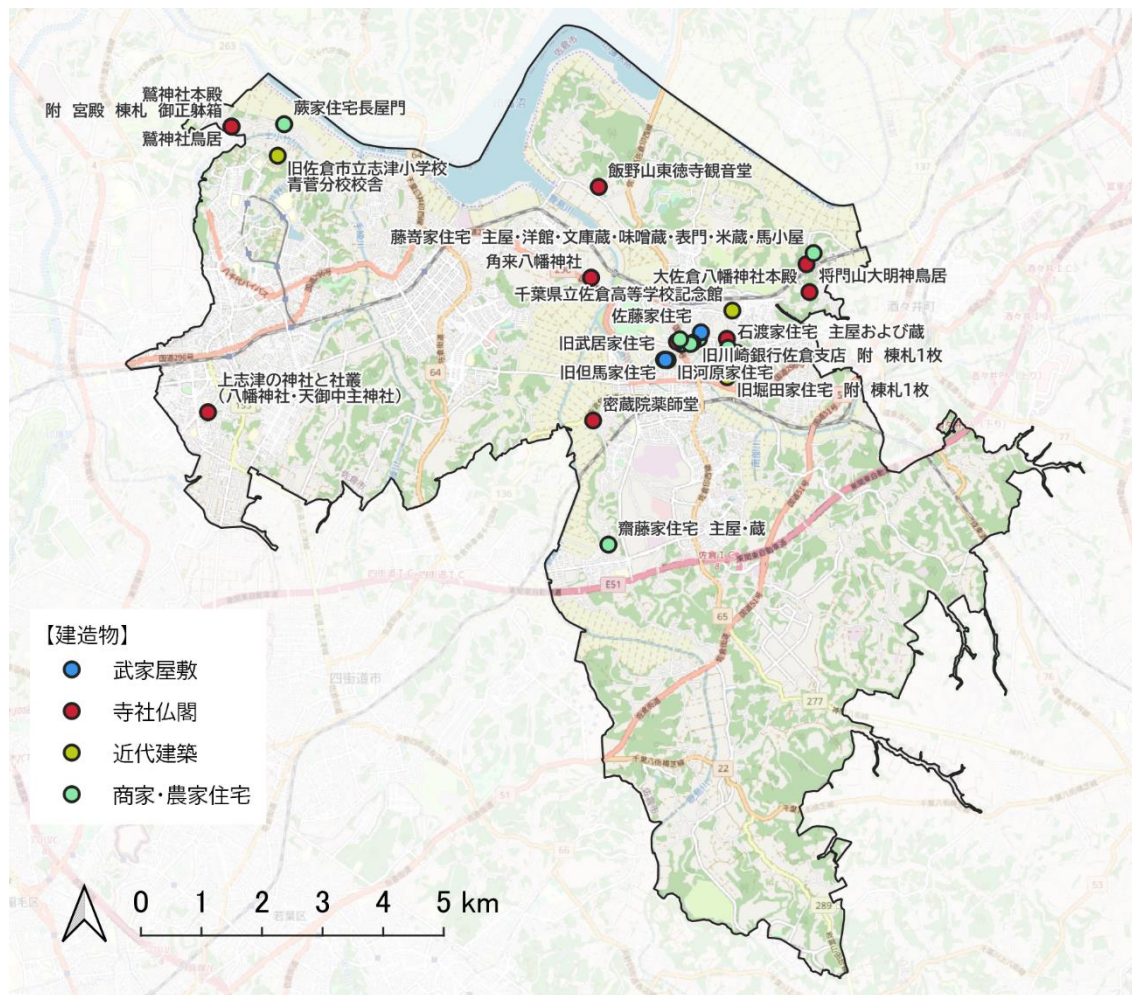


旧今井家住宅

### [商家・農家住宅の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
国	登録	旧平井家住宅	平成28年8月1日
		旧今井家住宅	令和元年12月7日
市	登録	山口家住宅 袖蔵および店蔵	平成12年2月16日
		三谷家住宅 主屋・袖蔵および座敷屋	平成13年5月16日
		石渡家住宅 主屋および蔵	平成13年5月16日
		藤寄家住宅 主屋・洋館・文庫蔵・味噌蔵・表門・米蔵・馬小屋	平成17年7月1日
		蕨家住宅長屋門	平成17年7月1日
		齋藤家住宅 主屋・蔵	平成21年2月23日
-	未指定	旧玉照堂吉田書店	-
		旧立崎家住宅	-

[主な建造物の分布]



資料：OpenStreetMap

## 2. 美術工芸品

### 【絵画】

本市の絵画は、洋画家・浅井忠の作品である「花園口上陸図」や、神社奉納品の「麻賀多神社板絵馬「藤戸の渡し」」、「熊野神社板絵馬「龍図」」などの7件が市指定となっています。また、未指定の絵画においても、個人蔵・美術館蔵となっている作品や、寺社仏閣に関わる絵馬などが数多く存在します。



佐倉城大絵図

### [絵画の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
市	指定	花園口上陸図	昭和44年3月12日
		麻賀多神社板絵馬「藤戸の渡し」	昭和52年4月13日
		熊野神社板絵馬「龍図」	昭和52年4月13日
		佐倉城大絵図	昭和52年7月13日
		紙本著色釈迦涅槃図	昭和58年6月30日
		絹本著色釈迦涅槃図	昭和63年3月15日
		佐倉牧関係絵図	平成25年2月22日
-	未指定	伝千葉勝胤肖像	-
		佐倉御城実測図	-

### 【彫刻】

本市の彫刻は、寺院に取められた仏像類の6件が市指定となっています。また、未指定ながらも古代・中世に制作が遡る作例も確認されています。



木造大日如来坐像



木造金剛力士立像

### [彫刻の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
市	指定	木造薬師如来立像	昭和39年3月18日
		木造阿弥陀如来坐像	昭和44年3月12日
		木造大日如来坐像	昭和53年4月18日
		木造金剛力士立像	昭和53年7月26日
		木造薬師如来坐像及び両脇侍立像	昭和53年10月18日
		金銅地藏菩薩坐像	平成20年9月1日
-	未指定	木造薬師如来立像（密蔵院）	-
		八木東福院薬師如来坐像	-

**【工芸品】**

本市の工芸品は、「紫裾濃胴丸」、「鳳凰蒔絵鞍」、「天球儀」「牡丹蓮華唐草模様七条袷横被付」「亀甲梅椿模様七条袷横被付」の5点が県指定となっているほか、刀や神輿といった武具・祭礼用具等19件が市指定となっています。未指定の工芸品においても、麻賀多神社や宝金剛寺に奉納されている武具・祭礼用具などが確認されています。江戸幕府の有力な譜代大名としての堀田家の功績や、高度な工芸技術を有した武家文化の歴史を今に伝えています。



紫裾濃胴丸



鳳凰蒔絵鞍

また、本市は、香取秀真や津田信夫といった近代以降の日本工芸史を代表する作家の出身地でもあり、佐倉市立美術館では、この二人の代表的な作例を所蔵しています。

[工芸品の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
県	指定	紫裾濃胴丸 附木箱1合 折紙8通 由緒書1通	昭和29年3月31日
		鳳凰蒔絵鞍	昭和41年5月20日
		天球儀	昭和41年5月20日
		牡丹蓮華唐草模様七条袷横被付	令和5年3月10日
		亀甲梅椿模様七条袷横被付	令和5年3月10日
市	指定	ピストル	昭和39年3月18日
		麻賀多神社神輿	昭和39年3月18日
		六崎区神輿	昭和39年3月18日
		刀 銘細川忠義	昭和41年9月26日
		刀 銘国友忠恕	昭和44年3月12日
		佐藤尚中陣羽織	昭和48年4月14日
		銅大国主命立像	昭和48年6月20日
		銅武内宿禰立像	昭和49年4月27日
		銅十一面観音菩薩立像	昭和49年4月27日
		銅麻賀多神社印	昭和49年6月4日
		銅釣燈籠	昭和49年6月4日
		刀 銘細川忠義	昭和53年7月26日
		槍 銘細川忠義	昭和54年10月17日
		刀 銘細川忠正	昭和55年7月22日
		簾阿弥陀来迎図	昭和58年6月30日
		旧佐倉町の祭礼用具	昭和59年11月26日
		梵鐘（元禄七年在銘）	昭和61年3月31日
		金剛五鈷杵	平成7年8月16日
岩富城主北条氏勝寄進資料 三鱗蒔絵四重椀	平成22年10月1日		
-	未指定	紺糸素懸威桶側胴二枚胴具足	-
		鴛鴦文銅花瓶	-
		隠霧澤毛	-
		本町神明神社神輿	-
		青い目の人形（ナンシー・メリー）	-
		銅製宝冠	-

### 【書跡・典籍、古文書、歴史資料】

本市の書跡・典籍、古文書、歴史資料は、藩校に所蔵されていた古典籍群である「鹿山文庫関係資料」が県指定となっているほか、「公立米戸小学校版木」や「将門町地租改正地引図」などが市指定となっています。また、未指定の歴史資料としては、佐倉藩主を長く務めた堀田家の文書・記録や佐倉順天堂における西洋医療に関する資料などが数多く存在しています。



鹿山文庫関係資料



古今佐倉真佐子

### [書跡・典籍、古文書、歴史資料の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
県	指定	鹿山文庫関係資料	平成5年2月26日
市	指定	古今佐倉真佐子 附 絵図一葉	昭和59年1月18日
		公立米戸小学校版木	昭和47年2月9日
		佐倉城城門写真原板	昭和49年7月19日
		松林寺古絵図	昭和52年1月19日
		将門町地租改正地引図	昭和53年4月18日
		伝堀田正盛坐像	昭和54年6月29日
		小幡家旧蔵佐倉城関係資料	平成9年3月26日
-	未指定	下総佐倉堀田家文書	-
		佐倉順天堂佐藤家資料	-
		北条氏勝位牌・覚朝位牌	-
		天正十九年内田村検地帳	-
		天正十九年寒風村検地帳	-
		出陣次第	-



### 【考古資料】

本市の考古資料は、「ナウマン象歯牙化石」が市指定文化財となっています。井野長割遺跡、吉見台遺跡や宮内井戸作遺跡などでは、縄文時代の土器や土偶、土製品など、多くの原始・古代の遺物が確認されています。また、本佐倉城跡や佐倉城跡からは、城や城下町の人々の暮らしに関わる遺物が確認されています。



ナウマン象歯牙化石

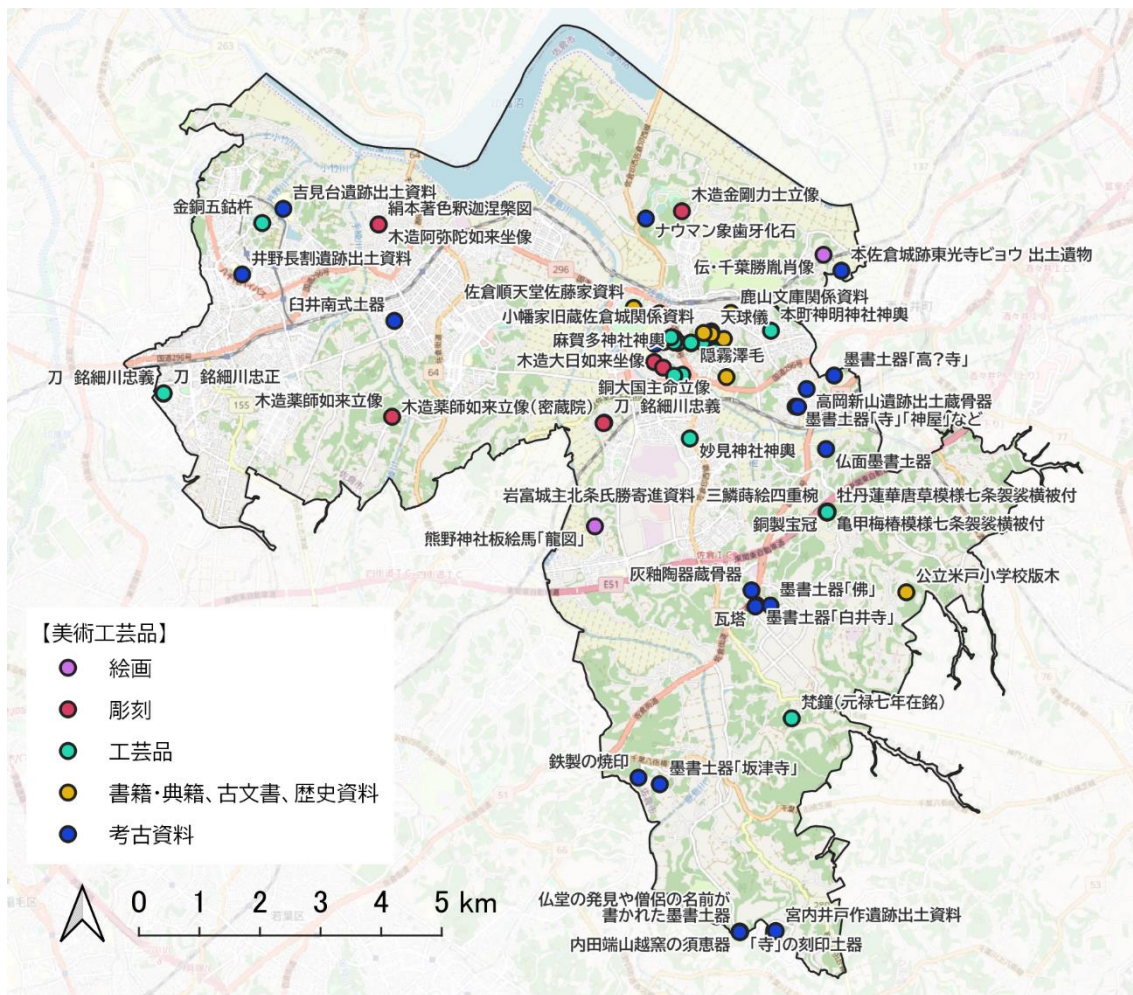


常総型石枕

### [考古資料の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
市	指定	ナウマン象歯牙化石	昭和48年4月14日
-	未指定	井野長割遺跡出土資料	-
		吉見台遺跡出土資料	-
		宮内井戸作遺跡出土資料	-
		臼井南式土器	-
		常総型石枕	-
		遠隔地との交流を示す石器石材、土偶、土器	-
		墨書土器「寺」「神屋」など多数出土（高岡大山遺跡）	-
		搬入土器	-
		役人が身に着けた帯金具	-
		「寺」の刻印土器（内田端山越窯、内田端山越遺跡）	-
		仏堂の発見や僧侶の名前が書かれた墨書土器（内田端山越遺跡）	-
		鉄製の焼印（坂戸清水作遺跡）	-
		墨書土器「坂津寺」（坂戸広遺跡）	-
		墨書土器「高正寺」（長熊廃寺）	-
		墨書土器「白井寺」（六拾部遺跡）	-
		墨書土器「佛」（南広遺跡）	-
		瓦塔（六拾部遺跡）	-
		仏面墨書土器（八木山ノ田遺跡）	-
		灰釉陶器蔵骨器（高崎新山遺跡）	-
		内田端山越窯の須恵器	-
		高岡大山遺跡出土銅鏡	-
高岡新山遺跡出土蔵骨器	-		
本佐倉城跡東光寺ビョウ 出土遺物	-		
佐倉城跡大手門周辺 出土遺物	-		

[主な美術工芸品の分布]



資料：OpenStreetMap

## ② 無形文化財

本市の無形文化財は、戦国時代初期から伝承されている総合武術「立身流」が県指定となっています。



武術 立身流

[無形文化財の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
県	指定	武術 立身流	昭和 53 年 2 月 28 日

## ③ 民俗文化財

### 1. 有形の民俗文化財

本市の有形民俗文化財は、古来の五穀豊穰や悪魔払いに関わる祭礼で使用されていた「甲賀神社の鹿面」が県指定となっているほか、「先崎地蔵尊」や「和田地区民俗資料」が市指定となっています。また、未指定の有形民俗文化財としては、各町の御神酒所があげられ、江戸時代後期から現在に至るまでの祭礼の中心であるとともに、佐倉の独自の祭礼文化を伝えています。



甲賀神社の鹿面



先崎地蔵尊

[有形の民俗文化財の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
県	指定	甲賀神社の鹿面	昭和 29 年 12 月 21 日
市	指定	先崎地蔵尊	昭和 49 年 3 月 26 日
		和田地区民俗資料	平成 4 年 7 月 1 日
-	未指定	表町の御神酒所	-
		田町の御神酒所	-
		宮小路町第一の御神酒所	-
		並木町の御神酒所	-
		袋町の御神酒所	-
		野狐台町の御神酒所	-
		鐺木町の御神酒所	-
		栄町の御神酒所	-
		本町の御神酒所	-
弥富地区民俗資料	-		

## 2. 無形の民俗文化財

本市の無形民俗文化財は、浄土宗の西福寺で伝承されている「坂戸の念仏」が県指定となっているほか、「佐倉囃子」や「下勝田の獅子舞」などが市指定となっています。

また、後述する佐倉市市民文化資産に代表されるように、これらの祭礼文化・伝統芸能などに関わる数多くの民俗文化財が、所有者や地域の方々によって継承されており、市民が誇りを持つ身近な財産となっています。



坂戸の念仏「大十夜」

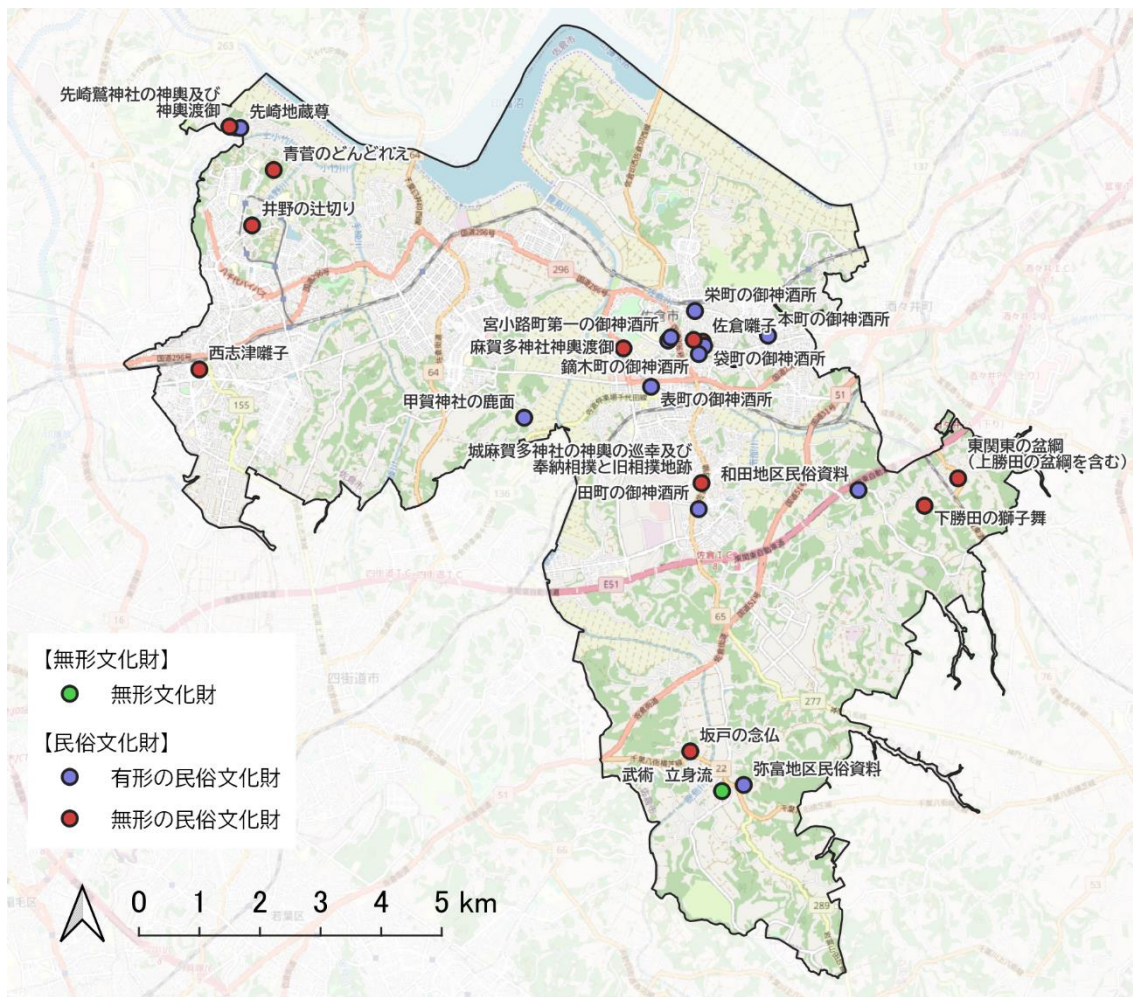


麻賀多神社神輿渡御

[無形の民俗文化財の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
国	選択	東関東の盆綱	平成 27 年 3 月 2 日
県	指定	坂戸の念仏	昭和 55 年 2 月 14 日
市	指定	佐倉囃子	昭和 46 年 10 月 20 日
		下勝田の獅子舞	昭和 49 年 4 月 27 日
		上勝田の盆綱	昭和 50 年 1 月 13 日
		青菅のどんどれえ	平成 19 年 6 月 29 日
		麻賀多神社神輿渡御	平成 27 年 10 月 21 日
-	未指定	城麻賀多神社の神輿の巡幸及び奉納相撲と旧相撲地跡	-
		先崎鷲神社の神輿及び神輿渡御	-
		西志津囃子	-
		佐倉の秋祭り	-
		井野の辻切り	-

[無形文化財と主な民俗文化財の分布]



資料：OpenStreetMap

#### ④ 記念物

##### 1. 遺跡（史跡）

本市の遺跡（史跡）は、「本佐倉城」や「井野長割遺跡」が国指定となっているほか、「長熊廃寺跡」や「旧佐倉順天堂」などが県指定となっています。また、これまでの把握調査により、各時代の集落跡や古墳、城跡、偉人・先人に関わる記念碑などが数多くの確認されており、佐倉市が印旛沼周辺を中心とした原始古代の人々の生活拠点であったことや、中世武家の興亡の舞台であったことを示しています。



本佐倉城



長熊廃寺跡

##### [遺跡（史跡）の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
国	指定	本佐倉城跡	平成10年9月11日
		井野長割遺跡	平成17年3月2日
県	指定	長熊廃寺跡	昭和42年3月7日
		旧佐倉順天堂	昭和50年3月28日
		堀田正俊、正睦、正倫墓	昭和53年2月28日
		飯郷作遺跡	昭和54年3月2日
		上座貝塚	昭和57年4月6日
市	指定	佐倉城跡	昭和37年3月28日
		上人塚古墳	昭和41年9月26日
		香取秀真おいたちの地	昭和49年3月26日
		山崎ひょうたん塚古墳	昭和50年4月23日
		勝胤寺千葉家供養塔	昭和50年9月17日
		海隣寺千葉家供養塔	昭和50年9月17日
		土井利勝父母夫人供養塔	昭和52年1月19日
		修静居跡	昭和54年6月29日
		臼井城跡	平成6年2月16日
		青菅の大塚・小塚	平成22年10月1日
		臼井田宿内砦跡	令和4年8月18日
-	未指定	時崎城跡	-
		下総まわらし宿善養院境内と阿弥陀堂周辺	-
		瑞湖山円応寺 臼井八景発祥の地	-
		小竹城跡と小竹五郎の墓及びその周辺の里山風景	-
		間野台貝塚	-
		神楽場遺跡	-
		吉見台遺跡	-
		遠部台遺跡	-
		江原台遺跡	-
		岩名天神前遺跡	-
臼井南遺跡群	-		

-	未指定	六崎大崎台遺跡	-
		八木山ノ田遺跡	-
		六拾部遺跡	-
		鳥取駅家の推定地	-
		星神社（臼井妙見社）	-
		志津城跡	-
		阿多津の碑	-
		太田凶書の墓	-
		謙信一夜城の碑	-
		岩富城跡	-
		佐倉道（成田街道）道標	-
		加賀清水	-

## 2. 名勝地（名勝）

本市の名勝地（名勝）は、最後の佐倉藩主であった堀田正倫が、明治23年（1890）に旧領である佐倉に設けた旧堀田邸の庭園である「旧堀田正倫庭園」が国指定となっているほか、巖島神社が祀られている「勝間田の池」が市指定となっています。また、古来より人々の生活に大きな恩恵を与えている「印旛沼」は佐倉の豊かな自然を代表するシンボルとなっています。



旧堀田正倫庭園



勝間田の池

[名勝地（名勝）の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
国	指定	旧堀田正倫庭園	平成27年3月10日
市	指定	勝間田の池	昭和51年5月20日
-	未指定	印旛沼	-
		臼井八景	-

### 3. 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

本市の動物、植物、地質鉱物（天然記念物）は、「佐倉城の夫婦モッコク」が県指定となっているほか、「鷲神社のケヤキ」や「称念寺のムクロジ」などの6件の樹木が市指定となっています。



佐倉城の夫婦モッコク

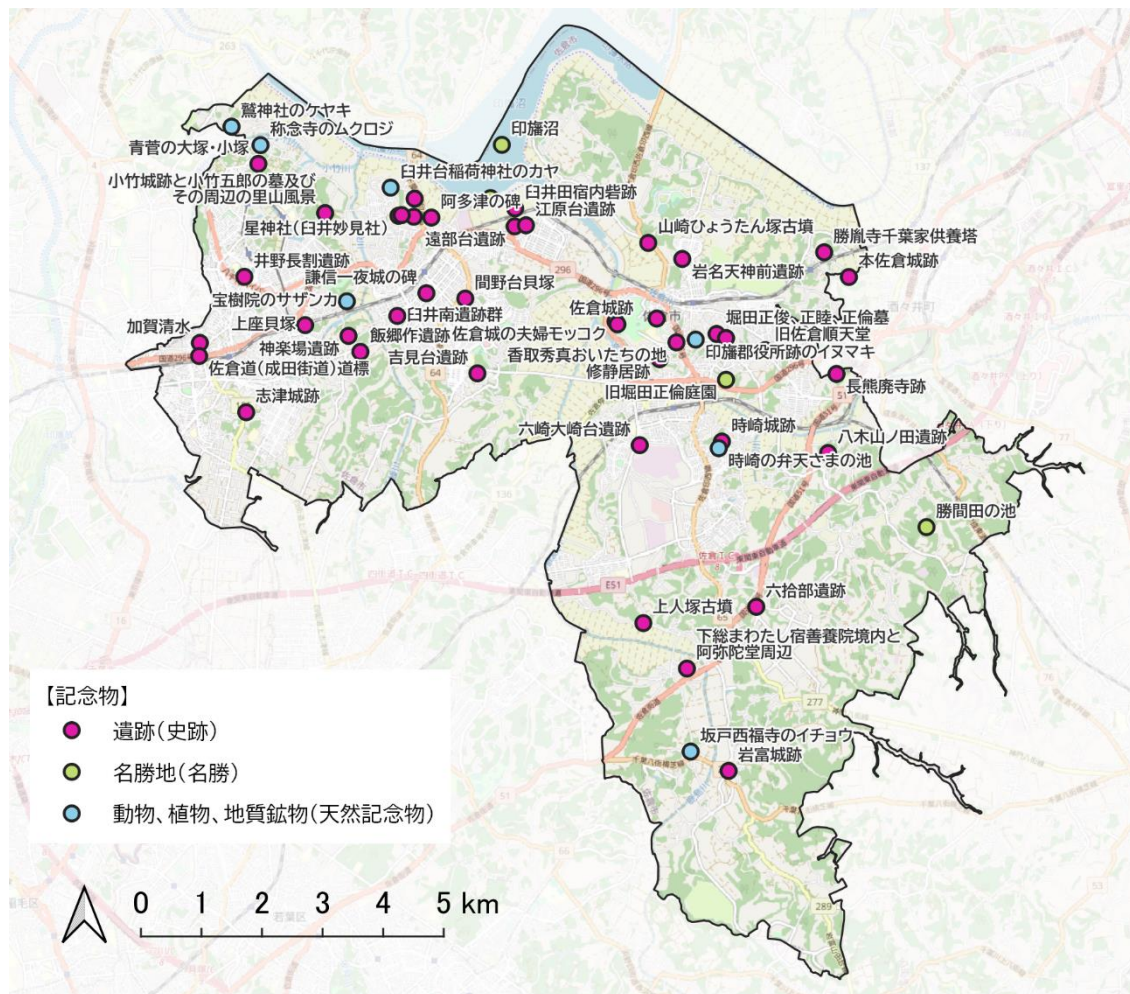


宝樹院のサザンカ

[動物、植物、地質鉱物（天然記念物）の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
県	指定	佐倉城の夫婦モッコク	昭和 27 年 11 月 3 日
市	指定	鷲神社のケヤキ	昭和 37 年 12 月 22 日
		称念寺のムクロジ	昭和 39 年 3 月 18 日
		印旛郡役所跡のイヌマキ	昭和 47 年 11 月 6 日
		臼井台稻荷神社のカヤ	昭和 48 年 2 月 7 日
		坂戸西福寺のイチョウ	昭和 49 年 10 月 15 日
		宝樹院のサザンカ	令和 2 年 3 月 23 日
-	未指定	時崎の弁天さまの池	-

[主な記念物の分布]



資料：OpenStreetMap



## ⑤ 文化的景観

本市において、重要文化的景観の選定はありませんが、佐倉市景観計画では、佐倉城跡や臼井城跡などの城跡と、佐倉城跡周辺・旧街道筋の宿場の歴史的なまち並み、指定・登録文化財等の歴史・文化的な資産が市の「歴史・文化的景観」として整理されています。



武家屋敷通り(宮小路町)



旧臼井宿周辺(臼井田)

[文化的景観の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
-	未指定	武家屋敷通り	-
		旧臼井宿周辺	-

## ⑥ 伝統的建造物群

本市において、重要伝統的建造物群保存地区の選定はありませんが、市内の歴史的建造物に関する悉皆調査では、成田街道沿いの田町・新町・弥勒町・本町にかけて、近世以来の建造物がまとまって確認されています。

文化的景観とともに形成されるまち並みが、江戸の趣きを今に伝え、佐倉市が“歴史のまち”として認識される所以となっています。



江戸時代に町人地として形成されたまち(新町)

[伝統的建造物群の主な文化財]

区分		名称	指定・登録年月日
-	未指定	田町・新町・弥勒町・本町	-

## ⑦ 埋蔵文化財

本市においてこれまでの発掘調査や分布調査により、数多くの埋蔵文化財が確認されています。令和5年4月現在、市内の埋蔵文化財包蔵地として登録されている遺跡数は938件に上り、その時代は旧石器時代から近代までと幅広いものとなっています。

[埋蔵文化財の主な文化財]

区分	名称	指定・登録年月日	
-	未指定	曲輪ノ内貝塚	-
		寺崎向原遺跡	-
		上座矢橋遺跡	-
		角来埜谷1号墳	-
		曲輪ノ内遺跡	-
		高岡新山遺跡	-
		高岡大山遺跡	-
		坂戸清水作遺跡	-
		坂戸広遺跡	-
		南広遺跡	-
		内田端山越遺跡	-
		栗野I遺跡	-
		立山遺跡	-

## ⑧ 文化財の保存技術

本市において、文化財の保存に必要な材料や用具の生産制作、修復の技術等に関しては、現在確認されていません。

## ⑨ 史話・伝承

文化財保護法では対象となっていませんが、本市では、各地区で語り継がれている史話・伝承が多く確認されています。根郷地区の「たんたん山」や、和田地区の「親はうま酒、子は清水」をはじめ、清水の湧く佐倉の豊かな自然や、そこに根付いた人々の生活の様子、また、歴史に由来する伝説などが史話・伝承のストーリーを通して今に伝えられています。

[史話・伝承の主な文化財]

区分	名称	指定・登録年月日	
-	未指定	たんたん山	-
		親はうま酒、子は清水	-
		データラボーの足跡	-
		流れる仏	-

### (3) その他の文化財認定制度の概要

本市では、その他の文化財認定制度として「佐倉市市民文化資産」や「日本遺産」があり、各地域で継承されてきた個性や、文化・伝統のストーリーが独自の制度の下で保護されています。

「佐倉市市民文化資産」とは、これまで所有者や地域の方々によって守られてきた身近な文化資産を、市民が誇りを持つことのできる共通の財産として、所有者の努力や市民の協力によって保全と活用を促進し、確実に将来に引継ぐための認定制度です。

「日本遺産」とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、日本の文化・伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定する制度です。歴史や風土に根差した「ストーリー」を重視し、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に情報を発信することが特徴です。

#### [その他の文化財認定制度]

##### ① 佐倉市市民文化資産

1. 生活文化資産

2. 芸術文化資産

3. 自然資産

##### ② 日本遺産

## ① 佐倉市市民文化資産

### 1. 生活文化資産

「生活文化資産」では、おおむね30年以上継承されてきており、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、地域住民の生活の推移を理解するため欠くことのできないもの、かつ地域住民にとって愛着のあるものが選定されています。



表町の御神酒所



城麻賀多神社の神輿の巡幸及び奉納相撲と旧相撲地跡

[生活文化資産の選定文化財一覧]

名称	種別・指定等	選定年月日
表町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成17年9月20日
城麻賀多神社の神輿の巡幸及び奉納相撲と旧相撲地跡	無形民俗（未指定）	平成17年9月20日
時崎城跡	史跡（未指定）	平成17年9月20日
下総まわし宿百観音	有形（未指定）	平成17年9月20日
千蔵寺の千躰仏	有形（未指定）	平成17年9月20日
下総まわし宿善養院境内と阿弥陀堂周辺	史跡（未指定）	平成21年6月5日
先崎鷲神社の神輿及び神輿渡御	無形民俗（未指定）	平成21年6月5日
時崎の弁天さまの池	天然記念物（未指定）	平成23年10月17日
上志津の神社と社叢（八幡神社・天御中主神社）	有形（未指定）	平成24年12月13日
田町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成28年3月7日
瑞湖山円心寺 白井八景発祥の地	史跡（未指定）	平成29年6月1日
宮小路町第一の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日
並木町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日
袋町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日
野狐台町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日
鐺木町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日
栄町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日
本町の御神酒所	有形民俗（未指定）	平成29年9月27日

### 2. 芸術文化資産

「芸術文化資産」では、おおむね10年以上の活動実績を有し、音楽、美術、舞踊、工芸技術その他の文化的所産で、地域住民にとって愛着のあるものが選定されています。



西志津囃子

[芸術文化資産の選定文化財一覧]

名称	種別・指定等	選定年月日
西志津囃子	無形民俗（未指定）	平成23年3月1日

### 3. 自然資産

「自然資産」では、おおむね30年以上経過しており、森林、里山、谷津田、河川、湖沼等の周囲の環境と一体をなし、環境保全上有益なもの、または市民にとって鑑賞価値の高いもの、並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で、地域住民にとって愛着のあるものが選定されています。

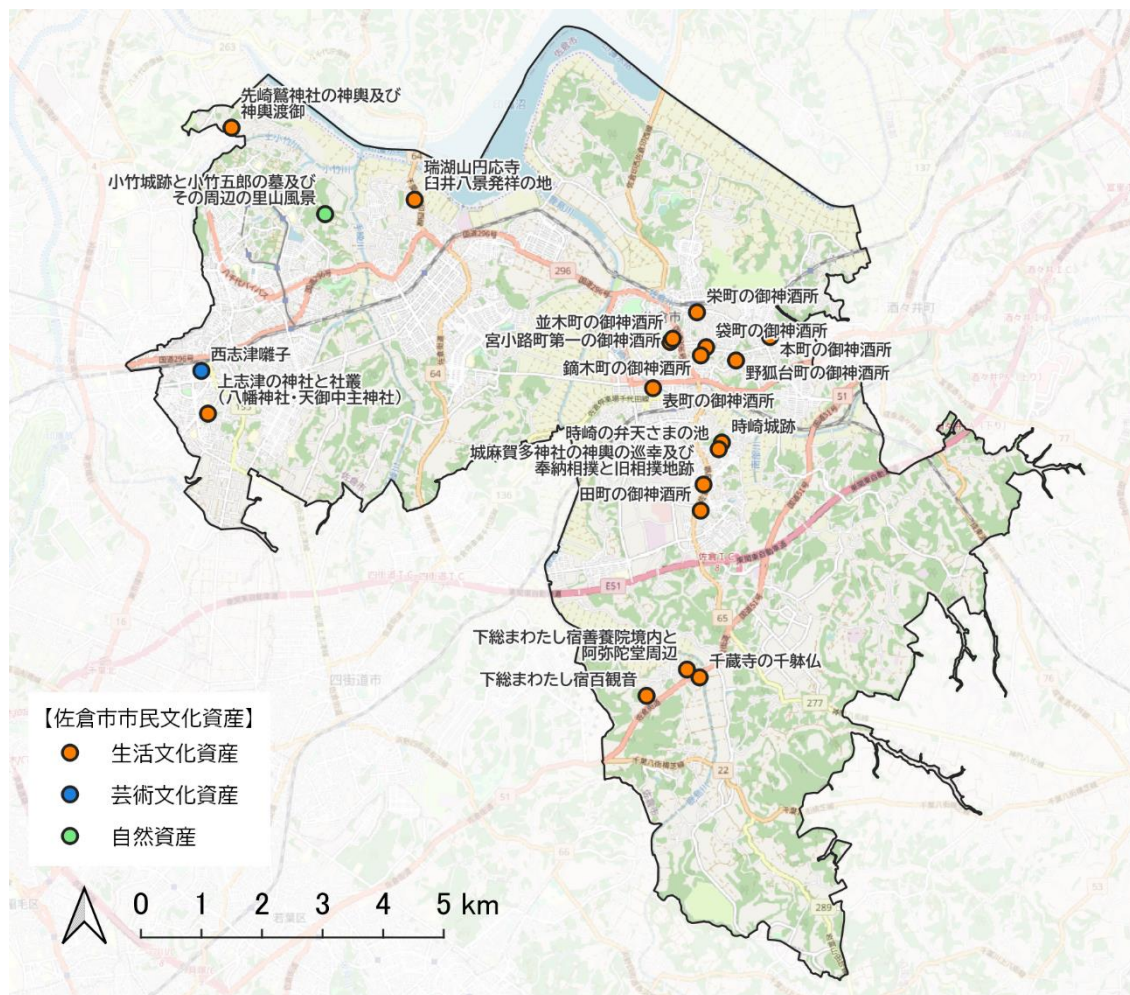


小竹城跡と小竹五郎の墓及びその周辺の里山風景

[自然資産の選定文化財一覧]

名称	種別・指定等	選定年月日
小竹城跡と小竹五郎の墓及びその周辺の里山風景	史跡（未指定）	平成26年12月5日

[佐倉市市民文化資産の分布]



資料：OpenStreetMap

## ② 日本遺産

本市を含む、「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み ―佐倉・成田・佐原・銚子・百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群―」は、平成28年度の日本遺産に認定されています。この「北総四都市江戸紀行」は、佐倉市、成田市、香取市、銚子市の4市にまたがる「シリアル型（ネットワーク型）」の認定として、歴史や風土に根差した「ストーリー」に基づく市内の文化財が「構成文化財」として位置付けられています。

[北総四都市江戸紀行のストーリー]

北総地域は、百万都市江戸に隣接し、関東平野と豊かな漁場の太平洋を背景に、利根川東遷により発達した水運と江戸に続く街道を利用して江戸に東国の物産を供給し、江戸のくらしや経済を支えた。こうした中、江戸文化を取り入れることにより、城下町の佐倉、成田山の門前町成田、利根水運の河岸、香取神宮の参道の起点の佐原、漁港・港町、そして磯巡りの観光客で賑わった銚子という4つの特色ある都市が発展した。

これら四都市では、江戸庶民も訪れた4種の町並みや風景が残り、今も東京近郊にありながら江戸情緒を体感することができる。

成田空港からも近いこれらの都市は、世界から一番近い「江戸」といえる。

[北総四都市江戸紀行の構成文化財一覧]

名称		種別・指定等	認定年月日
佐倉城跡		史跡（市指定）	平成28年4月25日
佐倉の武家屋敷群	①旧河原家住宅	有形（県指定）	
	②旧但馬家住宅	有形（市指定）	
	③旧武居家住宅	有形（国登録）	
城下町佐倉の町並み	①旧平井家住宅	有形（国登録）	
	②佐藤家住宅	有形（県指定）	
	③山口家住宅	有形（市登録）	
	④石渡家住宅	有形（市登録）	
	⑤三谷家住宅	有形（市登録）	
佐倉道（成田街道）の道標		有形（未指定）	
城下町佐倉の祭礼	①麻賀多神社神輿	有形（市指定）	
	②麻賀多神社神輿渡御	無形民俗（市指定）	
	③旧佐倉町の祭礼用具	有形（市指定）	
	④佐倉囃子	無形民俗（市指定）	
旧佐倉順天堂		史跡（県指定）	
佐倉順天堂医史学資料		有形（未指定）	
鹿山文庫関係資料		有形（県指定）	
旧堀田家住宅		有形（国指定）	
旧堀田正倫庭園		名勝（国指定）	
堀田正俊・正睦・正倫墓		史跡（県指定）	
土井利勝父母夫人供養塔		史跡（市指定）	平成30年5月24日
加賀清水		有形（未指定）	
古今佐倉真佐子および総州佐倉御城府内之図		有形（市指定）	
武術立身流		無形（県指定）	
紫裾濃胴丸		有形（県指定）	

## 第2節 既存の文化財の把握調査の概要

### (1) 本市における文化財の総体的な把握調査の概要

#### ①市史編纂事業のはじまりと地域の文化財と公民館・市民

本市の市史編纂事業は、公民館事業として始まったことが知られています<sup>1</sup>。佐倉市合併前の旧佐倉町時代、佐倉町公民館の助成を受けて佐倉地方文化同好会が『佐倉地方文化』を刊行し、昭和29年(1954)9月、郷土誌編さんの声をあげ、公民館事業として編さん委員を委嘱し昭和32年(1957)から37年にかけて謄写版の資料集である『佐倉市誌』が刊行されました。この資料集では、現在も広く知られている佐倉市内の文化財の基本的な情報にまとめられ、その後の把握調査や指定もこれが起点となっています。

昭和38年(1963)、佐倉市史編さん委員会条例の制定に伴い、市長部局の総務課が主管し新たな計画が進められましたが、地元研究家たちの活動とそれを公民館が支援し最初期を築いたと指摘されています。昭和41年(1966)11月には佐倉市文化財保護協会が発足し、佐倉の文化財に対する関心と理解を深め、郷土愛の精神を育むことを目的に、以後昭和54年(1979)まで『佐倉地方文化財』が刊行されました。そして、『佐倉市史』は昭和46年(1971)に古代から中世、近世の佐倉の歩みをまとめた巻1、昭和48年に近世の佐倉をまとめた巻2、昭和54年に明治時代の佐倉の歩みをまとめた巻3が編集・刊行されていきました。

昭和40年代から50年代にかけて、志津・臼井地区は市外からの転入者が多く、そうした「新住民」の増加を意識し、「佐倉」を知ってもらうことで佐倉への郷土愛を醸成するための事業が公民館を中心に実施されました。人口増加とそれに伴う諸課題を反映され、地域史・文化財は有効な「素材」とみなされていたのです。

昭和50年代には、各公民館の郷土史講座の受講生たちがまとめた各地区の歴史・地理を市史編さん委員や公民館職員が監修し、公民館が刊行する動きが盛んになりました。佐倉市教育委員会、千葉県では近世文書などを翻刻した資料集が刊行され、佐倉市の指定文化財を紹介する冊子もこの頃に刊行されています。

#### ②文化財と歴史文化の総体的な把握につながる取り組み

昭和58年(1983)からは、佐倉市史編さん室より『佐倉市史研究』が発刊され市の歴史に関する論考、新出資料の紹介がなされました。昭和62年(1987)には、『佐倉市史 民俗編』が刊行されています。また、佐倉市の文化活動を紹介する冊子である『風媒花』の刊行もこの翌年から開始され、現在まで刊行が続いています。

文化財の総体的な把握、未指定文化財も含めた把握という視点では、平成4年(1992)に刊行された『佐倉細見』が特筆されます。この冊子は、佐倉市の各地域に残る文化財を指定・未指定に関わらず

---

<sup>1</sup> 市民・公民館活動の詳細については、長谷川佳澄「佐倉における市民と文化財」宮間純一編『歴史資源としての城・城下町』岩田書院、2021年を参照。

選出し紹介しているもので、広く佐倉市の文化財と歴史文化を捉えるうえで非常に参考になるものです。平成13年(2003)までに改定を加えながら3版までが発行されました。

市にゆかりのある人物を紹介する取組としては、平成2年(1990)から同10年にかけて刊行された『佐倉市郷土の先覚者』シリーズがあります。これは、小学校の副読本として編集されたもので、児童向けに読みやすい内容となっていますが、市にゆかりのある人物を知る素材として質の高いものとなっています。また、市史とは別にわかりやすく通史を紹介するものとしては平成10年(1998)から同15年に市史編さん室から刊行された『ふるさと歴史読本』シリーズがあります。佐倉の原始古代、中世、近世、近代、自然を紹介する全5冊からなっています。

その後、佐倉市教育委員会は、平成15年(2003)4月から佐倉の歴史、自然、文化、ゆかりの人物について学ぶ「佐倉学」が提唱し、生涯学習の基本として、子どもから高齢者まですべての市民が様々な機会に学ぶことができるものと位置付けています。佐倉の教育を中長期に目指す方向性を記した「佐倉教育ビジョン」の重点プロジェクトの一つに位置付けられ、生涯学習の取組として学校だけでなく、各公民館や図書館、文化課において関連事業が現在もなされています。学校教育の現場での佐倉市の歴史文化の把握の観点では、例えば『佐倉学副読本 ふるさと佐倉の歴史』の発行があります。小学校6年生向けの社会科副読本で、日本史通史の中で佐倉の歴史を解説したものとなっており、平成20年(2008)から現在まで改訂を重ねているものです。またこの間、平成15年(2003)から17年には佐倉連隊として知られる陸軍歩兵第57連隊等に入隊した方々の戦争体験談をまとめた『佐倉連隊聞き書き集』1～3が刊行されています。

平成22年(2010)から29年度には「佐倉・城下町400年記念事業」として、佐倉城の築城を記念して歴史・文化遺産を活用した地域の活性化、郷土愛の情勢を図り「歴史のまち・佐倉」のイメージを市内外にPRすることを目指した長期キャンペーンが実施されました。事業は、市の既存事業を歴史・文化の土壌を醸成する共通目的のもとに再編成し、統一したイメージでPRを可能としたものでした。この事業と親和性の高い「佐倉学」など学校教育、社会教育分野を超えて普及が進んだと位置付けられます。市の主催事業の他に、記念事業の趣旨に賛同する民間主体の事業に対し協賛事業として事業の認定と広報等支援を行う取り組みも進められました。成果としては、市民意識調査における『歴史文化資産、歴史建造物の保全と活用』に対する満足度が、8年間で23ポイント上昇(22年度38%→29年度61%)し、一定の理解が進んだと言えます<sup>2</sup>。

平成28年(2016)度には市内の指定文化財等を解説する小冊子『佐倉市文化財リブレット めぐるたずねる しる 佐倉』(令和2年度改訂)が発行されています。また同年、内田理彦氏によって佐倉の人物・地域を紹介し『佐倉市史』を読み込むための資料がまとめられた『昔日佐倉拾遺録』上・下巻が発行され、市内図書館等に配架されました。平成29年(2017)度には総合展示『城と町と人と』が佐倉市立美術館で実施され、佐倉城や城下町に関連する美術工芸品の展示、佐倉城のCGによる再現映像の上映が行われました。加えて、展示に合わせて、シンポジウム「城・城下町の歴史遺産一守り、活かし、伝える一」も実施され、城と城下町に関する文化財(歴史遺産)がどのように把握調査・保存・活用されてきたのかが論じられ、この成果は令和3年(2021)に書籍化されています<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> この事業の取り組み・成果については、呉屋希美「城下町になろう」佐倉市教育委員会編『風媒花』第31号、2018年を参照。

<sup>3</sup> 宮間純一編『歴史資源としての城・城下町』岩田書院、2021年



## (2) 文化財の類型ごとの把握調査の概要

各類型の文化財の把握調査の進捗については、下記の表の通りまとめることができます。

表：各類型の把握調査の一覧

文化財の種類		原始	古代	中世	近世	近現代	
有形文化財	建造物	武家屋敷	—	—	—	◎	—
		寺社仏閣	—	—	—	△	○
		近代建築	—	—	—	—	○
		商家・農家住宅	—	—	—	○	○
	美術工芸品	絵画	—	—	△	△	◎
		彫刻	—	?	△	△	◎
		工芸品	—	—	△	△	◎
		書跡・典籍・古文書・歴史資料	—	—	△	○	△
	考古資料	○	○	○	○	△	
無形文化財		—	—	—	○	—	
民俗文化財	有形	—	—	—	○	△	
	無形	—	—	○	○	△	
記念物	遺跡（史跡）	貝塚・集落跡	○	○	△	△	—
		古墳・塚・供養塔・墓所	—	○	△	△	△
		古社寺	—	△	△	—	—
		城館跡	—	—	○	○	—
	名勝地（名勝）	—	—	—	○	△	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	—	—	△	△	△	
文化的景観		—	—	—	○	○	
伝統的建造物群		—	—	—	○	○	
文化財の保存技術		—	—	—	—	—	
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	
史話と伝承		—	○	○	○	○	

- ◎ 把握が進み、調査も十分にできている
- 把握が進み、ある程度調査もできている
- △ 把握は進んだが、調査が不十分または更新が必要
- 把握・調査の結果、該当する文化財が存在しない
- ？ 把握も調査も十分にできていない

次に、指定文化財・未指定文化財を含めた文化財の把握調査について、類型ごとにこれまでの概要を述べます。

## ① 有形文化財

### 1. 建造物

#### 【武家屋敷】

過去に把握調査が進み、その後も数度、現存状況の調査更新が市によって行われています。

本市の歴史的建造物の把握と保存整備は、昭和 56 年（1981）に佐倉市と財団法人観光資源保護財団（現・公益財団法人日本ナショナルトラスト）によって行われた佐倉の武家屋敷に関する調査に端を発します。昭和 63 年（1988）には、旧河原家住宅と旧但馬家住宅の建物および周囲の景観の保存整備の計画と、それらを今後市民生活に活用するための計画の作成を目的とする調査が行われています。旧武居家住宅は、平成 7 年 1 月に解体前の緊急調査が行われ、その成果が翌年発刊の『旧武居家住宅復元工事報告書』にまとめられています。武家屋敷の復元整備にともなう調査は、現況の部材の痕跡調査などとともに文献資料を参照し進められました。これらに記載されている間取り、部屋の規模などを分析することにより、現況の部材だけではわからなかった情報を補うことが可能となりました。

#### 【寺社仏閣】

市による把握調査がなされていますが、近世の仏堂について調査が不十分なものがあります。

市内の寺社仏閣については、平成 7 年（1995）から同 8 年にかけて行われた調査の中で改めて把握されました。この調査では、各地区の寺社仏閣について、名称、縁起・由来・指定文化財・明治以前の未指定の文化財の有無を聞き取り調査と写真撮影が行われました。

さらに、市内の江戸時代の神社本殿については文化財審議員の濱島正士氏による調査が行われ、その成果がまとめられています<sup>4</sup>。この調査によって、江戸時代の建立とみられる遺例について、各部の構造形式や細部の手法・意匠における時代的な変遷が把握されました。

#### 【近代建築】

県・市による把握が進められ、市による調査が進んでいます。

本市の近代建築のまとまった把握は、平成 5 年（1993）の『千葉県近代建造物実態報告調査報告書』が挙げられます。この調査報告では、旧堀田邸や旧川崎銀行佐倉支店などがリストアップされました。

平成 7 年（1995）には、旧堀田邸の敷地測量調査が行われました。旧堀田邸の当初の姿については、平成 9 年～同 11 年の保存整備工事の際に検討され、「下総佐倉堀田家文書」に所収されている普請関係文書からうかがい知ることがわかっています。この詳細は『旧堀田邸保存整備工事報告書』に報告されています。

旧川崎銀行佐倉支店は、平成 28 年（2016）から 29 年度にかけて耐震補強工事が実施され、『旧川崎銀行佐倉支店耐震補強工事報告書』に工事内容とともに建物の変遷などの情報が整理されています。また、平成 30 年（2018）には、「知られざるドイツ建築の継承者―矢部又吉と佐倉の近代建築」が佐倉市立美術館で実施され、現存する近代建築が改めて把握され紹介されました。

---

<sup>4</sup> 濱島正士「佐倉市内の神社建築にみる形式手法の変遷」佐倉市編『佐倉市史研究』第 18 号、2005 年

## 【商家・農家住宅】

市による把握が旧城下町の中心であった新町地区から進められ、市全域の調査が完了しています。

商家・農家住宅を含む歴史的建造物の把握は、旧城下町の中心であった新町地区から進められました。平成 2 年（1990）度の HOPE 計画の策定にあたっては、新町地区の家屋分布調査が行われ、平成 6 年（1994）にはその変動についての現況調査が行われています。そして、調査によって把握された住宅のうち比較的建築当時の面影を多く残すものを対象に、実測調査、図面作成、写真撮影、損傷・痕跡調査、聞き取り、復元的考察を加えた歴史的建造物詳細調査報告が以降進められました。その後、範囲を佐倉地区に広げた調査が平成 11 年（1999）、16 年、21 年に実施されています。さらに、平成 14 年（2002）からは他地区の悉皆調査も開始され、平成 25 年に市全域の調査が完了しています。

## 2. 美術工芸品

### 【絵画】

市による把握が進んでいますが、調査が不十分あるいは更新が必要な分野があります。

絵馬・奉納額などは、昭和 30 年代からの把握調査によりある程度知られていましたが、全体的な調査としては平成 8 年に千葉県がまとめた『千葉県文化財実態調査報告書 絵馬・奉納額・建築彫刻』があります。また、中世から近世の神社・寺院が所蔵する絵画については、寺社仏閣の項でも述べた把握調査が行われています。

また、城下町としての特徴を示す城絵図や城下町絵図については、『佐倉市史』の編さんにあたって整理されたことから、その把握がはじまったといえます。その後、平成 14 年（2002）の千葉県立総南博物館（現・千葉県立中央博物館大多喜分館）の展示『絵図にみる城と城下町』や千葉県教育委員会編『集落・町並－千葉県集落・町並実態調査報告書－』によって情報の更新と主要なものの調査が行われました。そして、近年では佐倉・城下町 400 年記念事業総合展示『城と町と人と』に実施にあたり、城下町絵図の主要なものの整理と調査が行われ、その成果は図録としてまとめられています。

近代・現代の絵画については、佐倉市立美術館が収集・整理・研究を進め、その成果は各種収蔵品展にて公開されている。また、美術館収蔵作品データベースも公開されており、ここからもそのコレクションを把握することができます。

### 【彫刻】

平安仏など古代のものが把握しきれておらず、中世～近世のもの調査が不十分な状況にあります。

仏像など神社・寺院が所有する彫刻については、建築・絵画とほぼ同様の状況でした。そうした中で、平成 25 年（2013）に千葉市美術館で行われた「仏像半島一房総の美しき仏たち」展では、中世をさかのぼる平安仏の存在も指摘されています。また、近年は少しずつではあるが、所有者の協力を得ながら把握調査が進められた寺院もありますが、信仰の対象となる仏像彫刻などは、造立後の後補・改変がなされるものも多く、制作当初の像容の把握を難しくしているという事情もあります。

近代・現代の彫刻については、絵画と同じく佐倉市立美術館が収集・整理・研究を進め、データベースを公開しています。

## 【工芸品】

市による把握は進んでいますが、中世～近世のものの調査が不十分または更新が必要な状況です。

本市の代表的な工芸品の一つである近世の神輿や明治初期に日本橋方面から買い取った江戸型山車・人形や各町の御神酒所などは、平成14年（2002）の旧佐倉町祭礼用具調査の後、佐倉山車人形保存会による現状の把握調査が進められました。

また、武家によって発注され神社仏閣に寄進にされた工芸品や刀剣・武具類は、佐倉・城下町400年記念事業の関連事業などで把握調査が改めて進んだ分野であるといえます。加えて密教系寺院で用いられる法具なども確認され、寺院が所有する絵画・彫刻とともに今後さらなる調査が待たれます。

そして、佐倉は、香取秀真や津田信夫といった近代以降の日本工芸史を代表する作家の出身地でもあり、佐倉市立美術館では、この二人の代表的な作例を所蔵するとともに、関連する展示を定期的に行い情報の更新に努めています。

## 【書跡・典籍、古文書、歴史資料】

全体として把握は進んでいますが、中世・近代のものの調査が不十分な状況にあります。

これらの文化財は、おもに佐倉市史編さん事業で把握調査が進められてきました。江戸時代の藩政資料では『下総佐倉藩堀田家文書』のほか、旧藩土に連なる家で継承されてきた資料群があります。これらの調査は近世が主体であり、近代のものは十分に行われていない状況です。また、佐倉が蘭学の先進地であったことを示す「鹿山文庫関係資料」や「佐倉順天堂佐藤家資料」などは、主要なものが佐倉高校地域交流施設や佐倉順天堂記念館での展示にあたって調査されています。近代の佐倉連隊関係資料は、『佐倉市史』巻4の編集・発行や国立歴史民俗博物館で行われた「佐倉連隊にみる戦争の時代」展により把握調査が進みました。中世～近世の神社・寺院資料については、絵画・彫刻・工芸品と同じくある程度把握調査が進んだものの、その更新や不十分な点を補う必要がある分野の一つです。

## 【考古資料】

原始～近世のものは把握が進み、ある程度調査もできていますが、近代のものについては調査が不十分または更新が必要な状況にあります。

これまでの発掘調査等で出土した考古資料は2万箱以上に上り、報告書が刊行されたものについては把握がなされています。その中から資料の状態が良いものや重要性が高いと判断されたものの一部は平成2年（1990）の展示に伴い作成された『佐倉考古展』図録や平成26年刊行の『佐倉市史 考古編』などでまとめられています。なお、これまでの考古資料における指定文化財はナウマンゾウ歯牙化石のみですが、令和4年（2022）に刊行された『琵琶湖博物館研究紀要第35号 ナウマンゾウ研究百年』で研究者による全国的な集成や分析が行われた際に、市内の化石3点が取り上げられ、この分野での把握はできています。

## ② 無形文化財

伝承団体自らによる把握調査が進んでいます。

「武術 立身流」は、現在も積極的な伝承活動が行われています。伝承活動のうち、その各種形をまとめた冊子『立身流之形』第一巻（初版：平成9年（1997）、改訂版：令和4年（2022））第二巻（平成30年（2018））の刊行も行われており、団体自らが伝承している文化財の把握調査に努めています。

## ③ 民俗文化財

有形・無形ともに、地区の協力を得た市による把握調査が進んでいますが、近年の現存・活動状況について調査を更新する必要があります。

本市の民俗文化財の多くは、昭和30年代から始まった市史編さん事業の中で把握され、これらの中から調査・指定が進められていきました。そして、昭和62年（1987）には、『佐倉市史 民俗編』が刊行され、市内の生活文化・風習に関わる歴史文化がまとめられています。

### 1. 有形の民俗文化財

昭和終わりから平成の初めにかけて和田地区・弥富地区の民俗資料の把握が地元の協力のもと進められ、地域で用いられていた民具の収集が行われました。また、佐倉地区の「佐倉の秋祭り」に関わる用具については、佐倉山車人形保存会による用具の調査や市民文化資産の選定にあわせて各町の御神酒所の情報が改めて把握されました。

### 2. 無形の民俗文化財

各公民館事業での把握調査や『佐倉市史 民俗編』によって把握されています。「佐倉の秋祭り」に関わる祭礼文化については、佐倉山車人形保存会によって行事としての調査も行われ、平成26年（2014）の『佐倉の祭礼』にその成果がまとめられています。また「坂戸の念仏」では平成28年（2016）の33年に一度の「大十夜」に際し、行事の内容が改めて把握調査され、実施へとつながりました。

## ④ 記念物

### 1. 遺跡（史跡）

#### 【貝塚・集落跡】

原始・古代のものについては把握が進み調査もある程度できていますが、中世・近世のものは調査が不十分または更新が必要な状況にあります。

市内で最初に貝塚が把握されたのは、明治26（1893）年に小発掘が行われた江原台にある曲輪ノ内貝塚です。その後まもなく明治30年代には同じく江原台にある遠部台貝塚とともに考古学界に知られるところとなりました。大正時代には、京成本線の軌道敷設を契機に上座貝塚が、昭和10年代には間野台貝塚が発見されています。その後、昭和40年代から50年代の土地区画整理事業等の大規模開発による発掘調査の増加により、多くの貝塚が調査されました。集落跡の調査も同じ時期に行われ、広大な調査面積

により縄文時代から奈良・平安時代の集落の展開が把握できるようになりました。

そして、昭和 59 年（1984）刊行の『千葉県佐倉市埋蔵文化財分布地図―佐倉市遺跡詳細分布調査報告書―』内に、市内の貝塚及び集落跡を含む佐倉市の遺跡、指定文化財所在地地名表が記載されています。その後、開発行為が危惧される重要な貝塚及び集落跡については、令和 3 年（2021）に刊行された『千葉県内縄文時代集落・貝塚詳細分布調査報告書』に記載され、今後の遺跡保護と開発事業との調整を図るための基礎資料となっています。このように古くから把握調査が進んでおり、保存するエリアが明確になっています。

### 【古墳、塚・供養塔・墓所】

古代のものについては把握が進み調査もある程度できていますが、中世～近現代のものは調査が不十分または更新が必要な状況にあります。

古墳は死者を埋葬した場所であり、主に墳丘を有しており、遺跡分布調査や平成 2 年（1990）刊行の『千葉県所在古墳群詳細分布調査報告書』で位置や規模が把握されています。市内での初めての古墳の発掘調査は、昭和 33 年（1958）に馬渡姫宮古墳で実施され、昭和 40 年代には下勝田西横穴墓群が発掘調査されています。その後、開発により消滅の危機にあった古墳 3 基の発掘調査や測量調査の報告が昭和 51 年（1976）に佐倉市教育委員会から刊行された『文化財時報』で報告されています。また、近年は古墳形状の詳細な把握を目的として、前方後円墳を中心に地形測量や内容確認発掘調査を実施し、把握を進めています。埋葬場所や信仰の対象として、古墳と同様に比較的大型の墳丘がある中世及び近世塚についても遺跡分布図や『佐倉市史 考古編』での市内の塚 63 カ所が把握されており、青菅の大塚・小塚では地形測量や発掘調査が行われ、「坂戸の念仏」の舞台となる坂戸念仏塚の規模についても把握しています。しかし、市内に多数存在する小規模な塚の遺構すべての把握はできていません。

中世及び近世の寺院を中心に、千葉氏やその一族、歴代佐倉藩主、藩士などの供養塔や墓所が菩提寺に残されており、千葉氏石塔群や土井利勝父母夫人供養塔、堀田家墓所などは石材分析や銘文などにより年代や被葬者が把握できています。また、平成 26 年（2014）刊行の『佐倉市史 考古編』では中世の板碑や主な石塔類の資料集成がされ把握が進みました。しかし近世墓地内での藩士の墓などについては、『佐倉市誌資料』の部分的な記載にとどまっています。

### 【古社寺】

把握は進んでいますが、調査が不十分または更新が必要な状況にあります

長熊廃寺は採集された古瓦や瓦塔が採集されることで知られ、昭和 26 年（1951）に立正大学によって発掘調査され、大規模な伽藍配置が想定されていました。昭和 61 年（1986）に財団法人千葉県文化財センターが再発掘調査を行い、『佐倉市長熊廃寺跡確認調査報告書』で 8 世紀後半から 9 世紀前半の瓦葺建物 1 棟の小規模な寺院と考えられるようになりました。ただ遺構の全体像が判明しているといえず、今後の追加調査も視野に入れる必要があります。

### 【城館跡】

中世・近世ともに把握が進み、ある程度調査もできています。

市内の城館跡は市内遺跡分布図や千葉県が平成 7 年（1995）に刊行した『千葉県所在中近世城館跡詳

細分布調査報告書Ⅰ「旧下総地域」で把握されています。また、昭和63年(1988)に佐倉市教育委員会が作成した『千葉県佐倉市中近世城跡測量調査報告書』で重要なものの地形測量が行われ、『佐倉市史考古編』では城館集成がなされています。その他にも本佐倉城跡や白井城跡、白井田宿内砦跡、佐倉城跡などで学術調査や地形測量が行われており、把握調査が進んでいます。

## 2. 名勝地(名勝)

市による把握が進み、調査も行われていますが近代のもの更新が必要です。

本市を代表する名勝地である「旧堀田正倫庭園」では、昭和60年(1985)に庭園を含む諏訪尾余緑地・鑛木特別緑地保全地区の樹木調査が行われています。平成11年(1999)、12年には庭園の園路の工法・所在などを確認する発掘調査が実施されました。その後、さくら庭園基本構想が検討される中で、庭園の工作物、樹木の調査が行われ平成16年(2004)の『さくら庭園基本計画報告書』にその成果がまとめられています。平成24年(2012)の『近代の庭園・公園等に関する調査報告書』(文化庁文化財部記念物課)では、「旧堀田正倫別邸庭園」としてリストアップされました。

## 3. 動物、植物、地質鉱物(天然記念物)

市による把握は進んでいますが、調査が不十分または更新が必要な状況にあります。

市内各地区の天然記念物については、『根郷風土記』『弥富風土記』など各地区の公民館が市民とともに編集した刊行物によって把握が進みました。市内全般については、平成15年に刊行された『佐倉の自然』にまとめられています。近年では、風水害や経年劣化による被害・毀損も少なからず確認されています。

## ⑤ 文化的景観

県・市による把握が進み、市による調査もある程度できています。

文化的景観の主要な要素である街道については、千葉県教育委員会の編集による『千葉県歴史の道調査報告書』において成田街道、佐倉道についての報告がなされています。佐倉市では、平成2年(1990)度のHOPE計画において新町の家屋分布調査とともに同地区の景観調査が行われました。そして、平成29年(2016)に策定された「佐倉市景観計画」では、佐倉城跡周辺や白井、馬渡といった旧街道筋の宿場の歴史的なまち並みについての現況の把握と特性・課題の報告がなされました。

## ⑥ 伝統的建造物群

県・市による把握が進み調査もある程度できています。

市内の歴史的建造物に関する悉皆調査では、成田街道沿いの新町周辺から本町にかけて、近世以来の建造物がまとまって確認されています。また、千葉県教育委員会による集落・町並調査(平成14年『集落・町並―千葉県集落・町並実態調査報告書―』)においても、同様の町並の遺存状況が把握され、関連資料とともに報告されています。

## ⑦ 埋蔵文化財

市内全域の把握が進み、ある程度調査もできている状況にあります。

市内の埋蔵文化財の把握は、昭和34年(1959)・同35年の印旛・手賀沼干拓事業に先立つ千葉県教育委員会による遺跡の分布調査が最初です。当時の報告によれば、市内の遺跡数は縄文時代の貝塚11か所、包含地55か所、古墳時代円墳48基、前方後円墳18基、方墳4基、上円下方墳4基とされています。その後、昭和50年代に入り市独自の本格的な分布調査が行われ、昭和59年(1984)3月3日に「千葉県佐倉市埋蔵文化財分布地図―佐倉市遺跡詳細分布調査報告書―」が刊行されました。本書は、現在もなお埋蔵文化財保護行政の基礎データとして活用されています。その後、財団法人千葉県文化財センターが昭和60年(1985)に『千葉県埋蔵文化財分布地図(1)―東葛飾・印旛地区―』を、平成9年(1997)に『千葉県埋蔵文化財分布地図(1)―東葛飾・印旛地区(改訂版)―』を刊行し、平成8年11月25日までに判明している埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法にいう「周知の埋蔵文化財包蔵地」)を掲載しています。また、千葉県教育委員会では、ホームページにおいて「ふさの国文化財ナビゲーション」というシステムを立ち上げ、埋蔵文化財包蔵地と指定文化財の位置及び情報を公開・提供しています。令和4年現在、市内の文化財包蔵地として登録されている遺跡数は937に上り、その時代は旧石器時代から近代まで幅広いものとなっています。このように遺跡の所在は分布調査により把握されていますが、まだ発見されていない遺跡も想定されるため、引き続き分布調査を進めて情報の更新をしていきます。

## ⑧ 文化財の保存技術

文化財の保存に必要な材料や用具の生産制作、修復の技術等に関しては、現在確認されていません。

## ⑨ 史話・伝承

市による把握が進み、ある程度調査もできています。

史話と伝承は、各公民館事業での把握調査や『佐倉市史 民俗編』の編集など民俗文化財を把握する中で、ともにとりあげられてきました。各地区の歴史的背景や特徴を説明する際にも参照され、『佐倉細見』や佐倉学副読本「ふるさと佐倉の歴史」にも取り上げられています。



### 3、これまでの文化財の保存・活用の取り組み

#### (1) これまでの保存の取り組み

本市の現在の保存にかかわる取り組みの概要は次の一覧表のとおりです。市が所有する文化財の保存整備のほか、個人・団体が所有・管理する文化財の維持管理・修理にあたっての助言、支援とともに、佐倉市文化財保存事業補助金による助成を行っています。また、民間の財団による助成金の申請にあたっての支援なども行い、修復事業等を具体化し文化財の保存に努めています。

表：保存の取り組みの一覧

No.	事業名	対応する文化財
1	歴史的建造物の保存整備	建造物
1-1	武家屋敷保存整備	旧河原家住宅・旧但馬家住宅・旧武居家住宅
	公開している武家屋敷3棟の維持管理。旧河原家住宅・旧但馬家住宅の茅葺屋根の葺き替え等の修理工事の実施。	
1-2	旧堀田邸保存整備	旧堀田家住宅・旧堀田正倫庭園
	旧堀田邸の維持管理。庭園の樹木の調査・管理も。平成9～11年に保存整備工事。平成15年に冠木門・笠木塀の復元整備。	
1-3	佐倉順天堂記念館保存整備	旧佐倉順天堂
	佐倉順天堂記念館の維持管理。建物全体の修復工事は平成11～13年に実施。	
1-4	旧川崎銀行佐倉支店保存整備	旧川崎銀行佐倉支店
	佐倉市立美術館エントランスホールとして平成6年より公開。平成28～29年度に耐震補強工事を実施。	
1-5	旧平井家住宅・旧今井家住宅保存整備	旧平井家住宅・旧今井家住宅
	日常的な維持管理。今後の活用を見据えた耐震損傷調査の実施（平成31年）。旧今井家住宅屋根修理（令和4年）	
1-6	その他の歴史的建造物の保存整備	県・市指定、市登録有形文化財など
	県・市指定、市登録の建造物の修理に対する補助・把握調査の支援。近年では密蔵院薬師堂修復（令和2年～4年度）など	
2	美術工芸品の修復	美術工芸品
	古今佐倉真佐子の修復。神輿・山車などの祭礼用具、神社・寺院の所有する美術工芸品の修理に対する補助、把握調査・助成申請の支援など。	
3	無形・民俗文化財の保存・伝承活動に関わる補助	無形・民俗文化財
	佐倉囃子、武術立身流、青菅のどんどれえ、坂戸の念仏などの保存・伝承活動や用具整備の補助、把握調査・継承活動・助成申請の支援など。	
4	史跡・名勝・天然記念物の管理整備	史跡・名勝・天然記念物
4-1	公開されている史跡・名勝・天然記念物の管理整備	
	佐倉城跡、臼井城跡、旧堀田正倫庭園などの都市公園・緑地の整備。井野長割遺跡、本佐倉城跡などの日常的な維持管理。	
4-2	史跡・名勝・天然記念物の維持管理に関する補助	
	堀田正俊・正睦・正倫墓、山崎ひょうたん塚古墳、勝間田の池、長熊廃寺跡などの史跡・名勝・天然記念物の維持管理に関わる補助。	
5	市内重要遺跡の調査	史跡、埋蔵文化財
	市内重要遺跡の計画的な調査。調査報告書の編集・刊行。	
6	埋蔵文化財の保全	埋蔵文化財
	文化財保護法に基づく埋蔵文化財の取り扱い事務。事業者との調整、負担軽減。試掘・確認調査・本調査。調査報告書の編集・刊行。	
7	被災した文化財の状況把握・保存整備	建造物、美術工芸品、史跡・名勝・天然記念物
	災害発生時の市内各所の文化財の状況把握。被災し損傷した文化財の修復。	
8	文化財のデジタル化	市内全域の文化財
	文化財の資料撮影と写真資料デジタル化、佐倉デジタルアーカイブ掲載用のメタデータ整理など。	

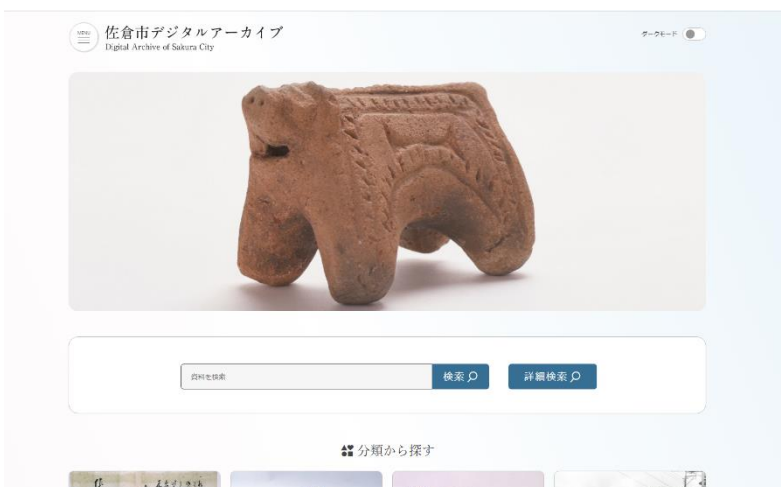
【保存の取り組みの一例】



1-6 その他の歴史的建造物の保存整備  
(密蔵院薬師堂修復)



2 美術工芸品の修復  
(宝金剛寺所蔵 牡丹唐草蓮華模様  
七条袷袋横被付修復)



8 文化財のデジタル化  
(佐倉市デジタルアーカイブ)

## (2) これまでの活用の取り組み

本市の現在の活用にかかわる取り組みの概要は次の一覧表のとおりです。本市では、文化財の持つそのものの価値や魅力をより深く知ってもらう「追体験」と文化財のそのものの価値や魅力に別の価値や魅力を付加する「新体験」の2つの方向性による普及啓発を行ってきたところに特徴があります。

また、市単独の取り組みだけではなく、所有者・管理団体・伝承団体やNPOなど民間団体・事業者との協働・共催の事業も徐々に増えつつあります。

表：活用の取り組みの一覧

No.	事業名	対応する文化財
<b>1</b>	<b>文化財施設の公開・利用</b>	
1-1	<b>文化財施設の公開</b>	<b>武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館</b>
	年間を通じた開館。年数回の特別公開（通常入ることができない場所・見られない資料の公開）の実施。	
1-2	<b>佐倉市フィルムコミッション事業</b>	<b>武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館</b>
	文化財施設におけるドラマ、映画、CM、フォトウェディング等の施設使用・撮影使用。利用者との連絡調整。条例で施設使用料・撮影使用料を設定。	
<b>2</b>	<b>普及啓発・情報発信のための刊行物の編集・発行</b>	
2-1	<b>市内の文化財全般を解説した冊子（文化財リブレット）の市内全域の文化財</b>	
	市内の指定文化財等をテーマ別にわかりやすく解説する冊子。平成28年度初版、令和2年度改訂版を刊行。	
2-2	<b>ガイドマップ・パンフレットの制作・配布</b>	<b>佐倉地区の文化財など</b>
	佐倉地区の街歩き用、学習用ガイドマップ、城跡紹介リーフレット、市民文化資産、市登録文化財制度の案内パンフレット等の制作・配布	
2-3	<b>各文化財、ストーリー等を紹介する冊子の編集・発行</b>	<b>各ストーリー・テーマに関わる文化財</b>
	佐倉順天堂—近代医学の発祥地—一展図録、佐倉・城下町400年記念総合展示図録、宝金剛寺七条袈裟・横被修復記念冊子等の編集・発行	
2-4	<b>佐倉学副読本の編集・発行</b>	<b>市内全域の文化財</b>
	「佐倉学副読本 わたしたちの佐倉」「佐倉学副読本 ふるさと佐倉の歴史」「佐倉学道徳副読本 佐倉の道徳」の編集・発行	
<b>3</b>	<b>普及啓発のための展示</b>	
3-1	<b>市内各所の展示スペースにおける佐倉の歴史文化の展示</b>	<b>各地域・ストーリーに関わる文化財</b>
	佐倉順天堂記念館、ミレニアムセンター佐倉2階、和田ふるさと館歴史民俗資料室、白井公民館白井街づくり資料展示室等での展示	
3-2	<b>佐倉市立美術館における企画展</b>	<b>各ストーリー・テーマに関わる文化財</b>
	ふたつの佐倉城展、佐倉・城下町400年記念総合展示、井野長割遺跡等佐倉の縄文展など佐倉の歴史文化を紹介する企画展を美術館で実施。	
3-3	<b>城下町佐倉の山車人形展・写真展</b>	<b>佐倉の祭礼文化</b>
	佐倉山車人形保存会による城下町佐倉の祭礼文化を紹介する展示。市立美術館、DIC川村記念美術館、商業施設等で実施。	
<b>4</b>	<b>講演会・シンポジウム等の実施</b>	
4-1	<b>佐倉学講座等歴史講演会</b>	<b>市内全域の文化財</b>
	佐倉の歴史文化に関する各種講演会。各公民館における「入門講座」「専門講座」「体験講座」などの実施	
4-2	<b>井野長割遺跡指定記念シンポジウム・講演会</b>	<b>井野長割遺跡</b>
	井野長割遺跡指定10周年、15周年を記念したシンポジウム・講演会の実施。	
4-3	<b>本佐倉城跡関連シンポジウム・講演会</b>	<b>本佐倉城跡</b>
	本佐倉城跡指定10周年、20周年を記念したシンポジウム、本佐倉城跡に関する各種講演会の実施。酒々井町と共催。	
4-4	<b>城下町佐倉の祭礼シンポジウム・講演会</b>	<b>佐倉の祭礼文化</b>
	佐倉山車人形保存会による城下町佐倉の祭礼文化に関するシンポジウム、講演会の実施。他地域の事例なども紹介。	

5	普及啓発のためのイベントの実施	
5-1	甲冑試着会・サムライ散歩など武家文化の体験	武家屋敷、ひよどり坂、立身流など 実物を模した甲冑の着用体験や侍の装束をまとい武家屋敷やひよどり坂を散策、武術立身流の一部を体験。
5-2	井野長割遺跡における縄文体験	井野長割遺跡、縄文時代の考古資料 現地の木を石斧で伐採、火起こし体験など縄文時代の人々の暮らしを追体験。周辺の商業施設での展示も。
5-3	文化財のロケーションを活かした取り組み	佐倉城跡、旧堀田家住宅・旧堀田正倫庭園 佐倉城跡でのアート&クラフトフェア「にわのわ」、旧堀田邸での音楽イベント「庭と音楽と夕暮れ」、ガーデンヨガ、禅・茶道体験など
5-4	CG・VR・スマートフォンアプリによる普及啓発	佐倉城跡、武家屋敷、旧堀田邸など 佐倉城復元CG映像の公開。武家屋敷、旧堀田邸の内部のVR映像の公開。GPSで現地とリンクしたスマートフォン向けRPG「天倫の桜」
5-5	佐倉学を活かした取り組み	市内全域の文化財 佐倉学子供作品展、文化財施設ワークシート、佐倉学検定など佐倉学を活かした取り組みを実施。
6	SNSを活用した文化財、歴史文化の情報発信	市内全域の文化財 Facebook、InstagramなどのSNSを活用し、若い世代に向けた情報発信を実施。

### 【活用の取り組みの一例】



3-1 市内各所の展示スペースにおける  
佐倉の歴史文化の展示  
(ミレニアムセンター佐倉 2階)



5-3 文化財のロケーションを  
活かした取り組み  
(佐倉城跡でのアート&クラフト  
フェア「にわのわ」)



5-4 CG・VR・スマートフォン  
アプリによる普及啓発  
(スマートフォン向け  
RPG「天倫の桜」)

## 第4章 佐倉市の歴史文化の特徴

### 第1節 佐倉市の5つの歴史文化

さて、これまでに述べてきた本市の自然・地理的環境、社会環境、歴史的環境、文化財の概要と現状を踏まえたうえで、本計画では、本市において歴史的に培われてきた地域の個性、地域らしさを示す歴史文化として次の5つを挙げます。

#### ① 豊かな自然が育んだ印旛沼文化

本市の原始・古代の人々の生活は、印旛沼とそこに注ぐ鹿島川や手繰川などの河川を背景に育まれた豊かな自然とそこに生息する動植物を対象とした狩猟・採集・漁労活動によって繁栄しました。その結果、印旛沼南岸を中心に地域の核となる大規模な集落が形成されました。また、丸木舟による水上交通を利用し、遠隔地との盛んな交流・交易があったことをうかがわせます。各時代に印旛沼周辺域固有の文化が醸成され、これを「印旛沼文化」として捉えることもできます。印旛沼は、近世以降の河川改修や干拓を経て大きく変貌を遂げましたが、人々に大きな恩恵をもたらし、日々の衣食住の生活基盤であったことに加え、他地域との交流・交易において重要な役割を果たしたのです。

#### ② 古東海道沿いに花開いた仏教文化

大宝律令の制定後、佐倉は下総国印旛郡となり、当時の政府は国を治るために都を起点とした幹線道路を整備しました。東京湾から香取海を越えて常陸国を結ぶ道路は古東海道と呼ばれ、佐倉市域を南北に延びる現在の国道51号線に近いルートが想定され、沿線上に仏教文化が花開いたことが多くの仏教関連の遺跡などによって知られています。加えて、古東海道は須恵器等の出荷など地域間交流に用いられ、この道を介して当時の最先端の文化や技術が佐倉にもたらされました。当時の古東海道沿い周辺の佐倉は、都から派遣された多くの役人や技術者の活発な往来がある交通の要衝として栄えた場所であり、印旛地域の仏教信仰の中心地として繁栄を迎えたのです。

#### ③ 中世武家の興亡の舞台

中世の佐倉は千葉氏をはじめとする武家が台頭し、近世の全国的な統一政権の樹立の中に向かっていきました。離散集合を繰り返す中で、勢力を広げた武家は自らの本拠である城館を築き、城下には市が建ち商職人の集住が進み、拠点と拠点をつなぐ街道・宿場も整備されました。その中で、鎌倉幕府成立期の千葉氏の台頭、南北朝期の白井興胤による白井氏の中興、享徳の乱にともなう千葉氏の分裂と本佐倉城の築城、白井城における2度の大きな合戦、豊臣秀吉の天下統一と小田原北条氏と運命をともにした千葉氏、代わって関東を支配した徳川家康の一門・譜代の配置と転換など、佐倉は中世武家の興亡の舞台となりました。泰平の世となった後もその記憶は色濃く刻まれ、現在に至るまで語り継がれています。

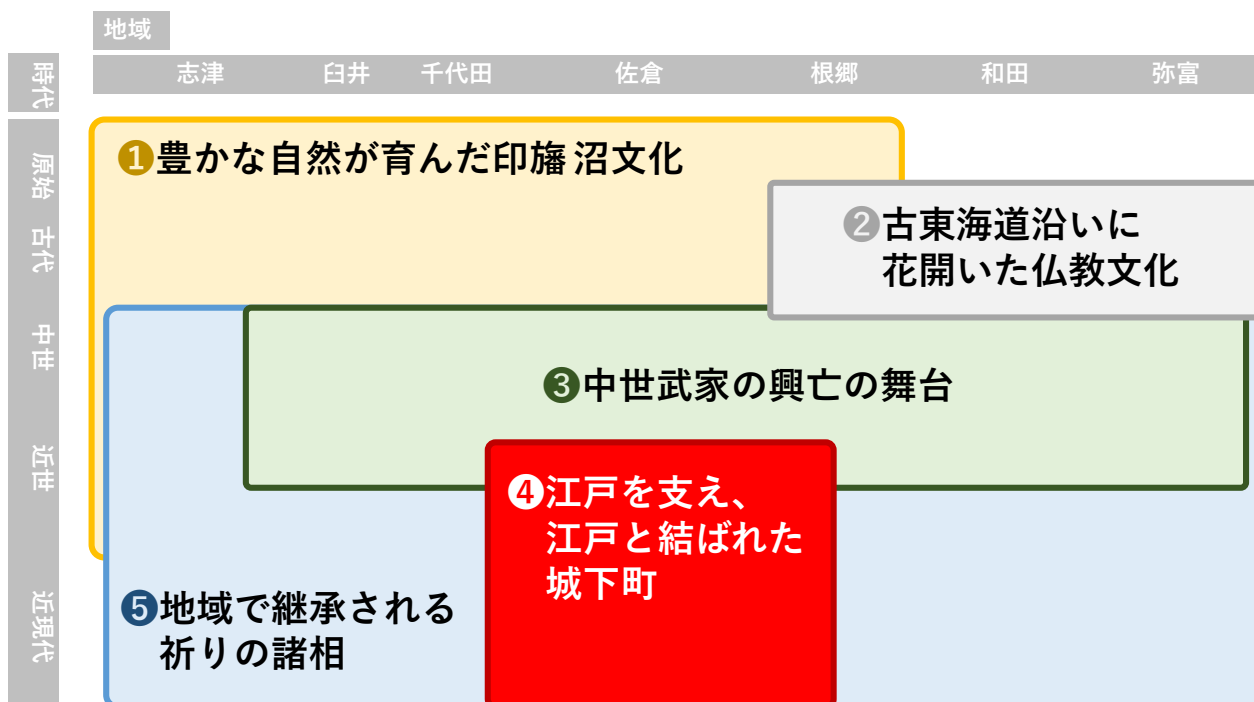
## ④ 江戸を支え、江戸と結ばれた城下町

土井利勝による佐倉城の築城以降、有力な譜代大名が城主となり老中をはじめとする幕府要職を務め、佐倉は江戸の東の要衝として政治的にも軍事的にも江戸を支えました。築城と同時に城下も整備され、江戸とは佐倉道（成田街道）により結ばれました。また、幕末の佐倉は藩主堀田正睦のもと藩校成徳書院で充実した蘭学教育が行われ、江戸から佐倉に移住した蘭方医佐藤泰然が順天堂を開き、近代医学の発祥地のひとつに数えられています。明治初期には城内の建物が取り壊されたものの、町の人々はかつて江戸で使われていた江戸型山車を購入し引き廻しを行い、現在も江戸で失われた祭礼文化が佐倉で受け継がれています。このように、佐倉は城下町として江戸を支え、江戸を結ばれることにより発展し、現在もその趣きを感じることができるまちとなっています。

## ⑤ 地域で継承される祈りの諸相

本市には、古くからの創建にさかのぼる神社仏閣、そこに保管されている篤く信仰を集めた仏像彫刻や寄進・奉納された宝物類、現在まで継承される祭礼文化・民俗・芸能など、様々な祈りの場とかたちが現在も残っています。これらは、古代・中世に遡るものや、江戸の祭礼文化を今に伝えつつも佐倉独自の要素が交じり合ったもの、宗派の別なく地域の一大行事としても受け継がれているもの、農村の伝統的な生活文化を伝えるものなど、様々な特徴を持ち幅広い地域・時代に分布しています。これらは各地域の個性を現在に伝えるものとして尊重され、地域の人々のたゆまぬ努力により継承されています。

## 第2節 5つの歴史文化から



次に、5つの歴史文化を地域と時代とのかかわりから位置付けると上記の図の通りとなります。

この図を見ると佐倉の歴史文化は、幅広い地域・時代にまたがっていることがわかります。また、それぞれの特徴を総合して考えると、次のようにまとめることができます。

佐倉には、印旛沼がもたらす恵みによって形成された地域の核となる大規模集落が古くから存在し、中世・近世の城館とその周辺に形成された城下町や街道沿いの宿場などが発展しました。よって、人々が集住し、まちが発展していくのに恵まれた立地・自然・社会環境を備えた場所であるといえます。

そして、印旛沼と鹿島川や手繰川をはじめとする河川を活かした水上交通と古東海道、佐倉道（成田街道）などの街道を活かした陸上交通が組み合わさり、交易・交流の要衝でもありました。様々な人々とモノが行きかうことで、文化的な成熟が促されていった地域であったといえます。

その結果、特徴的な信仰の表出が見られ地域に浸透し現在まで継承されました。縄文時代の土製品・土偶に始まり、台地上に数多く分布する古墳と副葬品、仏教文化の浸透を示す墨書土器、古代・中世に創建を遡る古社寺とそこに残る仏像彫刻・宝物類、地域で継承される祭礼文化など幅広い時代・ジャンルにわたっています。

こうした要素が関連しあったこともあり、佐倉は周辺地域の中で政治的・軍事的に重要な位置を果たしていったといえます。佐倉には多くの中世城郭が築かれ、城主の勢力伸長とともに大規模な縄張りを誇ったものもありました。しかし、泰平の世となるとそれらは廃され、その機能が近世城郭の集大成のひとつである佐倉城へと集約していった様は、武家の興亡と重なるところがあります。その城も武家政権の終焉とともに役目を終えることとなりますが、その記憶は地域社会を支える要素となり、現在につながっている点は佐倉の歴史文化の大きな特徴の一つであるといえます。



## 第5章 佐倉市の文化財の保存・活用に関する将来像と方向性

### 第1節 文化財の保存・活用に関する将来像

これまでに述べてきた本市の自然・地理的環境、社会環境、歴史的環境、文化財の現状とこれらから導き出される歴史文化の特徴をふまえ、本計画では「文化財でまちを元気に！」を将来像として掲げ、文化財の保存と活用を進め、次世代への確実かつ意義のある継承へとつなげていくことを目指します。

#### [文化財の保存・活用に関する将来像]

**文化財でまちを元気に！**

この将来像の実現にあたっては、個人・コミュニティ・まちの関係から考えていくことができます。これらの関係性については、次に図示した通りです。

#### [将来像と個人・コミュニティ・まちの関係]

##### 個人の心レベルで

- ☑ 文化財は地域の宝。大切な宝がそこにあるから、心豊かに暮らしていける。
- ☑ 歴史や文化財を「好き！」と思う気持ちは、「元気」(エネルギー)につながる。

##### 個人やコミュニティの活動レベルで

- ☑ 文化財を知り、文化財に関わることで、「元気」(エネルギー)でいられる。
- ☑ 文化財を守り、継承する過程で、地域のコミュニティも「元気」になる。

##### まちレベルで

- ☑ 文化財を活かすことで、外から人が訪れ、まちが賑わい、「元気」になる。

歴史文化や文化財に関わっていくことは、心と頭と体を動かすことにつながります。文化財に関わっている人々は、みな元気でエネルギーにあふれている方々です。「個人の心レベル」「個人やコミュニティの活動レベル」「まちレベル」の3つの段階・局面を踏みながら大きな将来像の達成を目指していきます。

文化財は、地域の宝であり、大切な宝がそこにあるから心豊かに暮らしていけることにつながります。そして、歴史文化や文化財を「好き！」と思う気持ちは、「元気(エネルギー)」へとつながっていきます。これは、個人の心のレベルでの位置づけとなりますが、実際に文化財を知りこれに関わることで、さらに「元気(エネルギー)」で活躍することができるようになるでしょう。そして、これが波及していくことで、地域のコミュニティも「元気」となることが期待されます。個人やコミュニティの活動レベルを経る中で、さらに文化財を活かすことで外からも人が訪れ、まちが賑わい「元気」になり、この将来像が実現されていくこととなります。

## 第2節 将来像の実現に向けた目標・方向性

そして、先に挙げた将来像の実現のために本計画期間中の目標として、佐倉に関わる全ての人が、身近に歴史を感じられるまちになることを目指していきます。

### [本計画期間における目標]

佐倉に関わる全ての人が、身近に歴史を感じられるまちに

本市には指定・未指定を含めさまざまな文化財が残っています。指定・未指定の枠を越えて、日常生活との関連、身の回りが文化財であるということを少しでも実感できるようにつなげていくことも、今後の文化財の継承を考えるために重要となります。また、本市の歴史文化の魅力が伝わりきっていないがために、物理的にも心情的にも「通り過ぎるだけの佐倉市」になってしまっている点を解消していく必要があります。そして、本市の歴史文化の多様性、“会いに行ける”文化財を通して、その魅力を発見/再発見していくということを踏まえて、この目標を設定しました。

そして、これを達成するにあたり、次の3つの方向性を経ていくことを想定し、課題を整理したうえで取り組みの方針と具体的な措置を計画中に位置付けます。

### [本計画における3つの方向性]

#### 方向性①



▶ まずは、市民・来訪者に  
“歴史のまち”であることを  
知ってもらう

#### 方向性②



▶ 文化財の魅力を通じて、  
“歴史のまち”佐倉に  
愛着を持ってもらう

#### 方向性③



▶ “歴史のまち”佐倉を  
守る仕組みに  
参加してもらう

## 【実現にあたっての大きなプロセス】

これらの3つの方向性を実現していくにあたり、大きなプロセスとなる【大方針】をそれぞれの方向性に設定します。その設定のねらいについて、次の通り整理します。

### 方向性① 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～

まずは、「知らない」を「知っている」という状態、つまり佐倉が“歴史のまち”であることを知ってもらう必要があります。

多くの情報が溢れかえる現代社会の中で、様々な手段で他者とつながりたい・共感したいという想いは強まっています。近年では SNS 等を通じた共感の創出が一般化しており、コロナ禍により、さらに情報が錯綜・混乱している現状にあります。その中で、情報を発信していくことはもちろんのこと、情報の正確さとそれをどのように伝えていくのがより重要視されています。

本計画では、その実現にあたっての大きなプロセスとして、次の3つの【大方針】を掲げます。

#### 【大方針① 把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし】

「知らない」を「知っている」という状態にしていくためには、情報発信が不可欠ですが、発信する情報が確かなものでなければ意味がありません。把握や調査が不十分な文化財の把握調査を進め、正確かつ魅力的な情報を掘り起こしていくことで、情報発信の質を高めていきます。

#### 【大方針② 一貫したより訴求力の高い情報発信の方法の設定】

また、情報を発信していく際に、散発的・単発的に続けていくだけでは、文化財の本質的な価値を理解し、佐倉の歴史文化を知ってもらうことが難しくなります。そのため、情報発信のシチュエーションにはどういったものがあるのか、その際にどういったメッセージを、誰に、どのように伝えていくのかを整理・検討し、一貫したより訴求力の高い情報の発信方法を設定します。加えて、それに基づいた普及啓発を行うことで、佐倉の歴史文化への理解をできるだけ深く浸透することができるようにします。

#### 【大方針③ 効果的・継続的な情報発信】

そして実際の情報発信にあたっては、効果的かつ継続的な方法により、これを確実なものとしていきます。若い世代を対象とした SNS 等の活用や「佐倉デジタルアーカイブ」など既存／新規のツールの活用や各地域の展示スペースや佐倉市立美術館などで本市の歴史文化に関する幅広い展示の充実などが挙げられますが、それぞれの発信の中で大方針①・②を十分に反映したものとします。

## 方向性②

## 「知っている」を「好き」に ～魅力向上・活用・保存～

そして、「知っている」を「好き」になってもらう、つまり文化財の魅力を通じて“歴史のまち”佐倉に愛着を持ってもらうように種々の取り組みを行っていきます。

そのためには、本市の歴史文化、文化財の強み、他都市との違いはどのようなところにあるのかを踏まえたうえでの保存・活用が必要となります。文化財の活用の主軸の一つである教育においては、新学習指導要領の中で小中高を通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現することが目指され、「探求学習」が重要視されています。また、別の主軸の一つである観光においても、文化観光はもちろんのこと、その地域の歴史文化についての探求や現地での交流といった要素に対するニーズが高まっています。また、文化財の保存整備にあたっては、こうした活用を前提とした適切な維持管理を行っていくことが求められています。

本計画では、その実現にあたっての大きなプロセスとして、次の3つの【大方針】を掲げます。

### 【大方針① 他都市との差異を明確にしたブランディング】

文化財の保存・活用の前提として、本市の歴史文化の特徴を活かし、他都市との差異を明確にしたブランディングを行い、文化財の保存・活用に対する魅力向上を図ります。これにより、本市の文化財、歴史文化がより魅力的なものとして映り、“歴史のまち”佐倉に愛着をもってもらうことへとつなげます。

### 【大方針② 教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供】

そして、活用の点では、教育・観光に力を入れ、魅力を繰り返し伝える機会を提供していきます。現在の教育・観光のニーズとして挙げられる「探求」や「学び」と本市の強み・特徴を活かした取り組みを行うことで、佐倉への愛着を深めていく導線を継続的に確保していくことができます。

### 【大方針③ 佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備】

また、文化財の適切な維持管理・整備があつてこそ、積極的な活用が可能となります。保存整備にあたっては、適切な保存であることはもちろんのこと、魅力向上、効果的な活用につながる方法を選択・検討していくことで、より「好き」になっていくことへとつなげていきます。

## 方向性③

## 「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～

さらに、「好き」な状態を一步推し進め「守りたい」という思いへとつなげ、より多くの人々が“歴史のまち”佐倉を守る仕組みに参加してもらうための取り組みを行なっていきます。

近年、文化財を取り巻く環境は大きく変化し、文化財の保存・活用が進んでいく中で、各種団体や民間事業者など文化財に関わる人々は多くなることが想定されます。そうした動きが促進されることで、これまででない波及効果を生み出すことも期待されます。文化財の継承にこれまでかかわってきた文化財の所有者・管理者や専門家・有識者との連携を図り、新たな担い手を確保しつつ文化財を支える体制を整備することで、新たな波及効果を「守りたい」という思い、文化財の継承により有益なものとしていきます。

本計画では、その実現にあたっての大きなプロセスとして、次の3つの【大方針】を掲げます。

### 【大方針① 市民の歴史文化への思いをかたちにするための支援】

市民が文化財、歴史文化に関する様々な取り組みを行う中で、市民の歴史文化への思いをかたちにする中で、文化財を「守りたい」という思いを具体的なものへとしていきます。地域の伝統芸能・行事に対する継続的な支援に加え、モデルケースとなり得る事例のノウハウを共有し、文化財で地域を元気にするプレイヤー、アドバイザーとなってもらうことで、文化財を「守りたい」という機運を醸成していきます。

### 【大方針② 次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成】

そして、次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成を行い、地域全体での文化財の継承を確実なものへと進めていきます。文化財を「好き」になり「守りたい」という機運が盛り上がった際に、受け皿としての仕組み・支援がなければ、こうした思いは結実しません。文化財に関わる人々、団体が多くなる中で、新たな担い手を確保していくことで、より確かな継承へと結びつけていきます。

### 【大方針③ 文化財を支える体制の構築】

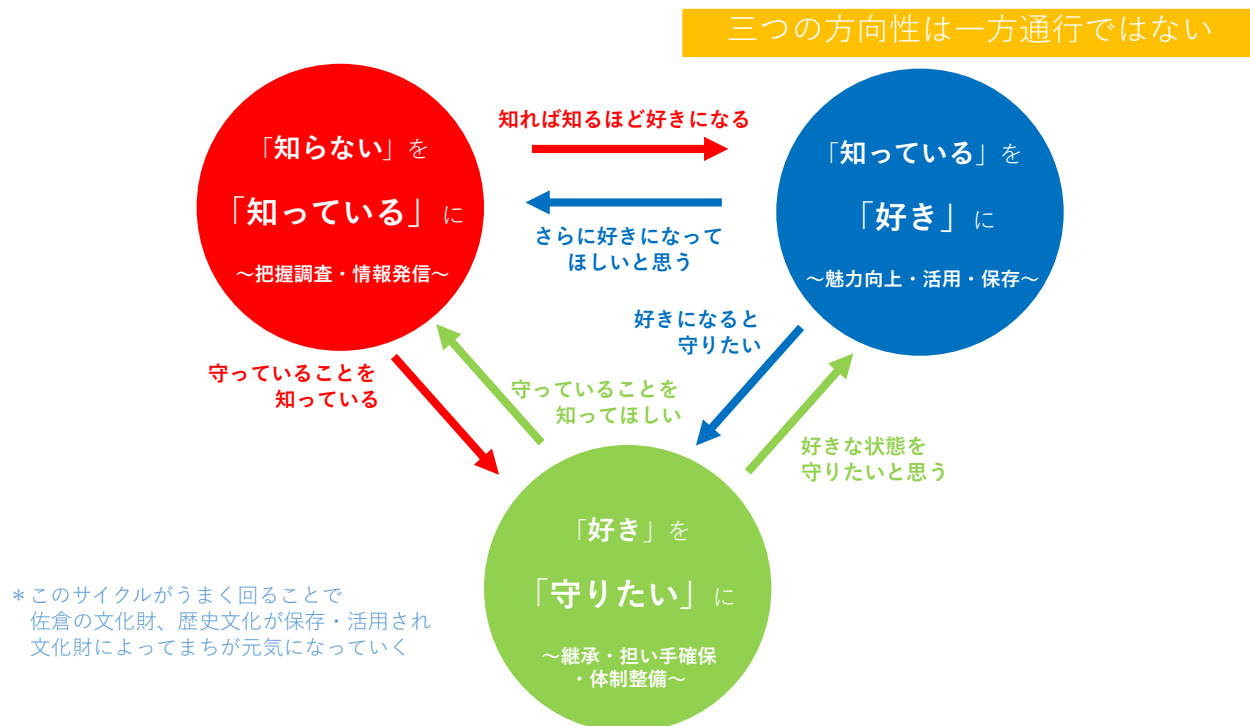
文化財を支える体制を構築していくことで、文化財同士のつながりや面的な広がり確保し、計画に位置付けられる方針・措置の実効性を高めていきます。防犯・防災対策、より望ましい保存環境の構築、活用・公開のあり方、文化財保護制度への理解など近年変化しつつある文化財を取り巻く環境に対応した体制の構築と財源の確保を進め、計画の推進・進行管理を行い、実効性を確かなものとしていきます。

## 【3つの方向性の関係】

本計画では、これらの方針に基づきプロセス・流れを経ることで3つの方向性を実現し、将来像へとより近づいていくことができると想定しています。

また、この3つの方向性は段階的に移行していく部分もありますが、相乗的・波及的に影響しあうものであり、必ずしも一方通行ではありません。その関係性を図示すると次の通りです。

### [3つの方向性の関係]



#### ▶知れば知るほど好きになる・さらに好きになってほしいと思う

継続的・効果的な情報発信により、価値ある情報・魅力ある情報を繰り返し伝えていくことで、佐倉の文化財、歴史文化がより魅力的なものとして映り、知れば知るほど「好き」になるきっかけを生み出すこともできます。そして、自分が「好き」なもの、いわゆる「推し」、人に薦めたいと思うほどに好感を持っているものとなれば、他者とその想いを共有したい、さらに「好き」になってほしいと思うようになります。「好き」になった層自らが発信し、「知らない」層へのさらなるアプローチが可能となります。

#### ▶好きになると守りたい・好きな状態を守りたいと思う

また、佐倉の歴史文化、文化財に好感を持っている層が厚くなることで、「好き」という状態を維持し「守りたい」という思いがより強くなることが期待されます。そして、そのための取り組みに主体的に様々なかたちで参画する人々・団体が増えることにより文化財と地域をとりまく環境が好転していくことが想定されます。

### ▶守っていることを知ってほしい・守っていることを知っている

さらに、様々なかたちで文化財の保存・活用に関する取り組みに参画する人々・団体には、自分たちや関連する取り組みをもっと知ってほしいという思いが広がり、自らが発信する側にまわることもあります。。この思いをもつ人々や団体は、文化財や歴史文化に関わる情報発信における良質な発信源です。想いのこもった質の高い情報が発信され、文化財、歴史文化を守っていることが知られるようになると、文化財、歴史文化に関わる取り組みが地域を元気にする意義のあるものとして浸透していくことにもつながります。

このように、3つの方向性が相互に関係しあい、このサイクルがうまく回っていくことで佐倉の文化財、歴史文化の保存と活用が進み、文化財によってまちが元気になっていくという将来像・目標が達成されることを想定しています。

## 第3節 文化財の保存・活用に関する課題・方針

次に、文化財の保存・活用に関する課題・方針を整理します。上位・関連計画、市民意識調査、佐倉学意識調査、策定協議会の検討の中で出た現状や課題を文化財の保存・活用に関する将来像・目標・3つの方向性を踏まえて整理しました。本節では、大方針とそれに関わる課題を挙げ、この解決に向けた流れの具体化を【方針】として位置づけ列挙します。

### 方向性① 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～

#### に関する課題

#### 【大方針① 把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし】に関する課題

- ✓ 神社や寺院が所有する中世以前の美術工芸品（彫刻）など、現状を把握できていない文化財がある。
- ✓ 市内重要遺跡など把握はされているが、調査が不十分または更新が必要な文化財がある。
- ✓ 把握調査は進んだものの指定・登録に至っていない文化財があり、近世以前の指定・登録件数が不足している。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針① 情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進

#### 【大方針② 一貫したより訴求力の高い情報発信の方法の設定】に関する課題

- ✓ シティプロモーションによるブランドメッセージの訴求力が低く、豊富な歴史文化を持つ佐倉の魅力が十分に知られていない。
- ✓ 歴史文化を知りたくないもの・知らなくてよいものという認識があり、学びの押しつけが危惧される。
- ✓ 佐倉の歴史文化や文化財を「知らない」人の興味・関心を引く情報発信がなされていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針② 佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出

- ✓ 文化財の持つ価値や魅力が知られておらず、文化財を保存・活用する意義が浸透していない。
- ✓ 歴史文化や文化財に興味のない層が、これらを知る機会が少ない。
- ✓ 地域住民が文化財に足を運ぶ機会が少ない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針③ メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発



### 【大方針③ 効果的・継続的な情報発信】に関する課題

- ✓ SNSをはじめとする ICT を活用した情報発信が不足している。
- ✓ 指定・登録文化財に比べ、未指定文化財は通常公開されていないため、知る機会が少ない。
- ✓ 佐倉の歴史文化の特徴やこれに関わる文化財について満遍なく情報が発信されていない。
- ✓ 個別の文化財調査に関する成果の周知が不足している。
- ✓ 発信されていることが周知されていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針④ 既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信

- ✓ 博物館のような展示施設がなく、佐倉の歴史文化に関わる文化財を直接目にする機会が少ない。
- ✓ 各地区の既存の展示スペースの機能・役割が十分に活かされていない。
- ✓ 佐倉市立美術館の展示の魅力が十分に伝わっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑤ 歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実

## 方向性②

## 「知っている」を「好き」に ～魅力向上・活用・保存～

### に関する課題

#### 【大方針① 他都市との差異を明確にしたブランディング】に関する課題

- ✓ 佐倉城や印旛沼が佐倉市の象徴として概ね共通認識となっているものの、文化財の保存・活用の面でのブランドイメージの確立には至っていない。
- ✓ 市民にとって佐倉市のアピールポイントが明確になっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑥ 佐倉城や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立

- ✓ 佐倉学は、市の取組として一定の評価は得られており改善を図りながら継続していく必要がある。
- ✓ SDG s や探求学習などの新たな教育の観点と文化財の活用が組み合わされていない。
- ✓ 学校教員だけでは佐倉学に関する取組みの継続的な実施に限界がある。
- ✓ 佐倉学の対象が幕末・明治の人物に偏っているというイメージが強く、実際の取組みとの齟齬がある。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑦ 佐倉学に関する事業・体制の見直し

- ✓ 佐倉城跡や旧城下町周辺における地域の特徴を活かした一体的な景観形成が不足している。
- ✓ 印旛沼周辺や旧城下町周辺におけるデザインの統一性や視認性が不足している。
- ✓ 歴史的建造物の減少や空き地や駐車場の増加により、まち並みの連続性が損なわれている。
- ✓ 魅力的な眺望景観が、周知不足などにより資源として十分に活かされていない。
- ✓ 「歴史のまち佐倉」として、旧城下町周辺や駅周辺における歴史的な景観や文化が感じられなくなっている。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑧ 「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成

## 【大方針② 教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供】に関する課題

- ✓ 実際に体験し、楽しみながら学ぶことのできる機会が少ない。
- ✓ 子どもたちの地域への愛着が、学年が上がるほど徐々に薄れている。
- ✓ まちの歴史についての関心が低く、文化財を活かした学習を通じた改善が必要。
- ✓ 佐倉市に住む・好む理由として「歴史文化」が上位に挙がらない。
- ✓ 効果的・効率的な学びを促進するICT教育と、佐倉学・文化財の学習の連携が十分でない。

### これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑨ 体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開

- ✓ 佐倉の歴史文化の特性・強みを活かした体験プログラムが不足しており、観光コンテンツとして十分に活かされていない。
- ✓ 若い世代を中心とした観光客の特性に合わせた施策が不足している。
- ✓ ニューツーリズムが今後のトレンドとして注目されている中で、本市の特性が活かされていない。

### これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑩ 本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開

- ✓ 市内を訪れた観光客の消費を促す施設や拠点が旧城下町周辺で不足している。
- ✓ 消費活動が市外に流出し、地域経済循環率が非常に低くなっている。
- ✓ 観光客の誘致に向けた旅行会社等への直接的なアプローチが不足している。
- ✓ 日本遺産などのコンテンツや成田空港に近い立地が十分に活かされておらず、観光客増加に繋がっていない。

### これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑪ 観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築

- ✓ 宿泊施設や飲食店、休憩場所が少なく、観光客の滞在時間が短い。
- ✓ 文化財をまわるための移動手段や、歩行環境が充実していない。
- ✓ まちなかの歴史文化に関する案内・誘導サインが不足しており、文化財の案内が十分でない。

### これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑫ 誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化、環境整備

### 【大方針③ 佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備】に関する課題

- ✓ 歴史的建造物を公開していくため、適切な管理と修繕が必要。
- ✓ 観光誘致・消費促進の拠点となりうる旧今井家住宅や旧平井家住宅の活用に向けた保存整備が十分に行われていない。
- ✓ 市所有以外の文化財の計画的な補修が必要。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑬ 歴史的建造物の保存整備

- ✓ 公開されている史跡・名勝・天然記念物の維持管理が部分的に不十分であり、文化財の魅力を損なっている。
- ✓ 保存整備・活用が見込まれる史跡などの今後のあり方について十分に検討が行われていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ↳ 方針⑭ 史跡・名勝・天然記念物の管理整備

## 方向性③

## 「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～

### に関する課題

#### 【大方針① 市民の歴史文化への想いをかたちにするための支援】に関する課題

- ✓ 祭礼に携わる地元住民の高齢化に対し、新たに活動する住民が不足している。
- ✓ 継承活動を行う中で、発表の機会や場、それに関する情報が不足している。
- ✓ 継承活動がある程度進んでいるものとそうでないものがあり、進捗に差が生じている。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑮ 伝統芸能活動団体を「地域を元気にするプレイヤー」に

#### 【大方針② 次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成】に関する課題

- ✓ 市民や民間団体等の文化財や歴史文化に関わる活動へのニーズがわからず、人材育成につながらない。
- ✓ 地域まちづくり事業の認知度が低い。
- ✓ 担い手不足により自治会活動の維持が難しくなっている。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑯ 市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築

- ✓ 所有者や管理者などの担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手が不足している。
- ✓ 新たな担い手として民間団体等による文化財の商業利用が想定され、この対応の体制の整備が不十分。
- ✓ 市民が地域の文化財の保存・活用に参画するための窓口がないために主体的に関わっていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

↳ 方針⑰ 歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承

### 【大方針③ 文化財を支える体制の構築】に関する課題

- ✓ 文化財を守っていくための役割分担が明確でない。
- ✓ 地域の文化財を守るための防災・防犯対策が求められている。
- ✓ 文化財保護の制度に対する庁内や市民の理解が得られておらず、制度が活かしきれていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針⑱ 文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築

- ✓ 維持・管理や活用に要する費用の財源が十分でない。
- ✓ 個人や地域でその文化や文化財を担っていくことが、資金的に難しくなっている。
- ✓ 市以外の補助金や民間等の助成金の導入が求められるが、資金調達に関する情報が共有されていない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針⑲ 文化財を守るための持続可能な財源の確保

- ✓ 文化財の適切な保存環境について各関係者との情報共有が十分でない。
- ✓ 文化財所有者・管理者のニーズ、保存の実態について十分に把握がなされていない。
- ✓ 埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きについて開発事業者から理解を得られていない。
- ✓ 専門家・有識者と文化財所有者・管理者、市民との連携を図る専門職員・担当職員が不足している。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針⑳ 文化財の望ましい保存環境の構築・提案

- ✓ 市の博物館施設が無く、文化財を統括する体制が十分でない。
- ✓ 文化財同士の面的な繋がりや連動が乏しく、各地区の展示スペースが十分に活かされていない。
- ✓ 市内で実施されている各展示事業の核となる施設・組織・人材が十分でない。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針㉑ 展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」

- ✓ 既存事業の評価を踏まえた取組みが十分でない。
- ✓ 各課と連携した文化財の活用や維持・管理が十分でなく、計画の推進にあたっては、庁内連携の強化や適切な進捗管理が求められる。

これらの課題解決に向けた流れの具体化…

#### ➡ 方針㉒ 地域計画の推進・進行管理による実効性の確保

# 第6章 文化財の保存・活用に関する措置と推進体制

本章では、課題解決に向けた流れの具体化である【方針】と具体的な措置の概要をまとめます。それを踏まえて、文化財の保存・活用に関する推進体制について整理していきます。

## 第1節 文化財の保存・活用に関する措置の考え方

第5章第2節と第3節で、文化財の保存・活用に関わる課題解決に向けた大きな流れである【大方針】と課題解決に向けた流れの具体化である【方針】を設定しました。これを踏まえ本章では、具体的な措置はそれぞれの【方針】に紐づけられるものとして設定し、将来像から3つの方向性、現状・課題と大方針、方針とそれに基づく措置までを次ページの体系図に整理しました。方針と措置の概要については、次節において措置の概要表としてまとめています。

なお、措置の実施にあたっての財源は、市費や県費、文化庁及びその他の関係省庁の国庫補助金やデジタル田園都市国家構想交付金、その他民間資金など、様々な方法での確保に努め、関係各所と連携して進めることとします。

### 【措置の概要表の見方】

計画期間中の重点施策は●赤太字で表記

措置の概要を説明

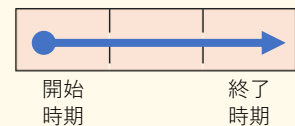
No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
1	●現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査	◎行政	●	●●●●●	●●●●●
	現状の把握が不十分となっている分野・時代の未指定文化財について把握調査を進める。本計画の中では、まず市内の寺社仏閣が所有する古代・中世の美術工芸品の把握に努める。				

#### [取組主体の凡例]

※「◎」：中心となって実施 「・」：協働して参画

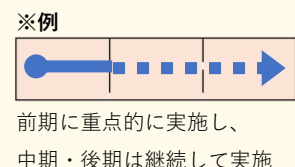
- 行政** : 文化財部局（文化課）/各担当課/県/国
- 市民** : 在住/在勤者、文化財に興味を持つ人々
- 所有者** : 文化財の所有者及び管理団体・伝承団体
- 審議会** : 佐倉市文化財審議会/佐倉市市民文化資産運用委員会/  
井野長割遺跡検討委員会など
- 学識者** : 学識経験者/専門機関/高等教育機関
- 民間団体** : 民間事業者/ボランティア団体/観光団体ほか
- 学校** : 市内/市外の小・中・高

#### [実施期間の凡例]

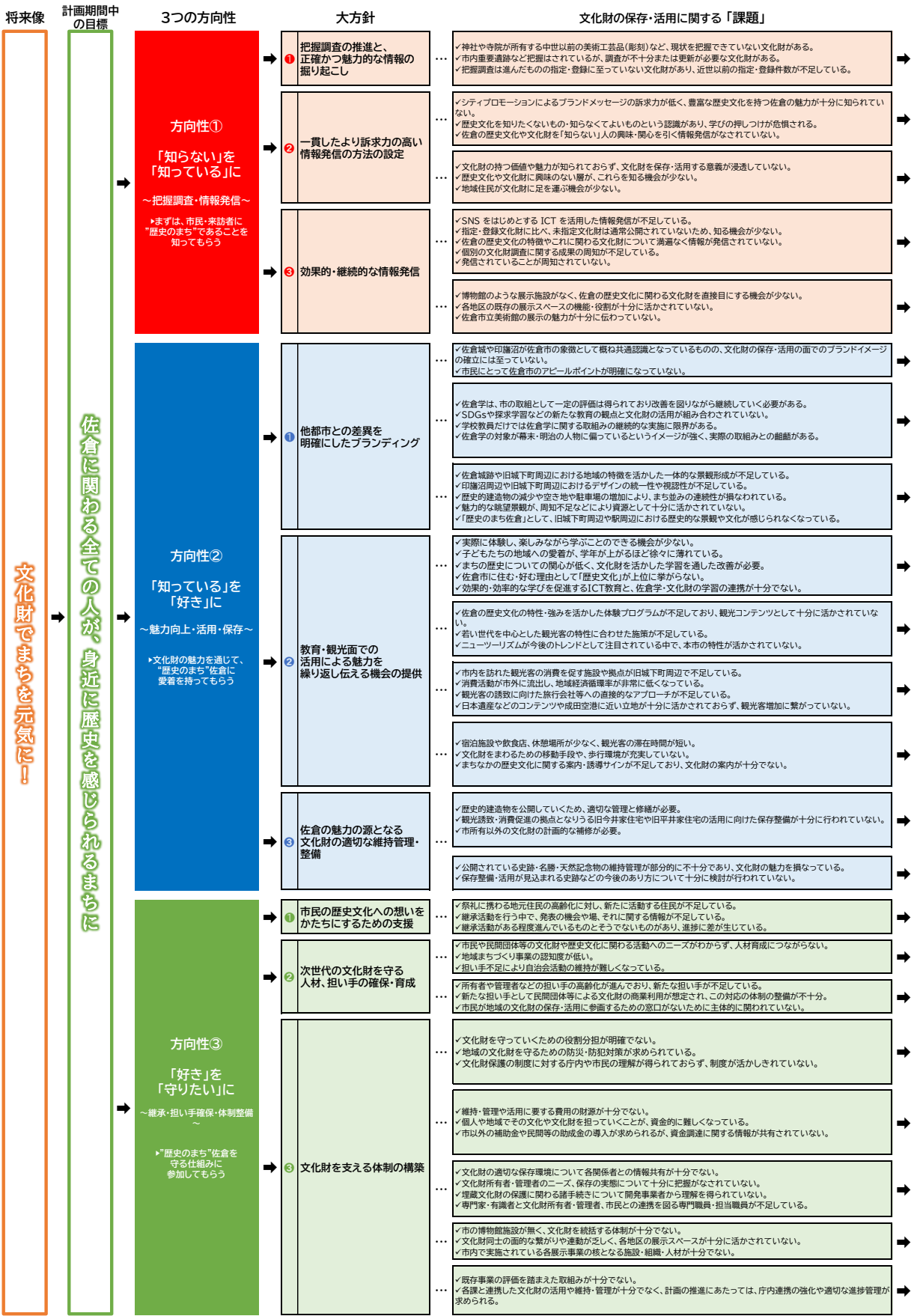


**実線** : ●————→  
重点的に実施する時期を示す

**点線** : ●●●●●→  
継続して実施する時期を示す



# 【文化財の保存・活用に関する措置の体系図】





文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用に関する措置(●赤字は重点施策)

➡ ① 情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進	...	1 ●現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査
	...	2 市内重要遺跡の調査
	...	3 把握調査が完了した文化財の指定・登録の推進
➡ ② 佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出	...	4 ●佐倉の歴史文化を「知らない」人をターゲットとしたメッセージの整理・検討
➡ ③ メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発	...	5 ●文化財のもつそのものの価値や魅力を深く知ってもらう「追体験」の企画・実施
	...	6 ●文化財の持つそのものの価値や魅力に別の価値を付加する「新体験」の企画・実施
➡ ④ 既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信	...	7 ●若い世代を対象としたSNS等の活用による戦略的な情報発信
	...	8 ●文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売
	...	9 ●佐倉市デジタルアーカイブによる情報公開の推進
	...	10 他部署事業や民間企業、ボランティア団体、市民の取り組みと連携した情報発信の推進
➡ ⑤ 歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実	...	11 ●歴史文化に関する実物の文化財の展示と各地区の展示スペースの機能・役割の見直し
	...	12 佐倉市立美術館における城下町の歴史文化を踏まえた展示の企画・実施
➡ ⑥ 佐倉城や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立	...	13 ●シティプロモーションにおける城下町や印旛沼に関する魅力の明確化
	...	14 「3つとなり」を踏まえたターゲットの明確化
➡ ⑦ 佐倉学に関する事業・体制の見直し	...	15 ボランティア団体などの地域人材を活用した講師の育成・研修の実施
	...	16 ●佐倉学におけるSDGsや探求学習などの新しい観点による幅広い文化財の活用
	...	17 佐倉学のコンテンツの情報共有を図るための庁内各課との連携体制の構築
➡ ⑧ 「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成	...	18 周囲の修景などによる景観の視認性・統一性の向上
	...	19 まち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導
➡ ⑨ 体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開	...	20 文化財の現地見学や文化施設を活用した出前講座・検定の実施
	...	21 ●各小学校区を対象とする「わがまち調査団」(仮)の結成
	...	22 ●佐倉市GIGAスクール構想と連携したICTを活用した情報教育の展開
➡ ⑩ 本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開	...	23 ●日本遺産を活用した体験プログラムの造成・販売・ブラッシュアップ
	...	24 ●「学び」のコンテンツを活かした校外学習・教育旅行の誘致
	...	25 ニューツーリズムと潜在的なコンテンツを融合させた新たな観光スタイルの提案
➡ ⑪ 観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築	...	26 「城下町地区」における観光拠点の整備
	...	27 県や他自治体、観光協会、旅行会社等と連携したキャンペーンの実施
➡ ⑫ 誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化、環境整備	...	28 拠点間をつなぐ交通手段の整備によるアクセシビリティの向上
	...	29 快適なまち歩き空間の創出と休憩場所の整備
	...	30 各地区の展示施設や観光施設、飲食店等と連携したモデルコースの作成と相互利用の促進
	...	31 文化財に関するマップやデジタルデバイスと連動した案内板の設置
➡ ⑬ 歴史的建造物の保存整備	...	32 ●文化財施設をはじめとする歴史的建造物の日常的な管理と周期的な保存修理
	...	33 ●旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備
	...	34 個人や寺社所有文化財の計画的な補修・大規模修繕の検討・促進
➡ ⑭ 史跡・名勝・天然記念物の管理整備	...	35 公開されている史跡・名勝・天然記念物の管理整備
	...	36 井野長割遺跡などの史跡の保存整備の促進・活用あり方の検討
➡ ⑮ 伝統芸能活動団体を「地域を元気にするプレイヤー」に	...	37 ●地域の伝統芸能の普及の促進
	...	38 ●継承活動におけるモデルケースの確立とノウハウ波及に向けた支援
➡ ⑯ 市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築	...	39 文化財や歴史文化に関わる市民や民間団体等のニーズの把握
	...	40 自治会が実施する地域まちづくり事業の支援
➡ ⑰ 歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承	...	41 民間団体等による短期・長期的な文化財の利活用の促進
	...	42 文化財の保存・活用を担うボランティア団体の活動支援や窓口の設立
➡ ⑱ 文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築	...	43 文化財に関わる各主体の役割分担の明確化とその周知
	...	44 適切な保存・管理や防犯対策に向けた定期的な見回りとヒアリングの実施
	...	45 災害発生時の文化財の状況把握・保存整備の体制構築
	...	46 今後の市独自の文化財登録制度の検討
➡ ⑲ 文化財を守るための持続可能な財源の確保	...	47 ●文化財の所有者・管理者・伝承団体への補助金の交付や民間助成金の導入支援
	...	48 ●文化財施設の入館料・使用料などの収入の維持・拡大
	...	49 ふるさと納税・クラウドファンディングの導入による財源の維持・拡大
	...	50 資金調達に向けた継続的な情報収集の実施
➡ ⑳ 文化財の望ましい保存環境の構築・提案	...	51 ●保存環境の実態に関する調査とより望ましい保存環境の構築・提案
	...	52 ●埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きの見直し
	...	53 文化財所有者・管理者や関連機関との連携を図る専門職員・担当職員の育成
➡ ㉑ 展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」	...	54 ●展示スペースの確保・維持とネットワーク化
	...	55 文化財の保存・活用を担う文化財担当部局としての体制と人材の確保
➡ ㉒ 地域計画の推進・進行管理による実効性の確保	...	56 既存の施策・事業や他市町の取り組みの評価・検証
	...	57 地域計画の推進に向けた進捗管理体制の確立
	...	58 定期的な評価・検証を踏まえた段階的な施策の展開

## 第2節 文化財の保存・活用に関する措置

### 方向性① 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～

#### 【大方針① 把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし】

#### ▶方針① 情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進



把握調査が十分でない美術工芸品をはじめとする未指定文化財の把握調査を進めていきます。あわせて市内重要遺跡の調査を計画的に行います。これらの成果をもとに未指定文化財の指定・登録を進め、文化財の保護をより確かなものとしていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
1	●現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査	◎行政			
	現状の把握が不十分となっている分野・時代の未指定文化財について把握調査を進める。本計画の中では、まず市内の寺社仏閣が所有する古代・中世の美術工芸品の把握に努める。				
2	市内重要遺跡の調査	◎行政			
	市内重要遺跡にリストアップされている遺跡の調査を進める。計画的に調査を実施するとともに、調査報告書の編集・刊行を行う。				
3	把握調査が完了した文化財の指定・登録の推進	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・審議会			
	未指定文化財のうち、把握調査が完了し指定・登録にふさわしい文化財の状況を整理し、所有者との調整を図ったうえで、それぞれの指定・登録を推進する。特に考古資料、美術工芸品には未指定ながら重要な文化財が多く所在するため、これらを優先して行う。				

## 【大方針② 一貫したより訴求力の高い情報発信の方法の設定】



### ▶方針② 佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出

佐倉の歴史文化を「知らない」人や初学者をターゲットとして、こうした層に向けてどのようなメッセージが有効であるかを整理・検討し、一貫した情報発信が行うことができるようにしていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
4	●佐倉の歴史文化を「知らない」人をターゲットとしたメッセージの整理・検討	◎行政 ・市民 ・民間団体			
	佐倉の文化財、歴史文化に関する情報発信を行っていきうえで、これを「知らない」人に向けて、どういった情報を発信するのか、その内容、手段を整理・検討し明確にする。整理・検討にあたっては、佐倉市シティプロモーション戦略を参照しながら、発信の方法・内容が押し付けにならないようなあり方、時代の流行・潮流を考慮する。情報発信を継続するなかでも、その反応、リーチ数などを参考に改善を図りながらより効果的な情報発信の方法を模索していく。				

### ▶方針③ メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発

今後も「追体験」と「新体験」の2つの方向性による普及啓発を継続するとともに、方針②で整理・検討したメッセージを踏まえたものへと改善を図ることで、文化財の保存・活用の意義を効果的に伝えていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
5	●文化財の持つそのものの価値や魅力を深く知ってもらう「追体験」の企画・実施	◎行政 ・市民 ・民間団体			
	文化財の持つそのものの価値や魅力をより深く知ってもらうための普及啓発事業を行う。歴史考証を十分に行い、リアリティ追求のための専門的な知識とそれをどのように提示するのかの工夫を図り、佐倉の歴史文化、文化財を知る特別な機会を提供する。 例としては、甲冑試着会、サムライ散歩などの桜の武家文化の追体験、井野長割遺跡での縄文時代のくらし体験、土器づくり体験のほか、最先端の映像技術（VR/AR）などが挙げられる。				
6	●文化財の持つそのものの価値や魅力に別の価値を付加する「新体験」の企画・実施	◎行政 ・市民 ◎民間団体			
	文化財が持つそのものの価値や魅力に、別の価値や魅力を付加したより効果的な普及啓発事業を行う。文化財そのものが持つ雰囲気の良いなどを活かし、専門家だけの目線によらないアプローチや既存の枠にとらわれないアイデアを具体化し、これまでに興味のなかった層へ佐倉の歴史文化、文化財を知る機会を増やしていく。 例としては、佐倉城跡でのアート＆クラフトフェア・チバ「にわのわ」、旧堀田邸での音楽イベント「庭と音楽と夕暮れ」やスマートフォン向けRPGアプリ「天倫の桜」の活用などが挙げられる。				

【大方針③ 効果的・継続的な情報発信】

▶方針④ 既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信

若い世代を対象とした SNS 等の活用による情報発信をより戦略的に行い、文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売といった既存のツールを今後も活かした情報発信を行います。合わせて、令和5年3月より公開された「佐倉デジタルアーカイブ」という新たなツールも活かしながら効果的な情報発信に努め、他部局や民間企業、団体、市民の取り組みと連携した情報発信を推進していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
7	<p>●若い世代を対象とした SNS 等の活用による戦略的な情報発信</p>	<p>◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体</p>			
	<p>情報発信にあたって、安価で幅広い情報発信が可能な SNS 等のサービスを活用した戦略的な情報発信を行う。現在、様々な SNS が利用されている中で、最新の情報発信に長けた市内の中高生やインフルエンサーへの協力を仰ぎ、これまでアプローチが手薄だった層への定着を図っていく。</p>				
8	<p>●文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売</p>	<p>◎行政 ・学識者</p>			
	<p>『風媒花』や『めぐる たずねる しる佐倉』のように佐倉の文化財や歴史文化を満遍なく紹介する冊子を編集・発行・販売する。また、『佐倉城絵図集成』(仮)のような個別の歴史文化の特徴、調査研究の成果をまとめた冊子の提供も行う情報発信に努める。【方針⑤】の展示の充実とも内容をリンクさせ、計画的に頒布を図る。</p>				
9	<p>●「佐倉市デジタルアーカイブ」による情報公開の推進</p>	<p>◎行政 ・所有者</p>			
	<p>令和5年3月より稼働・公開されている「佐倉市デジタルアーカイブ」上における文化財、歴史文化に関する情報の公開件数を増やし、通常公開していない文化財に触れる機会を提供する。公開にあたっては所有・保存管理などの理由で実際に見ることが難しい美術工芸品や考古・歴史資料などを中心に進める。【措置7】と併用し、より効果的な発信に努める。</p>				
10	<p>他部局事業や民間企業、ボランティア団体、市民の取り組みと連携した情報発信の推進</p>	<p>◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体</p>			
	<p>情報発信にあたって、文化財部局だけでなく、庁内各課で推進している取り組みとの連携を図り、より効果的な発信ともに、他部局事業との相乗効果を促す。また、民間企業やボランティア団体、市民が主体的に行っている既存の取り組みとも連携を図り、地域一体的な情報発信の推進を図る。</p>				

▶方針⑤ 歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実

本市に所在する各地区の展示スペースにおいて、実物の文化財を直接目にする機会を提供し、展示を充実させるとともに、それぞれの機能や役割を見直し、継続的な情報発信に努めていきます。また、佐倉市立美術館においては、城下町の歴史文化を踏まえた展示を企画・実施し、より幅広い展示活動を行います。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
11	<p><b>●歴史文化に関する実物の文化財の展示と各地区の展示スペースの機能・役割の見直し</b></p>	◎行政 ・学識者			
	<p>計画中に挙げた佐倉の歴史文化の特徴を踏まえた実物の文化財に関する展示を行い、常時あるいは定期的に文化財を直接見ることができる機会を提供する。【方針①】によって判明した新たな文化財の把握調査の成果もここで公開していく。また、各地区にいくつかの展示スペースが点在するが、それぞれの機能・役割をもう一度見直し、各地区・各展示スペースの特徴を活かした展示内容の充実を図る。</p>				
12	<p>佐倉市立美術館における城下町の歴史文化を踏まえた展示の企画・実施</p>	◎行政 ・学識者			
	<p>佐倉市立美術館は、かつての城下町の町人地があった場所に位置している地理的な特徴を活かし、城や城下町の歴史文化を踏まえたテーマによる展示を計画し、実施することで美術館の活動自体にもさらなる幅をもたせていく。</p>				

## 方向性②

# 「知っている」を「好き」に ～魅力向上・活用・保存～

### 【大方針① 他都市との差異を明確にしたブランディング】

#### ▶方針⑥ 佐倉城や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立

シティプロモーションにおける佐倉城や印旛沼に関する魅力を明確にし、観光グランドデザインにおけるターゲット戦略である「3つのとなり」において共有します。これを文化財の保存・活用の前提とし、佐倉の歴史文化に基づくブランドイメージの確立を図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
13	<p><b>●シティプロモーションにおける城下町や印旛沼に関する魅力の明確化</b></p>	<p>◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体</p>			
	市内外に向けたシティプロモーション事業と連動し、市の代表的な歴史文化の象徴として、佐倉城や印旛沼に関する魅力を掘り起こし、定住・交流に資するアピールポイントを明確にする。				
14	<p>「3つのとなり」を踏まえたターゲットの明確化</p>	<p>◎行政 ・民間団体</p>			
	佐倉市観光グランドデザイン「観光Wコア構想」におけるターゲット戦略である「3つのとなり」を踏まえ、市内へのツアーの誘致、PRイベントへの参加、市内、成田空港、近隣都市の交通・宿泊業者と連携した商品開発と文化財の活用をつなげていく。				

#### ▶方針⑦ 佐倉学に関する事業・体制の見直し

佐倉学における文化財の活用について事業・体制の見直しを図ります。見直しにあたっては、ボランティア団体など地域人材を活用した講師の育成・研修や、SDGsなどの新しい観点による幅広い情報・教材の導入を検討し、コンテンツの情報共有を図るための庁内各課との連携体制を構築します。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
15	<p>ボランティア団体などの地域人材を活用した講師の育成・研修の実施</p>	<p>◎行政 ◎学校 ・民間団体</p>			
	学校教員だけでなく、文化財と関わりのあるボランティア団体などへの協力を仰ぎ、新たな外部講師の人材の確保、学校教員のスキルアップを図る研修等に参画する。				
16	<p><b>●佐倉学におけるSDGsや探求学習などの新しい観点による幅広い文化財の活用</b></p>	<p>◎行政 ◎学校 ・民間団体</p>			
	SDGsの教育体験プログラムのように、佐倉学における文化財の活用にあたって、SDGsや探求学習など新しい教育の観点を取り入れた事業の実施を検討する。				
17	<p>佐倉学のコンテンツの情報共有を図るための庁内各課との連携体制の構築</p>	<p>◎行政 ・学校</p>			
	佐倉学における幅広い文化財の活用にあたり、庁内各課から佐倉学の題材となり得る情報・教材の提供などの連携を図る。				

▶方針⑧ 「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成

城下町や印旛沼といった佐倉を象徴する地域の景観においてデザイン性・視認性・統一性を向上させ、土地利用に応じたまち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導を促進していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
18	周囲の修景などによる景観の視認性・統一性の向上	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・民間団体		●————→	
	城下町や街道沿いの宿場の趣きを感じさせる景観を継承するため、周辺の土地利用に配慮した景観誘導を行い、文化財やまち並みの視認性を高め、自然と調和した環境と一体的なデザインの形成を図る。				
19	まち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・民間団体		●————→	
	街道周辺の沿道空間における建造物の建て替えや低未利用地の増加などによる景観の魅力低下を防ぐため、建築物や工作物の配置を誘導し、まち並みの連続性を保全・創出する。				

## 【大方針② 教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供】

### ▶方針⑨ 体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開

佐倉学における文化財の活用を進めるにあたり、実際に体験し、楽しみながら学ぶことができる事業を展開します。文化財の現地見学や文化施設を活用した出前講座・検定などに新しい教育の観点を取り入れます。さらに、身近な生活・環境もまた文化財であるという視点を活かし、各小学校の学区の歴史・自然を子どもたちが自ら探求する機会を提供するとともに、「佐倉市 GIGA スクール構想」における ICT の「学び」と文化財の「学び」を結びつけ、情報教育の展開にも寄与していきます。

No.	事業名	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
20	文化財の現地見学や文化施設を活用した出前講座・検定の実施	◎行政 ・学校			
	歴史的建造物や史跡の現地見学や、図書館・美術館・展示スペースなどの文化施設の活動と連携した出前講座や小中学校向けの佐倉学検定を実施するとともに、新しい教育の観点を取り入れ、新たな体験を提供し、佐倉学の定着を図り、佐倉の歴史文化・文化財に対する理解・愛着を深めていく。				
21	<b>●各小学校区を対象とする 「わがまち調査団」(仮)の結成</b>	◎行政 ・学校 ・学識者 ・民間団体			
	身近な生活・環境が文化財であるという視点を活かし、文化財に対する理解・愛着を深めるために、各小学校の学区を対象に子どもたちが自分で自らの暮らす地域の歴史文化を洗い出す「探求学習」の機会を提供する。身の回りの歴史・自然を調査する「わがまち調査団」(仮)を結成し、初期はモデル校による活動を行い、問題点を洗い出しながら参加校を広げる。学校・行政は、調べ方のアドバイスや地域の展示スペースなどでの成果発表の機会を提供し、それらをまとめた冊子の編集・発行などを行い、この学習をサポートする。				
22	<b>●「佐倉市 GIGA スクール構想」と連携した ICT を活用した情報教育の展開</b>	◎行政 ◎学校			
	「佐倉市 GIGA スクール構想」における ICT の「学び」への活用をするうえで、佐倉市の歴史文化、文化財の「学び」との連携を促進する。「佐倉市デジタルアーカイブ」との連携や歴史的建造物や史跡などの現場と学校を ICT によりつなげ見学・説明を行うなどの情報教育を展開していく。				



## ▶方針⑩ 本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開

城下町としての特性を活かした体験プログラムの造成や、「学び」を提供するコンテンツが豊富であることを強みとした校外学習・教育旅行の誘致を図るなど、ニューツーリズムと潜在的なコンテンツを融合させた新たな観光スタイルを提案し、若い世代を中心とした観光客の誘致へと結びつけます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
23	<p><b>●日本遺産を活用した体験プログラムの造成・販売・ブラッシュアップ</b></p>	<p>◎行政 ◎民間団体</p>			
	<p>城下町佐倉における日本遺産「北総四都市江戸紀行」の構成文化財を活かした体験プログラムを行政・観光教委会・民間団体と協働して造成し販売する。販売と並行してモニターツアーなどを実施しながら内容のブラッシュアップを図る。</p>				
24	<p><b>●「学び」のコンテンツを活かした校外学習・教育旅行の誘致</b></p>	<p>◎行政 ・学校 ・民間団体</p>			
	<p>武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの文化財施設や国立歴史民俗博物館、佐倉城跡などの佐倉地区の豊富な「学び」を提供するコンテンツを活かし、校外学習・教育旅行の誘致を図る。</p>				
25	<p>ニューツーリズムと潜在的なコンテンツを融合させた新たな観光スタイルの提案</p>	<p>◎行政 ・民間団体</p>			
	<p>日本遺産、城下町、印旛沼などの特徴を活かしつつ、観光の新たなニーズである「探求」「学び」を結び付けた観光のスタイルの提案を行い、若い世代を中心とした観光客の誘致を図る。</p>				





## ▶方針⑪ 観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築

観光客の誘致・消費促進に向け、佐倉市観光グランドデザイン「観光Wコア構想」の2つの核の1つである「城下町地区」の観光拠点の整備と、日本遺産「北総四都市江戸紀行」の枠組みをうまく活用しながら、インバウンドも意識した県や他自治体、観光協会、旅行会社等との連携体制を構築していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
26	<p><b>「城下町地区」における観光拠点の整備</b></p>	<p>◎行政 ・民間団体</p>			
	<p>佐倉市観光グランドデザイン「観光 W コア構想」の2つの核の1つである「城下町地区」の観光拠点の整備にあたり、佐倉市の歴史文化の特徴を踏まえた要素を強みとして取り込み、より他都市と差異化されたサービスを提供し、観光客の誘致・消費促進につなげる。</p>				
27	<p><b>県や他自治体、観光協会、旅行会社等と連携したキャンペーンの実施</b></p>	<p>◎行政 ◎民間団体</p>			
	<p>日本遺産「北総四都市江戸紀行」の枠組みをうまく活用し、千葉県、成田市、香取市、銚子市とともに各市の観光協会、事業者と連携した取り組み・キャンペーンの実施を図り、インバウンドの促進にもつなげる。</p>				

▶方針⑫ 誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化、環境整備

アクセス性の向上や快適なまち歩き空間の創出、休憩場所の整備により、点在する文化財の間を充填し、滞在時間を延ばします。あわせて各地区の展示施設や観光施設、飲食店との相互利用を促進し、マップやデジタルデバイスと連動した案内板の設置により文化財の視認性・回遊性の向上を図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
28	拠点間をつなぐ交通手段の整備による アクセス性の向上	◎行政 ・民間団体			
	自動車や自転車、バス、鉄道といった各拠点を訪問する交通手段との円滑な接続に向けた結節点の整備や、交通事業者との連携を図る。				
29	快適なまち歩き空間の創出と休憩場所の整備	◎行政 ・民間団体			
	市民や観光客が各拠点内や拠点間を楽しく歩いてめぐることができるよう、安全で歩きやすい空間・導線の整備を図るとともに、回遊者が気軽に利用しやすい休憩場所の配置を検討する。				
30	各地区の展示施設や観光施設、飲食店等と連携した モデルコースの作成と相互利用の促進	◎行政 ・民間団体 ・市民			
	各地区の展示施設や観光施設、飲食店などの観光拠点と歴史文化を関連づけた新たなモデルコースを作成し、文化財の回遊性を向上させるとともに、文化財と観光拠点の相互利用を促進する。				
31	文化財に関するマップやデジタルデバイスと連動した 案内板の設置	◎行政 ・市民 ・所有者			
	案内板の設置にあたっては、既存の関連マップとの整合や、スマートフォンなどのデジタルデバイスとの連動により、文化財の視認性、回遊性の向上を図る。				

### 【大方針③ 佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備】

#### ▶方針⑬ 歴史的建造物の保存整備

すでに整備・公開されている武家屋敷・旧堀田邸・佐倉順天堂記念館などの文化財施設をはじめとする歴史的建造物の日常の適切な管理と周期的な保存修理を計画的に行います。加えて、「城下町地区」の観光誘致・消費促進に向けて、旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備を促進します。さらに、個人や寺社所有の文化財の計画的な補修を進めるための情報を収集し、大規模修繕が必要なものの内容の検討を進め、補助金などの支援も加えながら修繕の具体化を促進します。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
32	<p><b>●文化財施設をはじめとする歴史的建造物の日常的な管理と周期的な保存修理</b></p>	◎行政			
	武家屋敷・旧堀田邸・佐倉順天堂記念館などの文化財施設や佐倉市立美術館のエントランスホールである旧川崎銀行佐倉支店など、すでに保存整備の措置がとられ公開・活用されている歴史的建造物の日常の適切な管理と周期的な保存修理を計画的に行う。				
33	<p><b>●旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備</b></p>	◎行政 ◎民間団体			
	「城下町地区」の観光誘致・消費促進に向け、地区内の旧今井家住宅・旧平井家住宅の効果的な活用・魅力向上のための保存整備のあり方を検討し、観光グランドデザインに即した保存整備を促進する。				
34	<p>個人や寺社所有文化財の計画的な補修・大規模修繕の検討・促進</p>	◎行政 ◎所有者 ・学識者			
	個人や団体、寺社が所有する歴史的建造物などの計画的な補修を進めるための情報を収集する。大規模修繕が必要なものについては、修繕内容の検討を所有者、有識者とともに進め、補助金などの支援を加えながら具体化を促進していく。				

#### ▶方針⑭ 史跡・名勝・天然記念物の管理整備

佐倉城跡や本佐倉城跡・臼井城跡などの史跡や旧堀田正倫庭園などの名勝、天然記念物の適切な維持管理や見学の要件を維持・向上させるための整備を行います。あわせて井野長割遺跡など今後の保存整備・活用が見込まれる史跡についても適切な維持管理を行い、保存・活用のあり方の検討を進めます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
35	<p>公開されている史跡・名勝・天然記念物の管理整備</p>	◎行政			
	すでに公開されている佐倉城跡や本佐倉城・臼井城跡などの史跡、旧堀田正倫庭園などの名勝、天然記念物の適切な維持管理や見学の要件を整え、魅力の維持・向上に努める。				
36	<p>井野長割遺跡などの史跡の保存整備の促進・活用のあり方の検討</p>	◎行政 ・学識者			
	井野長割遺跡など今後の保存整備・活用が見込まれる史跡についても維持管理を適切に行いながら、今後の活用のあり方の検討を進め、保存整備の促進につなげていく。				

方向性③

「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～

【大方針① 市民の歴史文化への想いをかたちにするための支援】

▶方針⑮ 伝統芸能活動団体を「地域を元気にするプレイヤー」に

地域の伝統芸能の普及を促進し、活動団体の支援・育成と市民の理解・関心を高めていきます。その中で、継承活動におけるモデルケースとなりうる団体・事例のノウハウを地域で共有し、これらの団体に文化財で地域を元気にするプレイヤー、アドバイザーとして活躍できるようにします。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
37	●地域の伝統芸能の普及の促進	◎行政 ◎所有者 ・市民 ・民間団体	●—————▶		
	伝統芸能の発表の機会や場、それに関する情報を提供し継続的な支援・育成を行う。合わせて伝統芸能・行事に関する情報を市民向けに発信し、市民の伝統芸能に対する理解・関心を高める。				
38	●継承活動におけるモデルケースの確立と ノウハウ波及に向けた支援	◎行政 ◎所有者 ・民間団体	●—————▶		
	これまで継承活動を行ってきた中で、モデルケースとなりうる団体・事例のノウハウを、これから継承活動を本格化しようとする団体・地域で共有し、得られた成果が波及していくことで、新たな継承活動をスムーズに行うことができるよう支援していく。				

## 【大方針② 次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成】

### ▶方針①⑥ 市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築

次世代の文化財を守る人材や担い手の確保・育成のため、文化財や歴史文化に関わる市民や民間団体のニーズを把握します。また、地域まちづくり事業への支援を継続し、地域住民との連携体制を構築します。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
39	文化財や歴史文化に関わる市民や民間団体等のニーズの把握	◎行政 ・市民 ・民間団体			
	文化財の保存・活用への市民の主体的・継続的な参加を促進するため、文化財や歴史文化に関わる活動等に対する市民や民間団体等のニーズ・実態を把握する。				
40	自治会が実施する地域まちづくり事業の支援	◎行政 ◎市民 ・民間団体			
	自治会などが実施する文化財の保存・活用に関連する地域まちづくり事業に対し、助成金の交付や技術的な支援を行い、地域の課題解決へと結びつけていく。				

### ▶方針①⑦ 歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承

文化財の新たな担い手として注目される民間団体等による文化財の利活用を促進する受け入れ体制を整えていきます。また、文化財の保存活用を担うボランティア団体の活動支援や人材を受け入れるための窓口を設立し、文化財の円滑な継承を進めます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
41	民間団体等による短期・長期的な文化財の利活用の促進	◎行政 ・所有者 ◎民間団体			
	文化財の新たな担い手として、民間団体等による商業利用などの需要を想定し、保存と活用を両立した文化財の収益化に向けた積極的な利活用を促進する。				
42	文化財の保存・活用を担うボランティア団体の活動支援や窓口の設立	◎行政 ◎市民 ・民間団体			
	文化財の保存・活動に関する活動を行っているボランティア団体への活動支援を行うとともに、新たな人材を受け入れるための窓口を設立する。				

### 【大方針③ 文化財を支える体制の構築】

#### ▶方針⑱ 文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築

文化財に関わる各主体の役割分担を見直し、適切な保存・管理や防犯対策に向けた定期的な見回り、ヒアリングを行います。また、災害発生時の文化財の状況把握・保存整備体制を確立します。あわせて、市独自の文化財保護制度のあり方を見直し、持続可能な保存・管理体制へとつなげていきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
43	文化財に関わる各主体の役割分担の明確化とその周知	◎行政 ・所有者 ・審議会 ・民間団体			
	文化財の所有・管理状況を把握し、行政・所有者・管理者・民間団体・事業者といった文化財に関わる様々な主体が文化財の保存・活用に対する共有の認識のもと役割を担っていることを確認、その周知を図る。				
44	適切な保存・管理や防犯対策に向けた定期的な見回りとヒアリングの実施	◎行政 ・所有者 ・民間団体			
	盗難被害などから文化財を守る防犯対策のため、市内の文化財の見回りを実施し、所有者・管理者へのヒアリングを通じて、文化財の保存・管理状況の定期的な確認を行う。				
45	災害発生時の文化財の状況把握・保存整備の体制構築	◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体			
	国・県と連携し、災害発生時における文化財の被害状況の確認と情報共有、円滑な応急措置に向けた体制を構築する。また日常的な文化財防災意識の普及啓発や消防設備などの予防体制の確立を図る。				
46	今後の市独自の文化財登録制度の検討	◎行政 ・審議会 ・学識者			
	佐倉市市民文化資産や市登録有形文化財制度などの市独自の文化財保護の施策の周知と活用を図るとともに、文化財の保存・活用を促進するための制度として、独自の文化財登録制度のあり方を検討する。				

#### ▶方針⑲ 文化財を守るための持続可能な財源の確保

文化財の所有者、伝統芸能活動や史跡の保全・環境整備を行う団体に対して文化財の維持のための補助金の交付、各種民間の助成金などの申請・導入の支援を行います。また、文化財施設の入館料・使用料などの収入の維持・拡大を図るとともに、ふるさと納税などによるさらなる財源の確保に努めます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
47	●文化財の所有者・管理者・伝承団体への補助金の交付や民間助成金の導入支援	◎行政 ・所有者			
	文化財の所有者・管理者・伝承団体の活動を支援するため、佐倉市文化財保存整備事業補助金を交付するとともに、市以外の補助金、民間等の助成金の導入を促すため、それらの情報提供・申請支援を行う。				

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
48	<b>●文化財施設の入館料・使用料などの収入の維持・拡大</b>	◎行政 ・所有者 ・民間団体			
	文化財施設の入館料・施設使用料・撮影使用料による収入を今後も維持・確保していく。あわせて現況分析を行いながら、入館者増・利用者増とかかわる措置と結び付け拡大を図り、財源を確保していく。				
49	<b>ふるさと納税・クラウドファンディングの導入による財源の維持・拡大</b>	◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体			
	ふるさとまちづくり応援寄付推進事業による日本遺産の保存・活用のためのふるさと納税を引き続き導入するとともに、事業の性格を鑑みながらクラウドファンディングなどの資金調達への導入も検討する。				
50	<b>資金調達に向けた継続的な情報収集の実施</b>	◎行政 ・審議会 ・学識者			
	文化財を守るための財源の確保のため、各種補助金、助成金、資金調達のあり方に関する状況の収集に努め、佐倉の文化財の現況・特徴にあわせた導入をはかっていく。				

## ▶方針⑳ 文化財の望ましい保存環境の構築・提案

文化財の保存環境の構築にあたりその実態を調査しニーズを把握したうえで、より望ましい保存環境の提案を行います。また、埋蔵文化財の適切な保存のため諸手続きの見直しや調整に必要な情報の収集に努めます。関連機関から情報提供を受けながら、様々な条件下での保存の可能性を模索していくためにも、専門職員・担当職員のスキルアップを図ります。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
51	<b>●保存環境の実態に関する調査とより望ましい保存環境の構築・提案</b>	◎行政 ◎所有者 ・学識者 ・民間団体			
	個人・団体などが所有する文化財で扱いの難しい美術工芸品、歴史資料の保存環境について、実態の調査と所有者のニーズを把握し、その情報をもとにより望ましい保存環境の構築・提案を行う。				
52	<b>●埋蔵文化財の保護に関わる諸手続きの見直し</b>	◎行政 ・所有者 ・民間団体			
	埋蔵文化財の保護にあたり、将来の保存目的の調査や開発事業と保存との調整に必要な情報を把握する。また事業者からの届出に関するフローや問い合わせ対応、調整などの体制や情報発信に努め、適正かつスムーズな事務処理を行い、適切な保存の措置を講じる。				
53	<b>文化財所有者・管理者や関連機関との連携を図る専門職員・担当職員の育成</b>	◎行政 ・学識者			
	関係機関からの専門的な助言や情報提供を受け、所有者・管理者との調整を図りながら、様々な条件下での保存の可能性を模索することとなる。これに対応するため、専門職員・担当職員は各種研修などに参加し最新の情報を入手しスキルアップを図る。				

## ▶方針⑳ 展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」

各地区の展示スペースを確保・維持し、点在する各展示をネットワーク化し「まちの博物館化」を目指します。そして、これを担う文化財担当部局の体制も確保し、文化財を統括し、マネジメントを担う学芸員をはじめとした専門人材の育成を行います。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
54	<b>●展示スペースの確保・維持とネットワーク化</b>	◎行政			
	各地区の展示スペースの内容・機能の見直しにより今後も確保・維持に努める。また、それぞれの役割を明確にしたうえで面的な繋がりを持たせることで、相互利用の促進に向けた整備を図る。加えて、点在している各展示のネットワーク化による「まちの博物館化」を目指し、市内の文化財の統括や連動を図る。				
55	文化財の保存・活用を担う 文化財担当部局としての体制と人材の確保	◎行政			
	文化財担当部局として適切な人員の配置と体制の確保を図る。その中で学芸員をはじめとする専門人材を確保し、佐倉の歴史文化に生対し文化財のマネジメントを担う人材としての育成を行う。				

## ▶方針㉑ 地域計画の推進・進行管理による実効性の確保

将来像の実現に向け、他市町の取り組みの評価・検証を行いながら、本市における最適な保存活用の手法を選択していきます。そのための地域計画の推進に向けた進捗管理体制を確立し、定期的な評価・検証を踏まえ、段階的な施策の展開を図り実効性を確保していきます。

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間		
			前期	中期	後期
56	既存の施策・事業や他市町の取り組みの評価・検証	◎行政 ◎審議会			
	将来像の実現に向け、文化財の保存・活用に直接的に関わる措置だけでなく、関連する既存の施策・事業や、他市町の取り組みも継続的に評価・検証を行った上で、本市における最適な保存・活用の手法を選択する。				
57	地域計画の推進に向けた進捗管理体制の確立	◎行政 ◎審議会			
	地域計画の推進にあたり、文化財部局だけでなく、関連する庁内他部局との連携強化を図り、文化財審議会による措置の進捗管理を行う。				
58	定期的な評価・検証を踏まえた段階的な施策の展開	◎行政 ◎審議会			
	地域計画の実行性を確保するため、上位・関連計画と連動した各措置の定期的な評価・検証を行い、進捗管理を行う。また、必要に応じて柔軟な見直しを行い、予算・規模を踏まえた段階的な施策の展開を図る。				



### 第3節 文化財の保存・活用に関する推進体制

本市では、行政・民間など様々な人々・団体が文化財の保存・活用に関わっています。

本計画で掲げる将来像・方向性・措置を円滑に進めるにあたって、今後も文化財に関連する専門的な知識・経験・資格を有する人員体制を維持・確保し、スキルアップを図っていきます。また、庁内関係部局との連携・調整に努め、相互の施策の共有・調整を図りつつ、随時、協議・連携の場を設けることで、効果的かつ効果的な事業の推進を目指します。

また、文化財の保存・活用の重要事項については、審議会等の助言・指導を得ながら進め、計画の進捗等について報告を行い、定期的な評価・検証を行います。事業の実施にあたっては関係機関・民間団体と協働し、文化財の所有者・管理団体・継承団体等のニーズを把握しながら進めていきます。県内・県外広域にわたる事業の実施に際しては、県内の関係機関の枠組みをうまく活用することで効果的・効率的な取り組みの推進を図ります。

現状の本市の文化財の保存・活用の推進体制は次の通りです。

#### 【行政】

##### ①佐倉市

本市では、文化財の保存・活用に関する業務全般を文化課文化財班（教育委員会教育部）の所管としています。これに関連する部署と主な業務内容・職員の配置状況は次の表の通りです。

表：佐倉市の文化財の保存・活用の体制（令和5年4月現在）

部署名	主な業務内容	職員の配置状況
<b>教育委員会教育部</b>		
文化課	文化財の保存・活用に関すること 文化・芸術活動の振興に関すること	職員 11 名うち文化財班 8 名 埋蔵文化財の専門職員 5 名 ※ 1 名公益財団法人印旛郡市文化財センター派遣 美術工芸品の専門職員 1 名 民俗文化財の専門職員 1 名
佐倉市立美術館	佐倉・房総ゆかりの作家作品の収集、 展覧会の開催	職員 6 名 美術の専門職員 4 名
社会教育課	生涯学習、佐倉学に関すること、 社会教育施設の管理運営に関すること	職員 8 名
佐倉図書館	図書館施設の管理運営に関すること、 佐倉市史編さん事業に関すること	職員 9 名 市史編さんの専門職員 1 名
指導課	市内幼・小・中学校における教科の指導、 各領域の教育活動に関すること	職員 13 名

<b>産業振興部</b>		
<b>佐倉の魅力推進課</b>	観光施策に関すること、 シティプロモーションに関すること	職員 10 名 ※ 1 名公益社団法人佐倉市観光協会派遣
<b>都市部</b>		
<b>都市計画課</b>	都市計画に関すること、都市景観に関する こと、公共交通に関すること	職員 12 名
<b>公園緑地課</b>	公園・緑地の維持管理に関すること、 公園の民間活用に関すること	職員 16 名
<b>企画政策部</b>		
<b>企画政策課</b>	市政の政策の総合調整に関すること、 ふるさと納税、定住促進に関すること	職員 14 名
<b>広報課</b>	市の広報活動に関すること、 広報紙、広報番組に関すること	職員 10 名

## ②千葉県

文化財の保存・活用に係る千葉県の関係機関には次の組織が挙げられます。

表：県内の関係機関など（令和 5 年 4 月現在）

名称	取組内容	備考
千葉県教育庁教育振興部文化財課	埋蔵文化財の届出等に関する取扱いの協議・決定。国・県指定文化財等に関する業務。文化財の普及・管理に関する業務。文化財の保存・活用に係る国・県・市町村の連絡調整。	
日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会	日本遺産「北総四都市江戸紀行」を活用した北総四都市の地域の活性化・観光振興及び構成文化財をはじめとする歴史的資源の保存・次世代への継承を目的とし各種事業を実施。千葉県文化財課が事務局となり、県と四都市の文化財部門、観光振興部門の他、千葉県観光物産協会、各市の観光協会・商工会議所、国立歴史民俗博物館、房総のむらなどが構成団体となっている。	

## 【審議会】

文化財の保存・活用にかかわる審議会等は次のものがあります。

表：佐倉市の文化財の保存・活用にかかわる審議会等（令和5年4月現在）

名称	審議・取組内容	委員
佐倉市文化財審議会	市の区域内に存する文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。	委員 9 名 委員長 ・濱島正士（建築史） 委員 ・高橋龍三郎（考古学） ・遠山成一（日本中世史） ・外山信司（日本中世文学史） ・原正利（生物） ・是澤博昭（民俗） ・原田一敏（美術工芸） ・高見沢美紀（日本近世史） ・小林裕美（民俗）
佐倉市市民文化資産運用委員会	市民文化資産及び地域文化活動の振興に関する重要事項を調査審議する。	委員 5 名 委員長 ・小島道裕（歴史） 委員 ・水越雅信（芸術） ・森永良丙（建築） ・小野由美子（市民公募） ・坂本朋子（市民公募）
井野長割遺跡検討委員会	国史跡井野長割遺跡の史跡整備、活用について検討する。	委員 6 名 委員長 ・山田昌久（学識経験者） 委員 ・山田康弘（学識経験者） ・田代順孝（学識経験者） ・高橋龍三郎（学識経験者） ・阿部昭典（学識経験者） ・田村孝則（市民公募） ・蕨由美（市民公募）

## 【民間団体】

文化財の保存・活用に係る民間団体・関係機関には次の組織が挙げられます。

表：民間団体・関係機関など（令和5年4月現在）

名称	取組内容	備考
公益財団法人 印旛郡市文化財センター	印旛郡市をはじめとする遺跡等埋蔵文化財の発掘調査事業、文化財保護の普及啓発に関する事業を実施。	
公益社団法人 佐倉市観光協会	佐倉市における観光事業の振興及び地域の活性化に貢献し、地域文化の向上及び地域経済の発展に寄与する事業を実施。	日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会の構成団体
佐倉商工会議所	市内で事業を営む事業者が会員となり、地域における商工業の総合的な発展を図る。	日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会の構成団体
NPO 法人佐倉一里塚	佐倉の歴史遺産を次世代に継承するために、歴史遺産のガイド・佐倉学学習の手伝い・講演事業・イベントなどの活動を進め、ふるさと再生・まちづくりへの有効活用に寄与。	
文化財ボランティアガイド佐倉	佐倉を訪れる人々に、旧堀田邸、武家屋敷、佐倉順天堂記念館等の文化施設を中心にガイドを行い、文化財に対する理解と魅力を広く伝えるとともに新しい佐倉のまちづくりに資する活動を行う。	
にわのわ実行委員会	佐倉城跡（佐倉城址公園）を本会場とするアート・クラフト・地域に密着した食・産業・文化などを柱とした「にわのわアート&クラフトフェア・チバ」を実施。	
佐倉山車人形保存会	市指定文化財「旧佐倉町の祭礼用具」の管理団体。山車・山車人形の修理と引き廻しの復活とともに、山車人形展・シンポジウムなど普及啓発事業も実施し、祭礼文化を活用した地域活性化を推進。	
その他文化財の所有者・管理団体・継承団体		
市内の博物館・資料館及びその他の展示施設等		第2章（6）参照

# 第7章 関連文化財群及び文化財保存活用区域

## 第1節 関連文化財群及び文化財保存活用区域設定の考え方

佐倉市の文化財は、分布や時代が広範囲に及ぶことから、将来像の実現に向けた措置の推進にあたっては、文化財同士の繋がりが乏しく、取組の連動が難しいことが課題としてあげられます。

そこで、本計画では、歴史的・地理的に共通する文化財に一定のまとまりを持たせることで、措置の効果的な推進を図るため、佐倉市における歴史文化の特徴と対応する『関連文化財群』及び『文化財保存活用区域』を設定します。

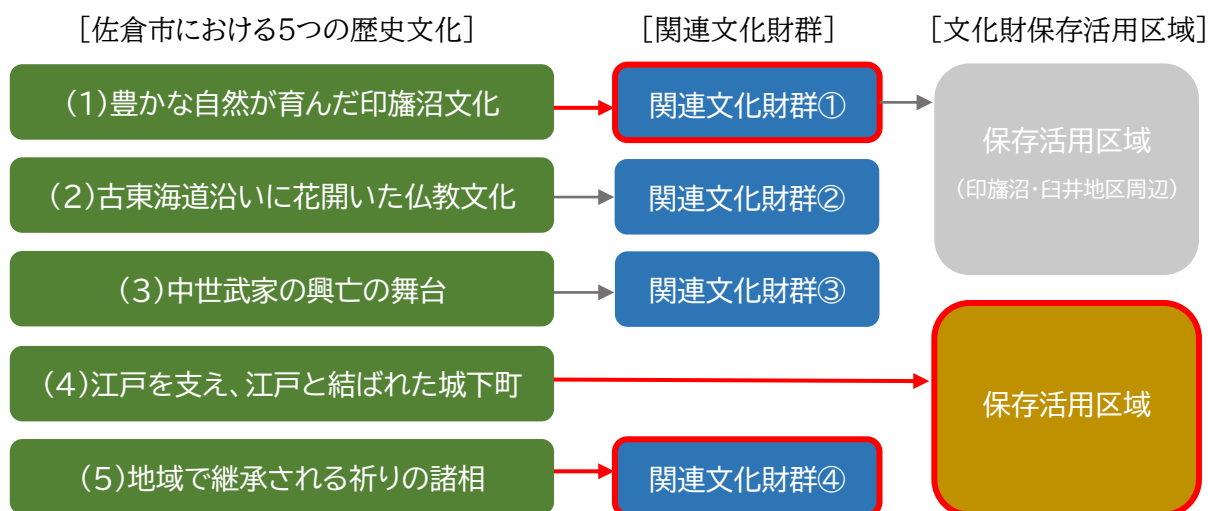
### 【本計画における関連文化財群及び文化財保存活用区域設定の考え方】

本計画では、これまでに佐倉市で培われてきた地域の個性、地域らしさを示す歴史文化の視点から、それぞれの特徴に関連した文化財から構成される関連文化財群と文化財保存活用区域を設定します。関連文化財群は、5つの歴史文化のうち、「豊かな自然が育んだ印旛沼文化」、「古東海道沿いに花開いた仏教文化」、「中世武家の興亡の舞台」、「地域で継承される祈りの諸相」に対応する4つを設定します。本計画の計画期間においては、より具体的な事業の実施が見込まれるものとして、関連文化財群①「豊かな自然が育んだ印旛沼文化」、④「地域で継承される祈りの諸相」に基づいた措置を推進します。

5つの歴史文化のうち、「江戸を支え、江戸と結ばれた城下町」については、関連する文化財が旧城下町周辺に集積し、佐倉市観光ランドデザイン「観光Wコア構想」の「城下町地区」、佐倉市景観計画の「旧城下町歴史景観拠点区域」とも重なることから、文化財保存活用区域を設定し、構成文化財とその周辺環境を含めた一体的な措置を推進します。

なお、関連文化財群②・③、また、関連文化財群①の構成文化財が集積している印旛沼・臼井地区周辺については、次期計画での具体的な措置の推進を見据え、本計画では把握調査や情報発信、ブランディングなどにおけるテーマの一つとして位置付けます。

### 【佐倉市の歴史文化と関連文化財群・文化財保存活用区域の関係】



## 第2節 関連文化財群の概要と措置の推進

### 関連文化財群① 豊かな自然が育んだ印旛沼文化

時代：縄文～近世 / 地域：志津・白井・佐倉・根郷

#### 【本群の概要】

今から約9千年前、印旛沼が海だった縄文時代、入江奥の台地上に上座貝塚や間野台貝塚に代表される貝塚が形成されました。約3千年前、徐々に海退し汽水化した頃、印旛沼南岸には地域の核となる大規模な集落が形成されました。国史跡井野長割遺跡や吉見台遺跡がその代表格です。井野長割遺跡は「環状盛土」が良好に残されており、当時のムラの景観を彷彿とさせます。吉見台遺跡は長軸19mもの巨大な竪穴建物が発見され、白井南中学校に地下保存されています。弥生時代になると、印旛沼を眼下に臨む江原台の台地に大規模な集落が出現し、以後奈良・平安時代まで断続的に集落が営まれるようになりました。

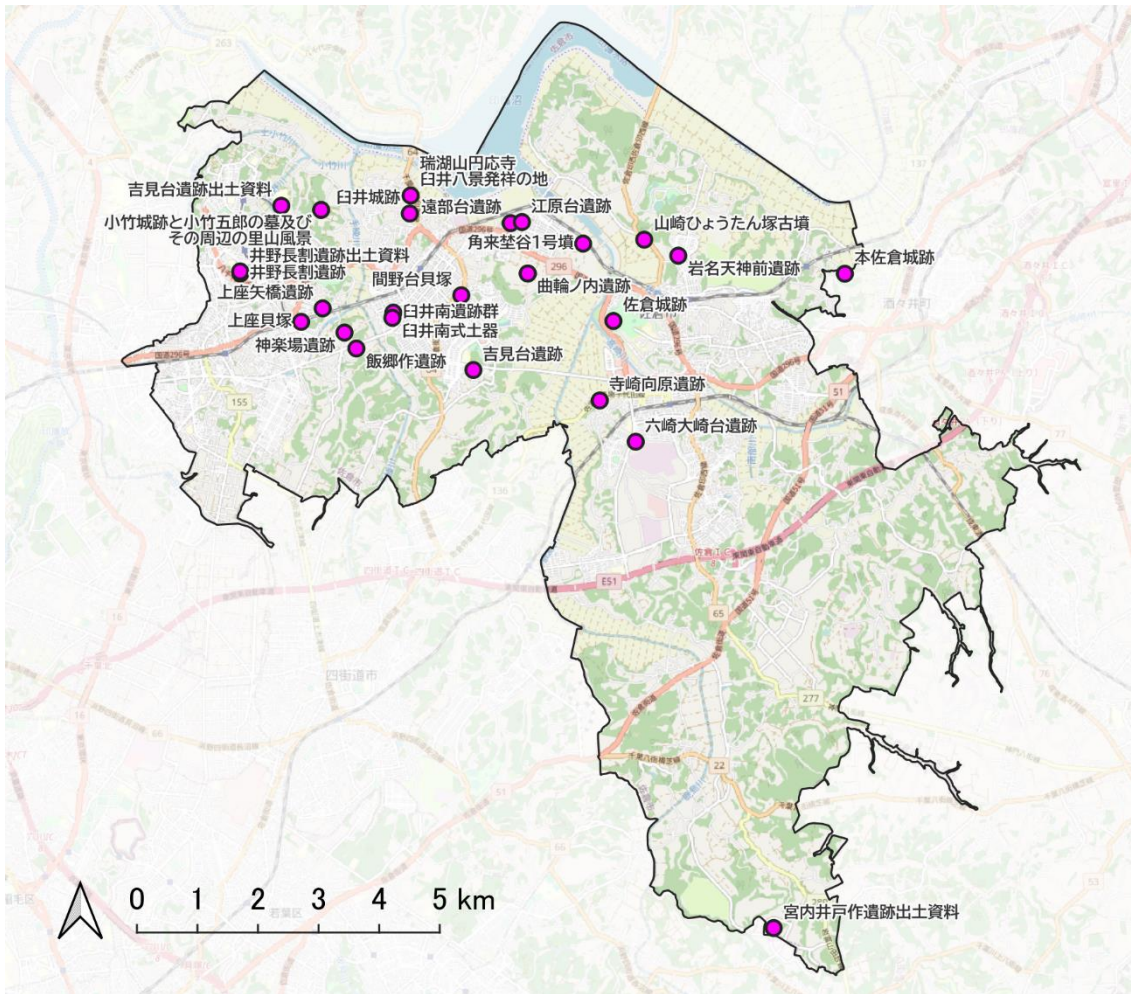
これらの遺跡は、印旛沼とそこに注ぐ鹿島川や手繰川などの河川を背景に育まれた豊かな自然とそこに生息する動植物を対象とした狩猟・採集・漁労活動によって繁栄した原始古代の人々の生活を物語っています。また、丸木舟による水上交通を利用し、遠隔地との盛んな交流があったことがうかがわれます。縄文時代においては、石器の石材のほか土偶や土器などが県外から持ち込まれました。弥生時代には、県内では最古級の「再葬墓」が印旛沼東岸に出現し、印旛沼南岸を中心とする限られた範囲に「白井南式」と呼ばれる特徴的な土器が分布しています。また、六崎大崎台遺跡は「環濠集落」の東限です。古墳時代には、印旛沼から手賀沼、霞ヶ浦一帯に広がる内海に面した台地上に数多くの古墳が分布し、「常総型石枕」と呼ばれる当地域に特徴的な形態をなす副葬品が分布するなど、各時代に印旛沼周辺域固有の文化が醸成されました。これを「印旛沼文化」として捉えることができます。さらに、古墳時代から中世、近世に移行する過程で、印旛沼は生業面だけでなく軍事戦略的にも重要な位置を占めるようになりました。印旛沼沿岸の台地上に数多くの城館・砦跡が分布するのも、その辺りの事情を示しています。

このように、近世以降の河川改修や干拓を経て大きく変貌を遂げた印旛沼ですが、そこから人々は大きな恩恵を受け、日々の衣食住の生活基盤であったことに加え、他地域との交流、交易において密接な関係にあったことが数多く分布する遺跡と遺物を通して知ることができるのです。

## 【本群を構成する文化財】

名称	種別（区分）	指定・登録等
井野長割遺跡	記念物（史跡）	国指定
本佐倉城跡	記念物（史跡）	国指定
上座貝塚	記念物（史跡）	県指定
飯郷作遺跡	記念物（史跡）	県指定
佐倉城跡	記念物（史跡）	市指定
山崎ひょうたん塚古墳	記念物（史跡）	市指定
臼井城跡	記念物（史跡）	市指定
小竹城跡と小竹五郎の墓及びその周辺の里山風景	記念物（史跡）	未指定（市民文化資産）
瑞湖山円応寺 臼井八景発祥の地	記念物（史跡）	未指定（市民文化資産）
間野台貝塚	記念物（史跡）	未指定
神楽場遺跡	記念物（史跡）	未指定
吉見台遺跡	記念物（史跡）	未指定
遠部台遺跡	記念物（史跡）	未指定
江原台遺跡	記念物（史跡）	未指定
岩名天神前遺跡	記念物（史跡）	未指定
臼井南遺跡群	記念物（史跡）	未指定
六崎大崎台遺跡	記念物（史跡）	未指定
曲輪ノ内貝塚	埋蔵文化財	未指定
寺崎向原遺跡	埋蔵文化財	未指定
上座矢橋遺跡	埋蔵文化財	未指定
角来埜谷 1 号墳	埋蔵文化財	未指定
曲輪ノ内遺跡	埋蔵文化財	未指定
常総型石枕	有形（考古資料）	未指定
臼井南式土器	有形（考古資料）	未指定
遠隔地との交流を示す石器石材、土偶、土器	有形（考古資料）	未指定
井野長割遺跡出土資料	有形（考古資料）	未指定
吉見台遺跡出土資料	有形（考古資料）	未指定
宮内井戸作遺跡出土資料	有形（考古資料）	未指定

## 【本群の分布】



資料：OpenStreetMap

## 【本群における現状・課題】

- ・ 印旛沼周辺が佐倉市観光ランドデザインの「観光 W コア構想」における核の1つとして位置付けられている。
- ・ 印旛沼は、佐倉城とともに佐倉市の象徴として概ね共通認識されている一方で、市民にとってアピールポイントとなる文化財が明確になっていない。
- ・ 印旛沼周辺に回遊の拠点となる施設や休憩場所が少なく、観光客の滞在時間が短い。

## 【本群の方針】

- 佐倉市を代表する歴史文化の1つとして、本群の構成文化財をアピールポイントとした「印旛沼文化」のイメージを確立し、情報発信を推進します。
- 各観光拠点の回遊性向上を目指す「観光 W コア構想」との連動により、本群の構成文化財を活用するための環境整備を推進します。



【本群に基づく措置】

※措置の概要表の見方については第6章\_第1節を参照

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
①-1	●印旛沼周辺の文化財を“知らない”人や初学者をターゲットとしたメッセージの整理・検討	◎行政 ・市民 ・民間団体	●→		●→	4
印旛沼文化に関する情報発信を行っていくうえで、これを「知らない」人に向けて、どういった情報を発信するのか、関連文化財群の内容や発信手段を整理・検討し、明確にする。						
①-2	●SNS や「佐倉市デジタルアーカイブ」の活用による印旛沼文化に関する戦略的な情報発信	◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体	●→	→	→	7・9
印旛沼文化に関する情報発信にあたっては、安価で幅広い情報発信が可能な SNS 等のサービスや「佐倉市デジタルアーカイブ」を活用し、未指定文化財に関する普及啓発についても関連文化財群に基づいて戦略的に推進する。						
①-3	●印旛沼周辺の文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売	◎行政 ・学識者	●→	→	→	8
関連文化財群やその歴史文化を紹介する冊子を編集・発行・販売する。						
①-4	佐倉市観光グランドデザインにおける他部局事業と連携した情報発信の推進	◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体	●→	→	→	10
印旛沼文化に関する情報発信にあたっては、佐倉市観光グランドデザインにおいて推進している他部局の取り組みとの連携を図り、より効果的な発信とともに、各事業との相乗効果を促す。						
①-5	●印旛沼文化に関する実物の文化財展示の推進	◎行政 ・学識者	●→	→	→	11
印旛沼文化の特徴を踏まえた実物の文化財に関する展示を行い、常時あるいは定期的に文化財を直接見ることができる機会を提供する。						
①-6	●シティプロモーションにおける印旛沼文化に関する魅力の明確化	◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体	●→		●→	13
市内外に向けたシティプロモーション事業と連動し、関連文化財群を印旛沼文化の象徴として、その魅力を掘り起こし、定住・交流に資するアピールポイントを明確にする。						
①-7	「3つのとなり」を踏まえた印旛沼文化におけるターゲットの明確化	◎行政 ・民間団体		●→	→	14
佐倉市観光グランドデザイン「観光Wコア構想」におけるターゲット戦略である「3つのとなり」を踏まえ、印旛沼文化に関する魅力を掘り起こし、アピールポイントを明確にする。						
①-8	●SDGsやICTを活用した探求学習など新しい観点による幅広い佐倉学・印旛沼文化の活用	◎行政 ◎学校 ・民間団体		●→	→	16・22
SDGsの教育体験プログラムや「佐倉市GIGAスクール構想」におけるICTの「学び」への活用のように、印旛沼の歴史文化の活用にあたって新しい教育の観点を取り入れる。						
①-9	ニューツーリズムと印旛沼周辺のコンテンツを融合させた新たな観光スタイルの提案	◎行政 ・民間団体	●→	→	→	25
関連文化財群が集積する印旛沼周辺の特徴を活かしつつ、観光の新たなニーズである「探求」「学び」を結び付けた観光のスタイルの提案を行っていく。						

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
①-10	印旛沼周辺の文化財の関連マップや案内板の設置	◎行政 ・市民 ・所有者				31
	案内板の設置にあたっては、既存の関連マップとの整合や、スマートフォンなどのデジタルデバイスとの連動により、関連文化財群の視認性や印旛沼周辺の回遊性の向上を図る。					
①-11	印旛沼文化に関わる史跡の管理整備と活用のあり方の検討	◎行政 ・学識者				35・36
	印旛沼文化に関わる史跡の適切な維持管理や見学の要件を維持・向上させるための整備を行い、今後の活用のあり方の検討を進め、保存整備の促進につなげていく。					
①-12	<b>●本群に関わる既存の展示スペースの確保・維持とネットワーク化</b>	◎行政				54
	本群に関わる既存の展示スペースを今後も確保・維持し、それぞれの内容・機能を見直し、つながりをもたせ、役割を明確にしたうえで、相互に利用してもらえるように整備を図る。また、他の展示スペースや各文化財とのネットワーク化によって「まちの博物館化」を目指す。					

## 関連文化財群② 古東海道沿いに花開いた仏教文化

時代：飛鳥・奈良・平安 / 地域：和田・弥富・根郷

### 【本群の概要】

西暦 701 年に大宝律令が制定され、佐倉は下総国印旛郡となりました。平安時代の百科事典『和名類聚抄』には、下総国の 91 もの郷名の記載があり、長隈郷や烏矢郷、余戸郷などは佐倉市にあったと考えられています。当時の政府は、国を治るために都を起点とした幹線道路を整備しました。東京湾から香取海を越えて常陸国を結ぶ道路は古東海道と呼ばれ、佐倉市域を南北に延びる現在の国道 51 号線に近いルートが想定されており、沿線上に多くの仏教関連の遺跡が見つっています。

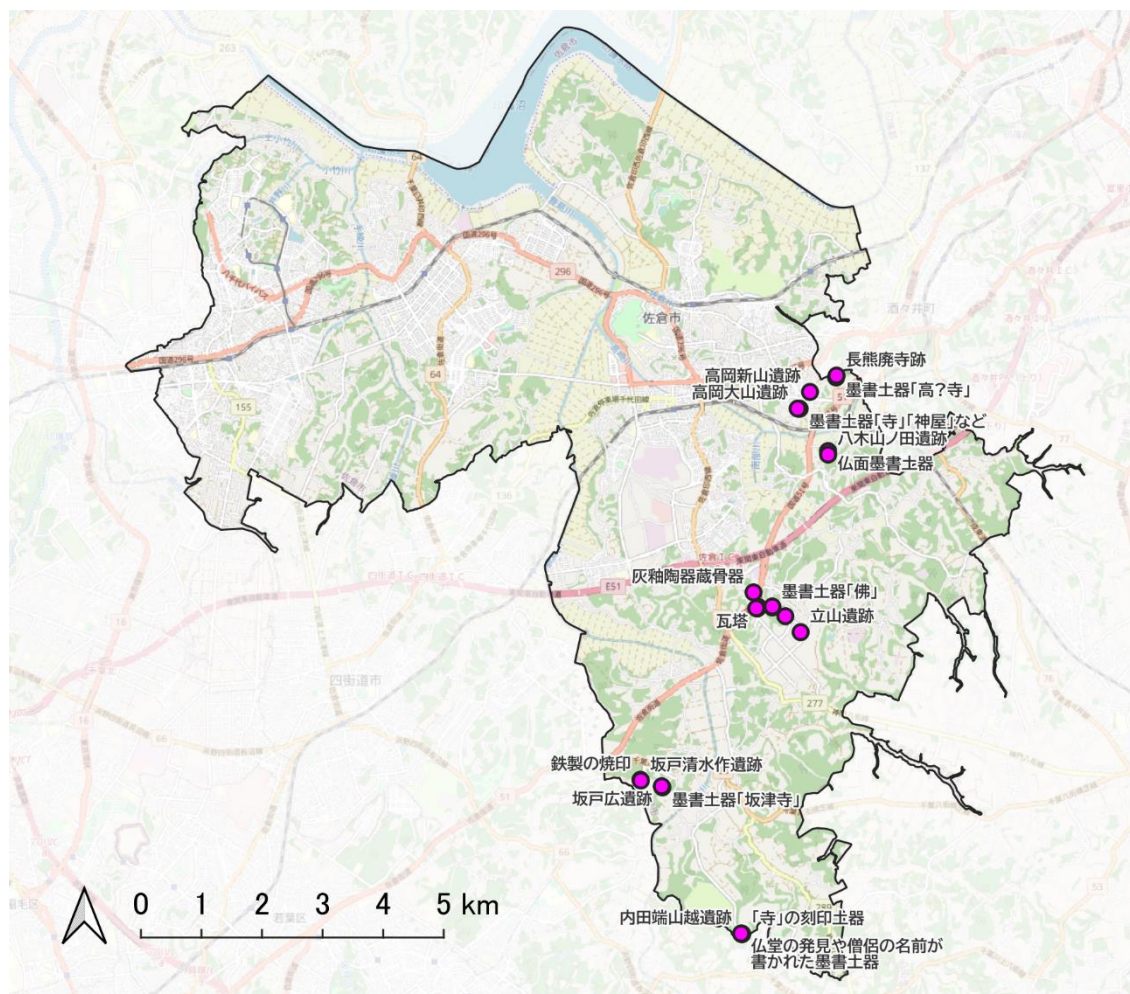
仏教信仰に関わる中心的な遺跡である奈良時代創建の長熊廃寺は瓦葺の寺院で、出土した「高罌寺」の墨書土器から当時は高岡寺と呼ばれていました。近隣の高岡新山遺跡では、成人男性の火葬骨が納められた灰釉陶器蔵骨器が出土していますが、火葬は仏教の葬法であり、仏教文化の浸透を見ることができます。同じく隣接する高岡大山遺跡は役所のような公的機関であった可能性があり、「寺」「神屋」など 600 点以上の墨書土器が発見された佐倉市を代表する遺跡です。古東海道沿いには他にも八木山ノ田遺跡で「仏面墨書土器」が発見され、南広遺跡では墨書土器「佛」、六拾部遺跡では墨書土器「白井寺」、瓦塔などの仏教に関わる多くの遺物が、坂戸遺跡群では「坂津寺」の墨書土器の他、牛馬や木製品に用いたと考えられる鉄製の焼印が出土しており、佐倉市に存在したとされる「鳥取駅家」周辺での馬の飼育や所有に関わる遺物であった可能性があります。また、古東海道から少し南に離れた内田端山越遺跡では仏堂の発見や僧侶の名前が書かれた墨書土器が出土するなど仏教色の強い遺跡でありつつ、須恵器製作集団が住んでおり、須恵器窯跡や集落から出土した「寺」の刻印土器の存在は、須恵器生産に寺が関与したことを示しています。その製品の出荷には鹿島川の水運と古東海道の陸路を利用したと考えられ、他にも古東海道沿いの遺跡からは、役人が身に着けた帯金具や地域間交流を示す搬入土器が集中して見つっています。

このように陸路である古東海道を介して、当時の最先端の文化や技術がもたらされた佐倉は、都から派遣された多くの役人や技術者の活発な往来がある交通の要衝として栄えた場所であり、印旛地域の仏教信仰の中心地として繁栄を迎えました。

【本群を構成する文化財】

名称	種別（区分）	指定・登録等
墨書土器「寺」「神屋」など多数出土（高岡大山遺跡）	有形（考古資料）	未指定
搬入土器	有形（考古資料）	未指定
役人が身に着けた帯金具	有形（考古資料）	未指定
「寺」の刻印土器（内田端山越窯、内田端山越遺跡）	有形（考古資料）	未指定
仏堂の発見や僧侶の名前が書かれた墨書土器（内田端山越遺跡）	有形（考古資料）	未指定
鉄製の焼印（坂戸清水作遺跡）	有形（考古資料）	未指定
墨書土器「坂津寺」（坂戸広遺跡）	有形（考古資料）	未指定
墨書土器「高正寺」（長熊廃寺）	有形（考古資料）	未指定
墨書土器「白井寺」（六拾部遺跡）	有形（考古資料）	未指定
墨書土器「佛」（南広遺跡）	有形（考古資料）	未指定
瓦塔（六拾部遺跡）	有形（考古資料）	未指定
仏面墨書土器（八木山ノ田遺跡）	有形（考古資料）	未指定
灰釉陶器蔵骨器（高崎新山遺跡）	有形（考古資料）	未指定
内田端山越窯の須恵器	有形（考古資料）	未指定
長熊廃寺跡	記念物（史跡）	県指定
八木山ノ田遺跡	記念物（史跡）	未指定
六拾部遺跡	記念物（史跡）	未指定
鳥取駅家の推定地	記念物（史跡）	未指定
高岡新山遺跡	埋蔵文化財	-
高岡大山遺跡	埋蔵文化財	-
坂戸清水作遺跡	埋蔵文化財	-
坂戸広遺跡	埋蔵文化財	-
南広遺跡	埋蔵文化財	-
内田端山越遺跡	埋蔵文化財	-
栗野Ⅰ遺跡	埋蔵文化財	-
立山遺跡	埋蔵文化財	-

## 【本群の分布】



## 【本群における現状・課題】

- ・奈良時代の寺院周辺で仏教文化が栄えた古代の佐倉について、市民が学習する機会や見学できる文化財が少ない。
- ・発掘調査で発見された文化財だけでは、古代佐倉の歴史文化の全体像を把握できない。

## 【本群の方針】

- 小中学校や公民館などでの出前授業や佐倉学講座で、地域の身近な歴史について学習する機会を設け、併せて情報発信を推進していく。
- まだ発見されていない古東海道の遺構や駅家に関わる遺跡の追加調査の検討を行う。

## 関連文化財群③ 中世武家の興亡の舞台

時代：中世～近世 / 地域：佐倉・白井・弥富・和田

### 【本群の概要】

中世の佐倉は千葉氏をはじめとする武家が台頭し離散集合を繰り返しながら、近世の全国的な統一政権の樹立の中に向かっていきました。佐倉はこうした中世の武家の興亡の舞台となり、その記憶が色濃く刻まれた地域のひとつといえます。

鎌倉幕府の成立にともない、千葉氏は常胤の代に有力御家人の地位を確立し佐倉市域を支配下に置きました。一方、以前より市域の荘園・地域を支配していた白井氏をはじめとする在地領主は勢力を失いました。その後、南北朝の動乱の中、白井氏は興胤の代に足利尊氏に仕え各地を転戦し、その功により白井の地を安堵され、興胤は白井氏中興の祖となりました。白井城の基礎が築かれたのもこの頃とされています。

享徳3年(1454)に享徳の乱がおこると、千葉氏をはじめとする下総の武家も分裂し関東地方が戦国の動乱に巻き込まれていきました。その中で、千葉氏は本拠を本佐倉城に移し、城は下総の政治・文化・経済の中心となりました。下総の名族たる千葉氏の権勢・栄華は、本佐倉城が戦国末期には10の郭を持つ巨大城郭に発達したことや主殿・会所をはじめとする屋敷群や威信材をはじめとする遺物からうかがわれます。白井城では二度の大きな合戦があり、時代とともにその縄張りが拡張され、白井田宿内砦をはじめとする支城も築かれました。16世紀中ごろには、城主も千葉氏重臣の原氏に代わり、原氏は小田原北条氏と結んで主家である千葉氏をしのぐ勢力へと成長しました。

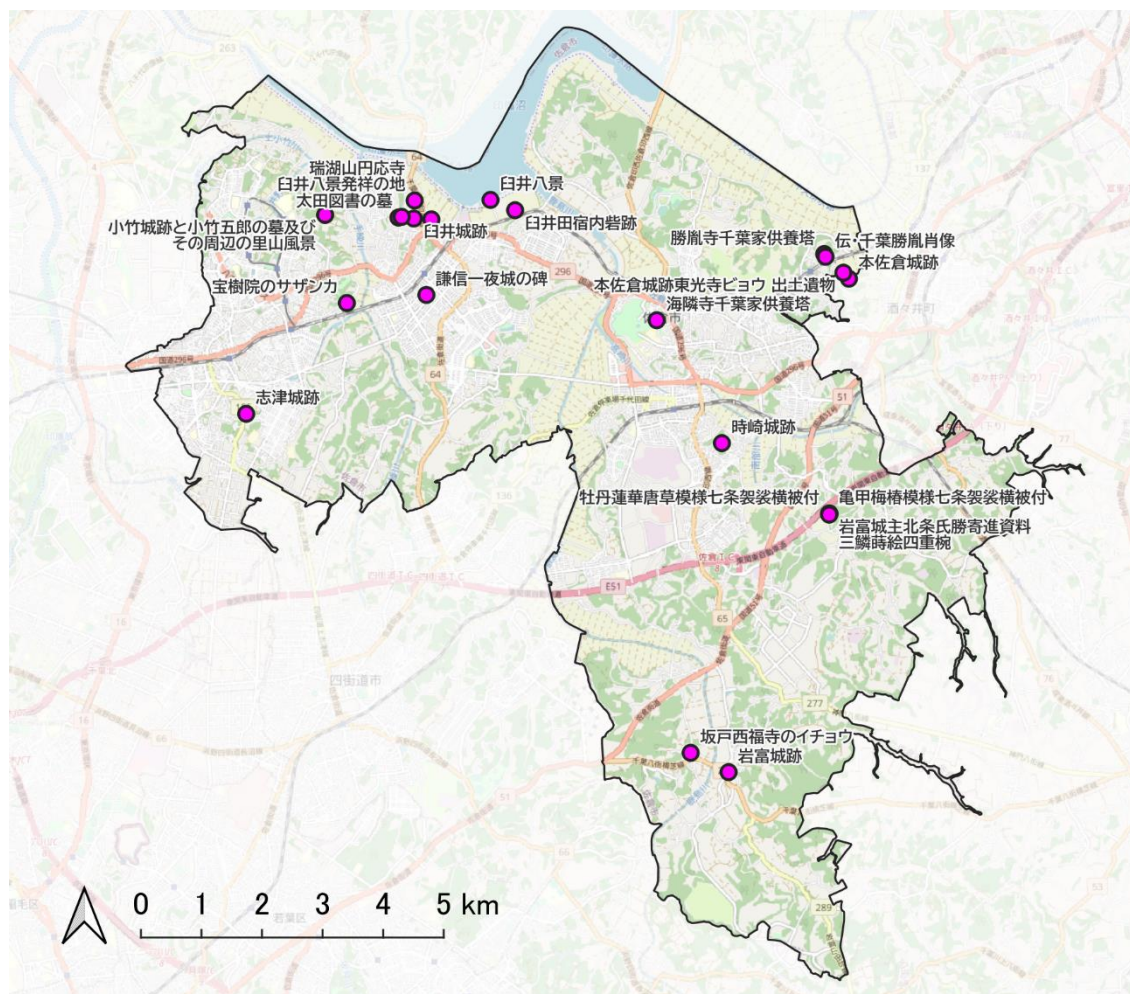
しかし、天正18年(1590)の小田原北条氏滅亡により、佐倉を支配していた武家も大きく様変わりすることとなります。北条氏側についた千葉氏や原氏は所領を没収され、北条氏に代わって関東を支配した徳川家康の一門や家臣が配置されたのです。北条氏の一族であった北条氏勝は豊臣秀吉の小田原攻めの際に降伏し家康の家臣となり原氏に代わって岩富城主となりました。氏勝は直弥の宝金剛寺に厚く帰依し、多くの寄進を行っています。そして、関ヶ原の戦いの後、家康が全国的な支配を進めると佐倉市域にあった中世城郭は徳川家の家臣団の再配置にともない廃され、新たな泰平の時代へと転換していきました。

白井氏や興胤にまつわる伝承や白井城攻めの際に上杉謙信が一夜で築いたという陣城など、佐倉の中世武家の興亡に関わる逸話は、近世に様々なかたちで語られていきました。こうした記憶は記念碑や史跡といった場を通じて現在に至るまで語り継がれ、地域の歴史文化を捉えるうえで欠かせない要素となっています。

## 【本群を構成する文化財】

名称	種別（区分）	指定・登録等
本佐倉城跡	記念物（史跡）	国指定
牡丹蓮華唐草模様七条袷横被付	有形（工芸品）	県指定
亀甲梅椿模様七条袷横被付	有形（工芸品）	県指定
岩富城主北条氏勝寄進資料 三鱗蒔絵四重椀	有形（工芸品）	市指定
臼井城跡	記念物（史跡）	市指定
海隣寺千葉氏供養塔	記念物（史跡）	市指定
勝胤寺千葉氏供養塔	記念物（史跡）	市指定
臼井田宿内砦跡	記念物（史跡）	市指定
坂戸西福寺のイチョウ	記念物（天然記念物）	市指定
宝樹院のサザンカ	記念物（天然記念物）	市指定
時崎城跡	記念物（史跡）	未指定（市民文化資産）
小竹城と小竹五郎の墓及びその周辺の里山風景	記念物（史跡）	未指定（市民文化資産）
瑞湖山円応寺 臼井八景発祥の地	記念物（史跡）	未指定（市民文化資産）
伝千葉勝胤肖像	有形（絵画）	未指定
八木東福院薬師如来坐像	有形（彫刻）	未指定
天正十九年内田村検地帳	有形（歴史資料）	未指定
天正十九年寒風村検地帳	有形（歴史資料）	未指定
出陣次第	有形（歴史資料）	未指定
本佐倉城跡東光寺ビョウ 出土遺物	有形（考古資料）	未指定
岩富城跡	記念物（史跡）	未指定
阿多津の碑	記念物（史跡）	未指定
太田図書 <small>の墓</small>	記念物（史跡）	未指定
謙信一夜城の碑	記念物（史跡）	未指定
星神社（臼井妙見社）	記念物（史跡）	未指定
志津城跡	記念物（史跡）	未指定
臼井八景	記念物（名勝）	未指定

## 【本群の分布】



資料：OpenStreetMap

## 【本群における現状・課題】

- ・構成文化財が市内に広く分布し、武家の離散集合と興亡の歴史がわかりにくいため、理解が十分に進んでいない。
- ・本群の構成文化財や全体像を把握することができる場所や機会が少ない。

## 【本群の方針】

- 本群の特徴をわかりやすく、かつ魅力的なものとして整理し、情報発信を行う。
- 各地区の展示スペースを活かし、繋げることで本群の構成文化財や全体像に触れる機会を提供していく。



## 関連文化財群④ 地域で継承される祈りの諸相

時代：古代・中世・近世・近現代 / 地域：市内全域

### 【本群の概要】

佐倉市内には、古くからの創建にさかのぼる神社仏閣、篤く信仰を集めた仏像彫刻、寄進・奉納された宝物類、現在まで継承される祭礼文化・民俗・芸能など、様々な祈りの場とかがちが現在も残っています。

古代・中世からの創建を今に伝えるのは、古くから十八麻賀多とよばれ佐倉市内や隣接する市町村に18社鎮座する「麻賀多神社」や「大佐倉八幡神社」「鷲神社」「将門山大明神」などが知られています。そして、佐倉城の築城や堀田家が佐倉藩主となった江戸時代、城下には「松林寺」、各地区を代表する「密蔵院薬師堂」「上志津の神社と社叢（八幡神社・天御中主神社）」など、多くの寺院が開かれその様相を今に伝える寺社建築も残っています。これらの信仰の場には、「木造大日如来坐像」（大聖院蔵）など中世にさかのぼる様式を示すものや、「木造金剛力士像」（玉泉寺像）、「木造薬師如来立像」（密蔵院蔵）など鹿島川といった川との関わりで語られる仏像彫刻なども確認されています。加えて、中世・近世に佐倉市域を支配下においた武家の信仰に関わる武具・宝物類が彼らの信仰した麻賀多神社や宝金剛寺といった場に残されていることも特徴的です。

祭礼文化では、現在の佐倉の秋祭りの母体となる「麻賀多神社神輿渡御」や城麻賀多神社神輿の巡幸、先崎鷲神社の神輿渡御、旧佐倉町の祭礼用具である江戸型山車や各町の御神酒所、佐倉囃子など江戸と佐倉独自の祭礼文化の要素が交じり合った祭礼が現在も盛んに行われています。他にも、中世を起源とする「坂戸の念仏」は、現在も坂戸地区の女性たちによって念仏講が組織され、33年に一度の「大十夜」は宗派の別なく地区の一大行事として受け継がれています。また「青菅のどんどれえ」「弥富のどんど焼き」など小正月に行われる行事や「和田地区民俗資料」などは農村の伝統的な生活文化を伝えています。

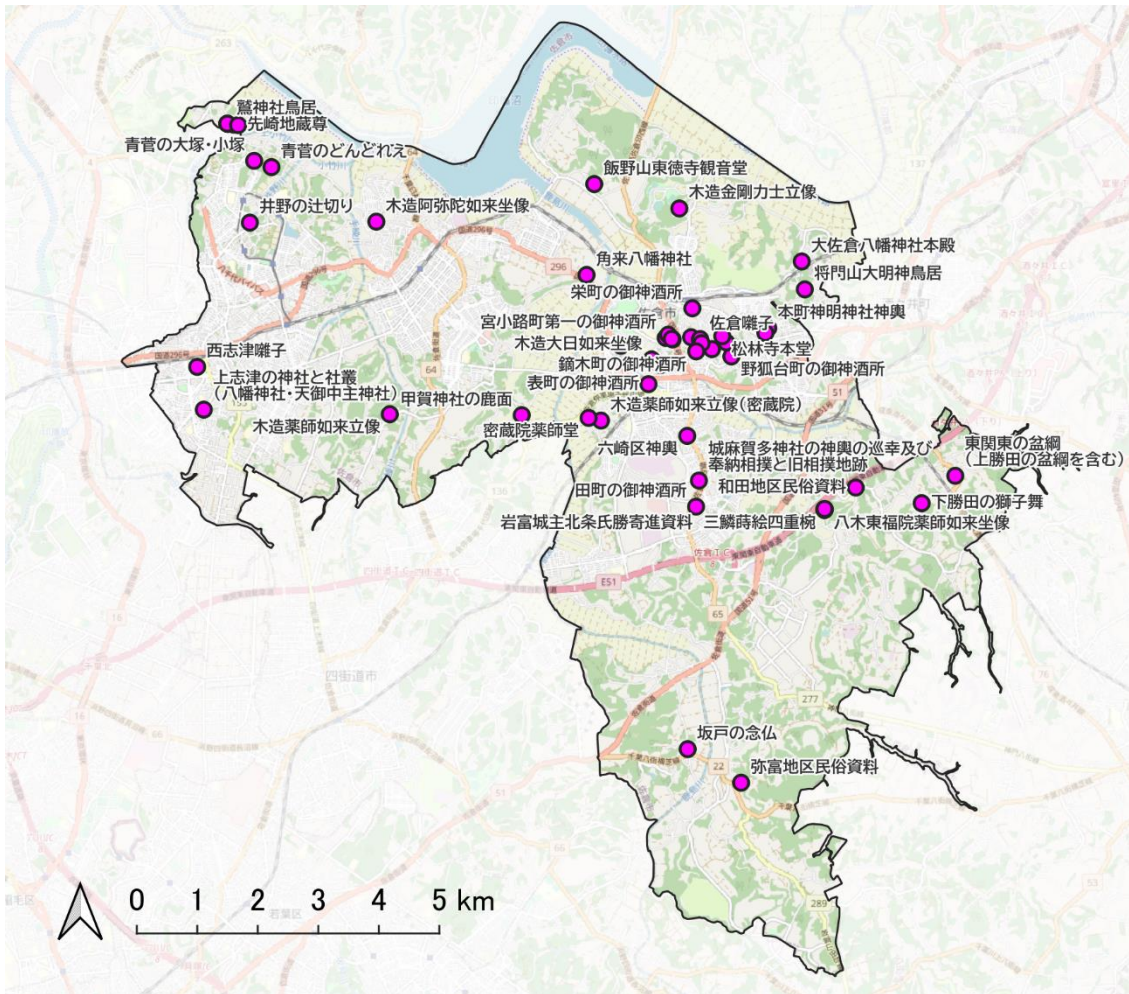
このように、佐倉市内には多くの人々の祈りが寄せられた神社仏閣、人々の信仰や生活、風習にかかわる祭礼や芸能に関わる文化財が広い地域・時代を通して残っています。これらは各地域の個性を現在に伝えるものとして尊重され、地域の人々のためめぬ努力により継承されています。

### 【本群を構成する文化財】

名称	種別（区分）	指定・登録等
東関東の盆綱	民俗（無形）	国選択
松林寺本堂	有形（建造物）	県指定
紫裾濃胴丸 附木箱1合 折紙8通 由緒書1通	有形（工芸品）	県指定
牡丹蓮華唐草模様七条袈裟横被付	有形（工芸品）	県指定
亀甲梅椿模様七条袈裟横被付	有形（工芸品）	県指定
甲賀神社の鹿面	民俗（有形）	県指定
坂戸の念仏	民俗（無形）	県指定
将門山大明神鳥居	有形（建造物）	市指定
鷲神社鳥居	有形（建造物）	市指定
鷲神社本殿 附 宮殿 棟札 御正躰箱	有形（建造物）	市指定
密蔵院薬師堂	有形（建造物）	市指定

鐫木麻賀多神社本殿 附 棟札2枚	有形（建造物）	市指定
大佐倉八幡神社本殿	有形（建造物）	市指定
麻賀多神社神輿	有形（工芸品）	市指定
六崎区神輿	有形（工芸品）	市指定
旧佐倉町の祭礼用具	有形（工芸品）	市指定
岩富城主北条氏勝寄進資料 三鱗蒔絵四重椀	有形（工芸品）	市指定
木造薬師如来立像	有形（彫刻）	市指定
木造阿弥陀如来坐像	有形（彫刻）	市指定
木造大日如来坐像	有形（彫刻）	市指定
木造金剛力士立像	有形（彫刻）	市指定
木造薬師如来坐像及び両脇侍立像	有形（彫刻）	市指定
金銅地藏菩薩坐像	有形（彫刻）	市指定
先崎地藏尊	民俗（有形）	市指定
和田地区民俗資料	民俗（有形）	市指定
佐倉囃子	民俗（無形）	市指定
下勝田の獅子舞	民俗（無形）	市指定
青菅のどんどれえ	民俗（無形）	市指定
麻賀多神社神輿渡御	民俗（無形）	市指定
青菅の大塚・小塚	記念物（史跡）	市指定
上志津の神社と社叢（八幡神社・天御中主神社）	有形（建造物）	未指定（市民文化資産）
表町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
田町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
宮小路町第一の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
並木町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
袋町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
野狐台町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
鐫木町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
栄町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
本町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
先崎鷲神社の神輿及び神輿渡御	民俗（無形）	未指定（市民文化資産）
城麻賀多神社の神輿の巡幸及び奉納相撲と旧相撲地跡	民俗（無形）	未指定（市民文化資産）
西志津囃子	民俗（無形）	未指定（市民文化資産）
角来八幡神社	有形（建造物）	未指定
飯野山東徳寺観音堂	有形（建造物）	未指定
木造薬師如来立像	有形（彫刻）	未指定
八木東福院薬師如来坐像	有形（彫刻）	未指定
本町神明神社神輿	有形（工芸）	未指定
弥富地区民俗資料	民俗（有形）	未指定
佐倉の秋祭り	民俗（無形）	未指定
井野の辻切り	民俗（無形）	未指定
弥富のどんど焼き	民俗（無形）	未指定

## 【本群の分布】



資料：OpenStreetMap

## 【本群における現状・課題】

- ・ 祭礼や伝統芸能に携わる地元住民の高齢化により、活動の継続が危うくなっている。
- ・ 継承活動を行う中で、発表の機会や場とこれらに関する情報が不足している。
- ・ 祭礼や伝統芸能に関する継承活動の進捗に差が生じている。
- ・ 伝統文化の魅力が十分に伝わっておらず、新たに活動に参加する住民が不足している。
- ・ 住民が主体的に祭礼や伝統芸能に関わり、地域の伝統文化に興味を抱くきっかけとなる機会が少ない。
- ・ 個人や地域で歴史文化や文化財を担っていくことが人的・組織的・資金的に難しくなっている。

## 【本群の方針】

- 市民や民間団体等と連携し、本群を構成する祭礼や伝統芸能の繋がりをストーリーとして伝える機会の創出や情報発信を図ります。
- 住民等の参加ニーズを踏まえ、伝統芸能活動団体が“地域を元気にするプレイヤー”として活躍できるための伝統芸能の普及や継承活動に向けた支援を実施します。
- 文化財の所有者・管理者・継承団体の文化財の保存・継承に関する実態・ニーズを踏まえ、今後の確実な継承・担い手確保に向けた支援を実施します。

【本群に基づく措置】

※措置の概要表の見方については第6章\_第1節を参照

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
⑤-1	● <b>伝統文化を“知らない”人や初学者をターゲットとした構成文化財のメッセージ性の整理・検討</b>	◎行政 ・市民 ・民間団体	●→		●→	4
伝統文化に関する情報発信を行っていくうえで、これを「知らない」人に向けて、どういった情報を発信するのか、関連文化財群の内容や発信手段を整理・検討し、明確にする。						
⑤-2	● <b>SNS や「佐倉市デジタルアーカイブ」等の活用による伝統文化に関する戦略的な情報発信</b>	◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体	●→			7・9
伝統文化に関する情報発信にあたっては、安価で幅広い情報発信が可能な SNS 等のサービスや「佐倉市デジタルアーカイブ」を活用し、未指定文化財に関する普及啓発についても関連文化財群に基づいて戦略的に推進する。						
⑤-3	● <b>伝統文化を構成する文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売</b>	◎行政 ・学識者	●→			8
関連文化財群やその歴史文化を紹介する冊子を編集・発行・販売する。						
⑤-4	<b>伝統芸能活動団体と連携した情報発信の推進</b>	◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体	●→			10
伝統文化に関する情報発信にあたっては、民間企業やボランティア団体、市民が主体的に行っている既存の取り組みとも連携を図り、地域一体的な情報発信の推進を図る。						
⑤-5	● <b>地域の祈りの諸相に関する実物の文化財展示の推進</b>	◎行政 ・学識者	●→			11
地域で継承される祈りの諸相の特徴を踏まえた実物の文化財に関する展示を行い、常時あるいは定期的に文化財を直接見ることができる機会を提供する。						
⑤-6	<b>伝統文化を構成する文化財の関連マップや案内板の設置</b>	◎行政 ・市民 ・所有者	●→			31
案内板の設置にあたっては、既存の関連マップとの整合や、スマートフォンなどのデジタルデバイスとの連動により、関連文化財群の視認性の向上を図る。						
⑤-7	<b>地域の祈りの諸相に関する文化財の計画的な補修・大規模修繕の検討・促進</b>	◎行政 ◎所有者 ・学識者	●→			34
案内板の設置にあたっては、既存の関連マップとの整合や、スマートフォンなどのデジタルデバイスとの連動により、関連文化財群の視認性の向上を図る。						
⑤-8	● <b>地域の伝統芸能の普及の推進</b>	◎行政 ・市民 ◎所有者 ・民間団体	●→			37
伝統芸能の発表の機会や場、それに関する情報を提供し継続的な支援・育成を行う。併せて伝統芸能・行事に関する情報を市民向けに発信し、市民の伝統芸能に対する理解・関心を高める。						
⑤-9	● <b>継承活動におけるモデルケースの確立とノウハウ波及に向けた支援</b>	◎行政 ・所有者 ・民間団体	●→			38
これまで継承活動を行ってきた中で、モデルケースとなりうる団体・事例のノウハウを、これから継承活動を本格化しようとする団体・地域で共有し、得られた成果が波及していくことで、新たな継承活動をスムーズに行うことができるよう支援していく。						

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
⑤-10	祭礼や伝統芸能に関わる市民や民間団体等の参加ニーズの把握	◎行政 ・市民 ・民間団体				39
	伝統芸能の普及・継承への市民の主体的・継続的な参加を促進するため、関連文化財群に関わる活動等に対する市民や民間団体等のニーズ・実態を把握する。					
⑤-11	祭礼や伝統芸能に関する地域まちづくり事業の支援	◎行政 ◎市民 ・民間団体				40
	自治会などが実施する伝統芸能の普及・継承に関連する地域まちづくり事業に対し、助成金の交付や技術的な支援を行う。					
⑤-12	●文化財の所有者・管理者・伝承団体への補助金の交付や民間助成金の導入支援	◎行政 ・所有者				47
	文化財の所有者・管理者・伝承団体の活動を支援するため、佐倉市文化財保存整備事業補助金を交付するとともに、市以外の補助金、民間等の助成金の導入を促すため、それらの情報提供・申請支援を行う。					
⑤-13	●保存環境の実態に関する調査とより望ましい保存環境の構築・提案	◎行政 ◎所有者 ・学識者 ・民間団体				51
	個人・団体などが所有する文化財で扱いの難しい美術工芸品、歴史資料の保存環境について、実態の調査と所有者のニーズを把握し、その情報をもとにより望ましい保存環境の構築・提案を行う。					
⑤-14	●本群に関わる既存の展示スペースの確保・維持とネットワーク化	◎行政				54
	本群に関わる既存の展示スペースを今後も確保・維持し、それぞれの内容・機能を見直し、つながりをもたせ、役割を明確にしたうえで、相互に利用してもらえるように整備を図る。また、他の展示スペースや各文化財とのネットワーク化によって「まちの博物館化」を目指す。					

## 第3節 文化財保存活用区域の概要と措置の推進

### 文化財保存活用区域 江戸を支え、江戸と結ばれた城下町

時代：近世・近現代 / 地域：佐倉

#### 【本群の概要】

今から約400年前、慶長15年(1610)に佐倉の領主となった土井利勝は、翌年より約7年をかけて佐倉城を築きました。土井利勝以降、有力な譜代大名が城主となり老中をはじめとする幕府要職を務め、佐倉城は江戸の東の要衝として位置づけられ政治的にも軍事的にも江戸を支えたのです。築城と同時に城下も整備され、江戸とは佐倉道(成田街道)により結ばれました。佐倉は城下町として江戸を支え、影響を受けながら発展していきました。

城の設計は、石垣を用いず、土塁と空堀・水堀を巧みに配置し守りを固め、近世の城普請の集大成のひとつに数えられています。大手門東の宮小路、鐺木小路、並木町などに武家地が置かれ、宮小路の東に新町、城の北に田町といった町人地を配置。城下町には、江戸と成田を結ぶ成田街道(佐倉道)が通り、参勤交代や年貢米の輸送に用いられ、江戸から成田山への参詣客でも賑わうようになりました。

旧城下の町並みは、当時の道筋、地割をよく残していることが江戸時代に描かれた「佐倉城大絵図」をはじめとする絵図群との比較によりうかがえます。また土井利勝によって創建された松林寺や堀田正睦が社殿を造営した麻賀多神社など、当時より信仰を集めた神社仏閣も残っています。そして、幕末の佐倉は藩主堀田正睦のもと蘭学の先進地としても知られています。藩校成徳書院では充実した蘭学教育が行われ、蘭方医佐藤泰然によって順天堂が開かれ、近代医学の発祥地のひとつに数えられています。

明治初期には城内の建物が取り壊され、佐倉城は陸軍歩兵連隊の兵営所として再利用されたことにより、城下町も連隊のまちへと変貌しました。この頃、町の人々はかつて江戸で使われていた江戸型山車を購入し引き廻しを行い、江戸で失われた祭礼文化が佐倉で受け継がれたのです。また、最後の城主であった堀田正倫は、廃藩置県により一時佐倉を離れましたが、「旧堀田邸」を本邸とし産業・教育の振興に尽力します。その功績は大きく、甚大寺の金毘羅縁日なども含め現代においても佐倉の人々に親しまれています。第二次世界大戦後、兵営所は解体され、佐倉城址公園、国立歴史民俗博物館、佐倉中学校、佐倉東高校などが置かれ、城は文化・教育・憩いの場として姿を変えました。

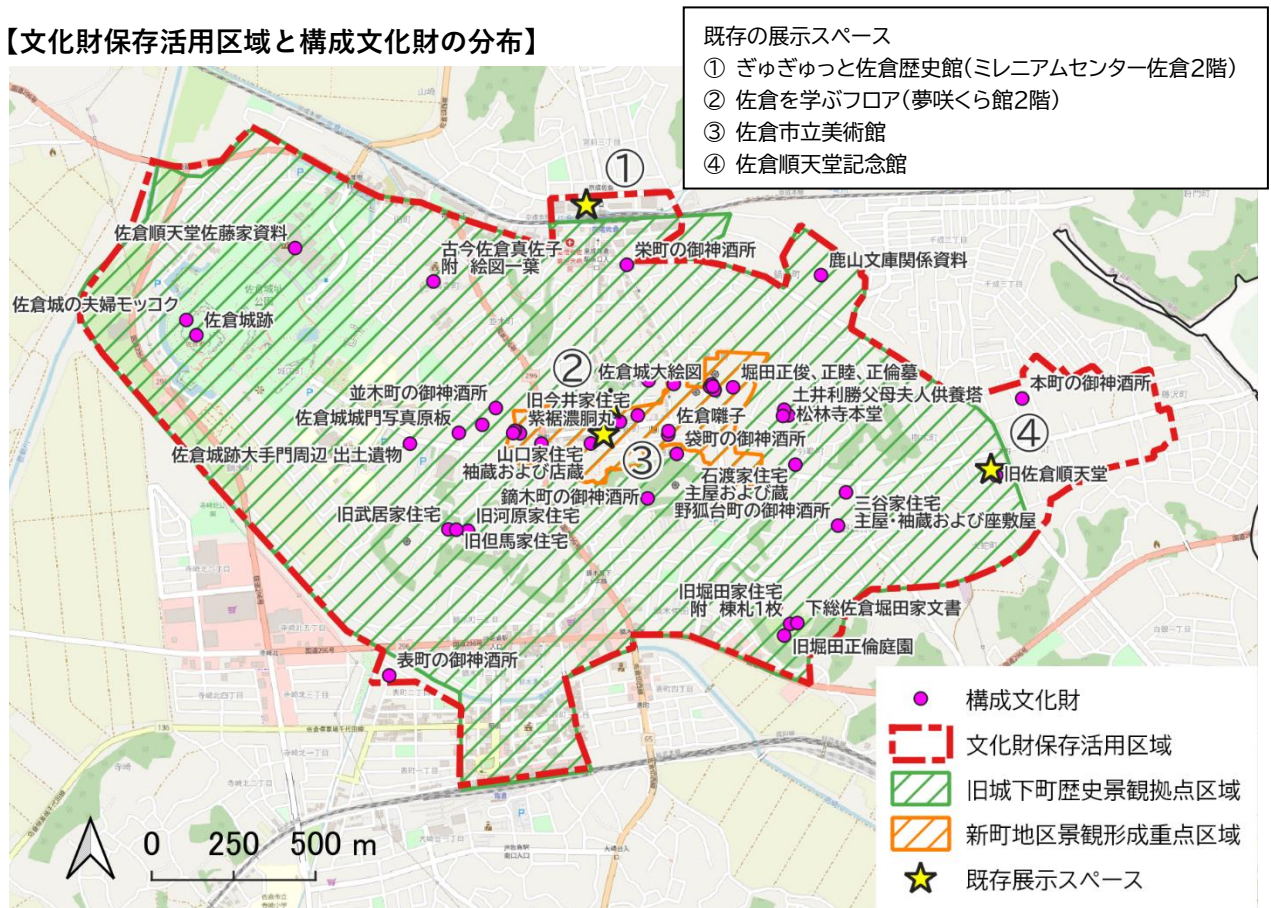
このように、現在の佐倉には江戸を支え、江戸と結ばれた歴史文化を今に伝える文化財が多く残り、これらを通して江戸の趣きを今に感じる事ができるのです。

#### 【本群を構成する文化財】

名称	種別(区分)	指定・登録等
旧堀田家住宅 附 棟札1枚	有形(建造物)	国指定
旧堀田正倫庭園	記念物(名勝)	国指定
旧武居家住宅	有形(建造物)	国登録
旧平井家住宅	有形(建造物)	国登録
旧今井家住宅	有形(建造物)	国登録
佐藤家住宅	有形(建造物)	県指定
旧河原家住宅	有形(建造物)	県指定

松林寺本堂	有形（建造物）	県指定
紫裾濃胴丸 附木箱1合 折紙8通 由緒書1通	有形（工芸品）	県指定
鳳凰蒔絵鞍	有形（工芸品）	県指定
天球儀	有形（工芸品）	県指定
鹿山文庫関係資料	有形（歴史資料）	県指定
武術 立身流	無形	県指定
旧佐倉順天堂	記念物（史跡）	県指定
堀田正俊・正睦・正倫墓	記念物（史跡）	県指定
佐倉城の夫婦モッコク	記念物（天然記念物）	県指定
旧但馬家住宅	有形（建造物）	市指定
鎬木麻賀多神社本殿 附 棟札2枚	有形（建造物）	市指定
麻賀多神社神輿	有形（工芸品）	市指定
六崎区神輿	有形（工芸品）	市指定
旧佐倉町の祭礼用具	有形（工芸品）	市指定
佐倉城大絵図	有形（絵画）	市指定
古今佐倉真佐子・附図	有形（書跡・典籍）	市指定
佐倉城城門写真原版	有形（歴史資料）	市指定
松林寺古絵図	有形（歴史資料）	市指定
伝堀田正盛坐像	有形（歴史資料）	市指定
小幡家旧蔵佐倉城関係資料	有形（歴史資料）	市指定
佐倉城跡	記念物（史跡）	市指定
土井利勝父母夫人供養塔	記念物（史跡）	市指定
佐倉囃子	民俗（有形）	市指定
山口家住宅 袖蔵および店蔵	有形（建造物）	市登録
三谷家住宅 主屋・袖蔵および座敷屋	有形（建造物）	市登録
石渡家住宅 主屋および蔵	有形（建造物）	市登録
表町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
田町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
宮小路町第一の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
並木町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
袋町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
野狐台町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
鎬木町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
栄町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
本町の御神酒所	民俗（有形）	未指定（市民文化資産）
紺糸素懸威桶側二枚胴具足	有形（工芸品）	未指定
下総佐倉堀田家文書	有形（歴史資料）	未指定
佐倉順天堂佐藤家資料	有形（歴史資料）	未指定
佐倉城跡大手門周辺 出土遺物	有形（考古資料）	未指定
佐倉の秋祭り	民俗（無形）	未指定
佐倉道（成田街道）道標	記念物（史跡）	未指定

## 【文化財保存活用区域と構成文化財の分布】



資料：OpenStreetMap

## 【本区域における現状・課題】

- ・ 佐倉城と城下町が佐倉市の象徴として概ね共通認識されている一方で、市民にとってアピールポイントとなる文化財が明確になっていない。
- ・ 既存の展示スペースの機能・役割が十分に活かされておらず、文化財同士の面的な繋がりや連動が乏しい。
- ・ 佐倉城跡や旧城下町の周辺における地域の特徴を活かした一体的な景観形成や、案内・誘導サインによる文化財の視認性が不足している。
- ・ 城と城下町に関する歴史文化を実際に体験し、楽しみながら学ぶことのできる機会が少ない。
- ・ 日本遺産に認定された歴史文化の特性・強みが観光コンテンツとして十分に活かされておらず、観光客増加に繋がっていない。
- ・ 玄関口となる鉄道駅周辺における歴史的な景観特性への配慮が不足している。
- ・ 歴史的建造物の減少や低未利用地の増加により、従来の町割りやまち並みの連続性が変化しており、「歴史のまち佐倉」としての景観・文化が感じられなくなっている。
- ・ 旧城下町周辺に回遊の拠点となる施設や休憩場所が少なく、観光客の滞在時間が短い。








**【本区域の方針】**

- 佐倉市を代表する歴史文化の1つとして、本区域内に所在する文化財をアピールポイントとした「歴史のまち佐倉」のブランドイメージを確立し、情報発信を推進します。
- 本区域に含まれる構成文化財を活用した追体験・新体験の実施や、関連展示の充実、教育・観光の推進により、佐倉市を代表する歴史文化の魅力の発信や普及啓発を展開します。
- 城と城下町に関する歴史文化の特性・強みを活かした新たな観光スタイルを展開し、観光客の誘致・消費促進に向けた連携体制を構築します。
- 佐倉市景観計画の「景観拠点区域」および「景観形成重点区域」との連動により、街道筋や鉄道駅周辺を含めた旧城下町周辺の歴史文化に配慮した一体的な景観形成を推進します。
- 各観光拠点の回遊性向上を目指す佐倉市観光グランドデザインの「観光 W コア構想」との連動により、本区域に含まれる構成文化財を旧城下町周辺の拠点として活用するための環境整備を推進します。

**【本区域に基づく措置】**

※措置の概要表の見方については第6章\_第1節を参照

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
A-1	●城下町の歴史文化の魅力をより深く知ってもらう「追体験」の企画・実施	◎行政 ・市民 ・民間団体				5
	本区域内の文化財そのものの価値や魅力をより深く知ってもらうための普及啓発事業を行う。近世の武家文化に基づいた歴史考証を十分に行い、リアリティ追求のための専門的な知識とそれをどのように提示するのかの工夫を図り、城下町の歴史文化や文化財を知る特別な機会を提供する。					
A-2	●城下町の歴史文化の価値や魅力に別の価値や魅力を付加する「新体験」の企画・実施	◎行政 ・市民 ◎民間団体				6
	文化財が持つそのものの価値や魅力に、別の価値や魅力を付加したより効果的な普及啓発事業を行う。文化財そのものが持つ雰囲気の高さや本区域内での立地などを活かし、専門家だけの目線によらないアプローチや既存の枠にとらわれないアイデアを具体化し、これまでに興味のなかった層へ城下町の歴史文化、文化財を知る機会を増やしていく。					
A-3	●若い世代を対象とした SNS 等の活用による、旧城下町周辺に関する戦略的な情報発信	◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体				7
	佐倉の城下町の歴史文化に関する情報発信にあたっては、幅広い情報発信が可能な SNS 等のサービスを活用し、本区域内の未指定文化財に関する普及啓発についても戦略的に推進する					
A-4	●旧城下町周辺の構成文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売	◎行政 ・学識者				8
	本区域内の文化財やその歴史文化を紹介する冊子を編集・発行・販売する。					
A-5	佐倉市観光グランドデザインにおける他部局事業と連携した情報発信の推進	◎行政 ・市民 ・学校 ・民間団体				10
	近世の武家文化に関する情報発信にあたっては、佐倉市観光グランドデザインにおいて本区域内を対象に推進している他部局の取り組みとの連携を図り、より効果的な発信とともに、各事業との相乗効果を促す。					

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
A-6	●城下町の歴史文化に関する実物の文化財展示の推進	◎行政 ・学識者				11
	江戸を支え、江戸と結ばれた城下町の特徴を踏まえた実物の文化財に関する展示を本区域内で行い、常時あるいは定期的に文化財を直接見ることができる機会を提供する。					
A-7	美術館における城下町の歴史文化を踏まえた展示の計画・実施	◎行政				12
	本区域内に位置する佐倉市立美術館の地理的な特徴を活かし、城や城下町の歴史文化を踏まえたテーマによる展示を計画し、実施することで美術館の活動自体にもさらなる幅をもたせていく。					
A-8	●シティプロモーションにおける旧城下町に関する魅力の明確化	◎行政 ・市民 ・所有者 ・民間団体				13
	市内外に向けたシティプロモーション事業と連動し、本区域内の文化財を近世の武家文化の象徴として、その魅力を掘り起こし、定住・交流に資するアピールポイントを明確にする。					
A-9	「3つのとなり」を踏まえた旧城下町周辺におけるターゲットの明確化	◎行政 ・民間団体				14
	佐倉市観光ランドデザイン「観光Wコア構想」におけるターゲット戦略である「3つのとなり」を踏まえ、佐倉城跡や旧堀田邸を中心としたツアーの誘致や、城下町の歴史文化PRイベントの検討に向けて本区域内の文化財を拠点として活用する。					
A-10	●SDGsやICTを活用した探求学習など新しい観点による幅広い佐倉学・城下町の歴史文化の活用	◎行政 ◎学校 ・民間団体				16・22
	SDGsの教育体験プログラムや「佐倉市GIGAスクール構想」におけるICTの「学び」への活用のように、佐倉学と城下町の歴史文化の活用にあたって新しい教育の観点を取り入れる。					
A-11	周囲の修景などによる視認性・統一性の向上	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・民間団体				18
	城下町や街道沿いの宿場の趣きを感じさせる景観を継承するため、周辺の土地利用に配慮した景観誘導を行い、本区域内の文化財やまち並みの視認性を高め、自然と調和した環境と一体的なデザインの形成を図る。					
A-12	土地利用に応じ、まち並みの連続性に配慮した沿道景観の誘導	◎行政 ・所有者 ・学識者 ・民間団体				19
	街道周辺の沿道空間における建造物の建て替えや低未利用地の増加などによる景観の魅力低下を防ぐため、本区域内の建築物や工作物の配置を誘導し、まち並みの連続性を保全・創出する。					
A-13	●日本遺産の構成文化財を活用した体験プログラムの造成・販売・ブラッシュアップ	◎行政 ◎民間団体				23
	本区域内の日本遺産「北総四都市江戸紀行」の構成文化財を活かした体験プログラムを行政・観光教委・民間団体と協働して造成し販売する。販売と並行してモニターツアーなどを実施しながら内容のブラッシュアップを図る。					
A-14	●城下町の歴史文化をテーマとした社会科見学や修学旅行などの教育旅行の誘致	◎行政 ・学校 ・民間団体				24
	本区域内の武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館などの文化財施設や佐倉城跡などの佐倉地区の豊富な「学び」を提供するコンテンツを活かし、校外学習・教育旅行の誘致を図る。					

No.	措置(事業名)	取組主体	実施期間			関連する措置 No.
			前期	中期	後期	
A-15	旧城下町周辺の観光拠点の整備	◎行政 ・民間団体	●■■■■▶			26
	本区域は、佐倉市観光グランドデザイン「観光 W コア構想」の2つの核の1つである城下町地区と重なることから、観光拠点の整備にあたっては、佐倉市の歴史文化の特徴を踏まえた要素を強みとして取り込み、より他都市と差異化されたサービスを提供し、観光客の誘致・消費促進につなげる。					
A-16	拠点となる構成文化財を繋ぐ交通手段の整備によるアクセス性の向上	◎行政 ・民間団体		●————▶		28
	本区域内の拠点となる各文化財を訪問するための自動車や自転車、バスといった交通手段との円滑な接続に向けた結節点の整備や、交通事業者との連携を図る。					
A-17	拠点となる構成文化財や旧城下町周辺の快適なまち歩き空間の創出と休憩場所の整備	◎行政 ・民間団体		●————▶		29
	本区域内の拠点となる各文化財を市民や観光客が楽しく歩いてめぐることができるよう、安全で歩きやすい空間・導線の整備を図るとともに、回遊者が気軽に利用しやすい休憩場所の配置を検討する。					
A-18	旧城下町周辺の展示施設や観光施設、飲食店などと連携したモデルコースの作成と相互利用の推進	◎行政 ・市民 ・民間団体	●■■■■■■■■■■▶			30
	本区域内の観光施設や飲食店などの観光拠点と各文化財の立地を関連づけた新たなモデルコースを作成し、本区域内の回遊性を向上させるとともに、各文化財と観光拠点の相互利用を促進する。					
A-19	区域内に集積する文化財の関連マップや案内板の設置	◎行政 ・市民 ・所有者	●■■■■■■■■■■▶			31
	案内板の設置にあたっては、既存の関連マップとの整合や、スマートフォンなどのデジタルデバイスとの連動により、本区域内の文化財の視認性や回遊性の向上を図る。					
A-20	民間団体等による旧城下町周辺の構成文化財の短期・長期的な利活用の促進	◎行政 ・所有者 ◎民間団体	●■■■■■■■■■■▶			41
	本区域内の文化財の立地を活かした民間団体等による商業利用などの需要を想定し、保存と活用を両立した収益化に向けた積極的な利活用を促進する。					
A-21	●区域内の既存の展示スペースの確保・維持とネットワーク化	◎行政		●————▶		54
	本区域内の展示スペースを今後も確保・維持し、それぞれの内容・機能を見直し、つながりをもたせ、役割を明確にしたうえで、相互に利用してもらえるように整備を図る。また、他の展示スペースや本区域内の各文化財とのネットワーク化によって「まちの博物館化」を目指す。					